～人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち～

第２次紀の川市
長期総合計画

KINOKAWA

「人が行き交い
自然の恵みあふれる
住みよいまち」の実現に向けて

2005（平成17）年11月7日に誕生した紀の川市は、2015（平成27）年度で新市合併10周年を迎えました。

これまでの本市は、第１次紀の川市長期総合計画の基本構想で掲げた将来像「いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市」の実現に向けて、旧町が有する個性や特色ある貴重な資源を生かしつつ、旧町の枠を超えた一体感の醸成と均衡ある発展を目指して、調和のあるまちづくりに取り組んできました。

この間、少子高齢化と人口減少の進行、それに伴う経済活動の衰退、大規模自然災害を契機とした防災・減災に関する意識の高まり、さらには地方分権の進展など本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に、人口減少の抑制につながる地域活性化対策、大規模な自然災害への対応は、本市の急務の課題であり、このような社会情勢の変化や、複雑・多様化する市民ニーズに対応するため、将来にわたって持続可能で安全・安心なまちづくりを進めていくことが、重要な役割であると考えています。

こうした状況を踏まえ、本市の新たなまちづくりの指針となる「第２次紀の川市長期総合計画」を策定いたしました。

本市は、美しい自然環境や全国トップクラスの生産量と品質を誇る果物をはじめ、多くの誇るべき地域資源を有しています。これらの魅力を生かし、市民の皆さまと力を合わせてともに目指す将来像を「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」と定め、今後は、将来像の実現に向けて、計画の推進に鋭意取り組んでまいります。

計画の策定にあたっては、これまでの10年間の取組の成果と課題を検証するとともに、市民意識調査や小・中学生アンケート、市民ワークショップなど、 さまざまな手法により多くの市民の皆さまのご意見を伺い、計画に反映することができました。

今後、市民の皆さまをはじめ、地域、団体、事業者の皆さまと行政が、まちづくりの目標や役割などを共有し、それぞれが地域の主役となり成果を分かち合えるよう着実に計画を推進してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、活発なご意見・ご提言をいただきました長期総合計画審議会委員、市議会議員の皆さまをはじめ、市民意識調査や市民ワークショップなどの機会を通してご意見をいただきました市民の皆さま、ならびに関係各位に心からお礼を申し上げます。

2018（平成30）年3月

紀の川市長 **中村 慎司**

目　次

～人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち～

第２次紀の川市長期総合計画

第１部 序論

第1章　第2次紀の川市長期総合計画の概要

(1)計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2)計画策定の観点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(3)計画の構成と期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章　第2次紀の川市長期総合計画の背景

(1)社会環境の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(2)紀の川市の魅力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(3)紀の川市の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・ 13

第２部 基本構想

第1章　将来像とまちづくりの目標

(1)紀の川市の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(2)まちづくりの目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(3)計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(4)基本構想の推進にあたって ・・・・・・・・・・・・ 23

第2章　将来人口

(1)国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果 ・ 24
(2)目標人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第３部 基本計画

基本計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
長期総合計画と総合戦略との関係 ・・・・・・・・・・ 29
第2次紀の川市長期総合計画基本計画体系表 ・・・ 30
基本施策の見方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第１章

安心して健やかに暮らせるまち
～ともに支え合おう～

1-1-1 地域防災力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・ 36,37
1-1-2 効率的で効果的な消防体制の整備 ・・・・・・ 38,39
1-1-3 災害に強いまちの形成・・・・・・・・・・・・ 40,41
1-1-4 防犯・交通安全対策の推進 ・・・・・・・・・ 42,43
1-2-1 健康づくりと疾病予防・・・・・・・・・・・・ 44,45
1-2-2 地域医療体制・医療サービスの充実 ・・・・・ 46,47
1-2-3 医療保険制度の安定運営 ・・・・・・・・・・ 48,49
1-3-1 地域福祉の仕組みづくりと推進・・・・・・・・ 50,51
1-3-2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進・・ 52,53
1-3-3 障害者の自立支援 ・・・・・・・・・・・・・ 54,55
1-3-4 生活に困窮している方への支援・・・・・・・・ 56,57

第２章
育み学ぶ元気なまち
～ともに育み生涯学ぼう～

2-1-1 子育て環境・体制の整備、支援 ・・・・・・・・・ 60,61
2-1-2 保育環境の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・ 62,63
2-1-3 地域の子供の健全育成の推進 ・・・・・・・・・ 64,65
2-2-1 学校教育環境の充実 ・・・・・・・・・・・・・ 66,67
2-2-2 子供の力をのばす教育 ・・・・・・・・・・・・ 68,69
2-3-1 生涯学習の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 70,71
2-3-2 歴史資産の保護・活用 ・・・・・・・・・・・・ 72,73
2-3-3 スポーツの振興と環境の充実 ・・・・・・・・・ 74,75

第３章
交流と活気が生まれるまち
～ともに生きがいを持とう～

3-1-1 地域の特性を生かした農業振興 ・・・・・・・・ 78,79
3-1-2 均衡の取れた農村や農地の整備 ・・・・・・・・ 80,81
3-1-3 商工業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 82,83
3-2-1 就労支援の充実と雇用創出の振興 ・・・・・・・ 84,85
3-3-1 観光資源を発掘・活用した観光振興 ・・・・・・ 86,87
3-3-2 国際交流と国内交流 ・・・・・・・・・・・・・ 88,89

第４章
快適で環境と調和するまち
～ともに自然と生きよう～

4-1-1 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備 ・・ 92,93
4-1-2 道路や橋梁などまちの基盤整備 ・・・・・・・・ 94,95
4-1-3 公共交通ネットワークの充実 ・・・・・・・・・ 96,97
4-2-1 快適な生活環境の維持 ・・・・・・・・・・・・ 98,99
4-2-2 ごみや資源物の効率的な収集・処理 ・・・・ 100,101
4-2-3 適切な生活排水対策の推進 ・・・・・・・・・ 102,103
4-2-4 水道水の安定的な供給 ・・・・・・・・・・・ 104,105
4-3-1 豊かな自然環境の保全 ・・・・・・・・・・・ 106,107

第５章
健全で自立したまち
～ともに参加しよう～

5-1-1 人権が尊重された差別のない社会の実現 ・・ 110,111
5-2-1 地域自治・地域コミュニティの充実 ・・・・ 112,113
5-2-2 地域の活性化と移住・定住環境の充実 ・・・ 114,115
5-3-1 市政情報の発信と適正な情報管理 ・・・・・ 116,117
5-3-2 健全な財政運営の確立 ・・・・・・・・・・ 118,119
5-3-3 将来を見据えた行政経営の推進 ・・・・・・ 120,121
5-3-4 職員の育成と職場環境の充実 ・・・・・・・ 122,123

資料編

策定体制図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
紀の川市長期総合計画審議会条例 ・・・・・・・・ 127
紀の川市長期総合計画審議会委員名簿 ・・・・・ 128
紀の川市長期総合計画本部設置要綱 ・・・・・・ 129
紀の川市長期総合計画本部委員名簿 ・・・・・・ 130
策定の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
諮問・答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
アンケート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
市民ワールドカフェ ・・・・・・・・・・・・・・ 138
市民ワークショップ ・・・・・・・・・・・・・・ 139
紀の川市プロフィール ・・・・・・・・・・・・・ 140

第１部 序論

第１章　第２次紀の川市長期総合計画の概要

(1)計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2)計画策定の観点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(3)計画の構成と期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第２章　第２次紀の川市長期総合計画の背景

(1)社会環境の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(2)紀の川市の魅力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(3)紀の川市の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1章　第2次紀の川市長期総合計画の概要

(1)計画策定の趣旨

本市は、2005（平成17）年11月7日に那賀郡打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町の５つの町が合併して誕生しました。2008（平成20）年3月に第１次紀の川市長期総合計画を策定し、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までの10年間、まちづくりの基本方針を示した基本構想と、基本構想を実現するための具体的な取組を盛り込んだ基本計画や実施計画に基づいて、各地域の特性や独自性を大切にしながら、市民と一体となってまちづくりに取り組んできました。その結果として、紀の川の清流を中心に恵まれた自然と豊かな伝統が息づく美しい魅力あるまちとして、2015（平成27）年11月7日には紀の川市誕生10周年という記念すべき日を迎えることができました。

しかしながら、この間、少子高齢化と人口減少はさらに進み、経済活動の衰退など本市を取り巻く環境が変化しており、今後も新たな課題や社会情勢の変化が予想されます。そこで、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として、2018（平成30）年度を初年度とする第2次紀の川市長期総合計画を策定しました。

用語説明

※1 市民ワールド・カフェ
自由に意見を出し合い、お互いの思いや考えの背景について探求し、相互理解を深めることを目的に「カフェ」のようなリラックスした雰囲気で、気楽に、でも真剣味ある話ができる場のこと。

※2 市民ワークショップ
さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、お互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめていく場のこと。

※3 行政評価
行政活動の目的を明確にしながら、成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物などを総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み

※4 紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（2014（平成26）年12月）に基づき、紀の川市における人口等の現状分析を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。

※5 紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014（平成26）年12月）に基づき、「紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」をふまえ、今後５年間の目標や施策の基本的な方向を示したもの。

(2)計画策定の観点

第2次紀の川市長期総合計画については、将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれる紀の川市を実現するため、以下の５つの観点を大切にして策定しました。

① 本市の地域特性を生かした計画づくり

本市にあふれる地域資源に加えて、各地域の特性や独自性を改めて認識し融合させ、市の発展につなげられるような計画を策定しました。

② 分かりやすい計画づくり

計画の策定から推進に至るまでの状況を、まちづくりに関わる全ての人にタイムリーに情報発信・情報共有しながら計画を策定しました。

また、計画の体系に合わせた組織機構を構築することで、行政における責任の所在を明確にし、部・課が統一的な目標に向かって機能できる計画を策定しました。

③ 市民ニーズを反映した計画づくり

計画の策定過程において、市民意識調査や市民ワールド・カフェ※1、市民ワークショップ※2など、さまざまな手法を活用しながら市民とともにまちづくりの方向性を検討し、計画を策定しました。

また、よりスムーズに施策を展開していくため、市民と行政がそれぞれの役割分担を明確にした計画を策定しました。

④ 実現性・実効性の高い計画づくり

社会経済情勢や行財政の状況の変化、市民ニーズの多様化を踏まえた真に有効性の高い施策を見極めて計画を策定しました。

また、行政経営の視点に立ち、行政評価※3の仕組みを構築し、目標に向けた進捗管理を定期的に実施することで、予算・人員と行政評価の連動を強め、経営資源に裏付けされた実現性・実効性の高い計画を策定しました。

⑤ 個別計画の方向性と整合を図った計画づくり

2015（平成27）年に策定した「紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン※4」や「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略※5」のほか、財政計画をはじめ各種個別計画における取組の方向性と整合性のある計画を策定しました。

(3)計画の構成と期間

第2次紀の川市長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、それぞれの計画期間は、社会情勢や環境の変化に柔軟に対応するため、また、市長の政策方針に基づいた具体的な施策を示し取り組むため、改定の時期を市長の任期と連動させることで、効果的かつ効率的な市政運営を目指します。

① 基本構想（計画期間：2018（平成30）年度を初年度とした9年間）

基本構想は、まちづくりの基本理念とこれにより実現を目指す紀の川市の将来像を定め、市政運営の基本方針を示すものです。

② 基本計画（計画期間：前期5年間、後期4年間）

基本構想を実現するため、行政と市民が一体となって進める具体的な取組（施策）を体系的に示したものです。

③ 実施計画（計画期間：3年間）

実施計画は、毎年度の予算化の中で事業実施を図るとともに、施策・事業の進捗状況や成果の達成状況を踏まえて、毎年度ローリング方式によって計画を見直すものです。

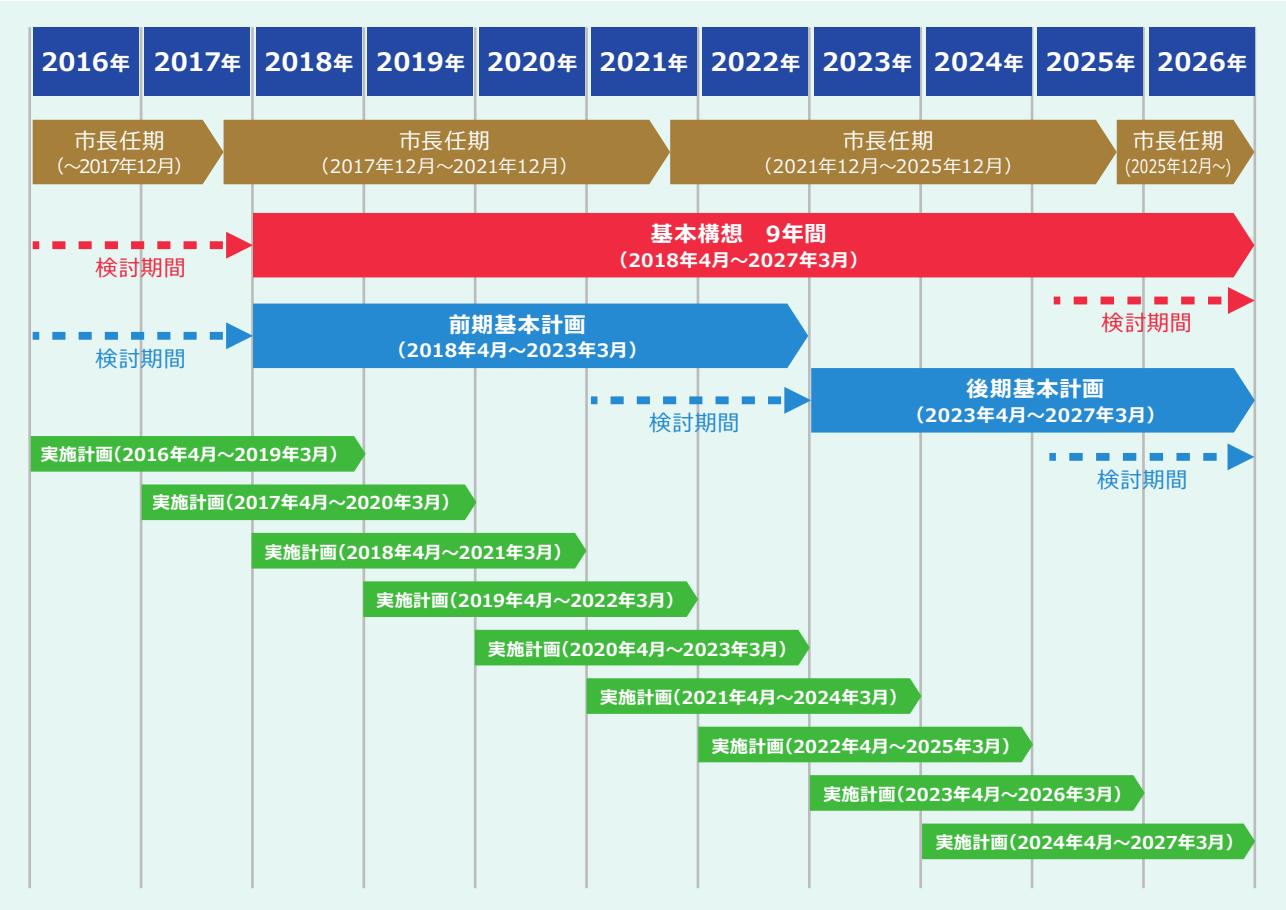

第2章　第2次紀の川市長期総合計画の背景

(1)社会環境の変化

① 少子高齢化と人口減少の進行

我が国では、2008（平成20）年に始まった人口減少が今後、加速度的に進み、年齢別人口構成も大きく変化していくことが予想されます。

和歌山県の人口は、全国よりも早い流れで減少が進んでおり、1985（昭和60）年の108万7千人をピークに減少に転じ、今後、何も対策を講じなければ2060年には「50万人」程度まで激減すると予測されています。また、転入・転出の状況は転出超過の状況が続き、なかでも県外への進学や就職による若年層の減少により、高齢化が進行しています。

特に、生産年齢人口（15 ～ 64歳）の減少は、地域経済の活力の低下を招くとともに、福祉や医療などの市民生活全般に大きな影響を及ぼす要因となるため、その対応が課題となっています。

② 安全・安心な暮らしに対する意識の高まり

我が国は、諸外国と比べて、台風、大雨、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などの自然災害が発生しやすい国土であり、特に近年、東日本大震災や熊本地震など、激甚な地震災害が発生しています。

和歌山県が実施した「2016（平成28）年度　防災・減災に関する県民意識調査」では、南海トラフの地震について、「関心がある」と回答した人の割合は96.3%（全県地区）、「今後10年以内に起こる可能性があると思っている」と回答した人の割合は63.2%（全県地区）となっており、安全・安心な暮らしに対する意識が高まってきているため、自然災害に対する体制や組織の強化が急務となっています。

③ 経済雇用環境の変化

近年、日本経済を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えています。企業の雇用形態の変化や働き方の多様化により、非正規雇用者が増加しており、収入格差などの問題が生じています。そのため、安定した雇用環境の確保が求められています。

また、グローバル化※1の進展に伴い、外国人を雇用している事業所数、外国人労働者数ともに増加しており、経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野で活躍する外国人労働者を受け入れるための就労環境の整備とともに、外国人の生活面での環境整備が課題となっています。

さらに、一人一人の意思や能力、個人の事情に応じた多様で柔軟な働き方が選択可能となり、労働生産性の向上、経済成長につながる好循環が構築されることで、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限に発揮できる社会の実現が求められています。

用語説明

※1 グローバル化
社会的あるいは経済的な関連が、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象をいう。日本で使われ出した1970年代当初は、環境問題など人類共通の問題として取組が必要な問題などがグローバルな問題などとして使用されたが、1990年代以降は経済のグローバル化が強調されて使われるようになってきている。

④ 環境問題の深刻化

地球温暖化や大気汚染などの環境問題が世界的に深刻化しており、特に、地球温暖化の進行は、地球レベルでの気温・海水面の上昇、洪水・高潮、干ばつをはじめとした異常気象の増加など、広範な影響を及ぼすと予想されているため、資源の地域内循環や持続可能なライフスタイルの実現など、環境保全に向けた循環型社会への転換が求められています。

⑤ 地方分権・地方自治の進展

社会経済環境の変化に伴い、地域住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の課題に取り組むことができるようにするため地方分権改革が進められています。今後は、地方の「発意」と「多様性」を重視し、地方自治体への権限移譲や規制緩和などが進められ、これまで以上に地方自治体が果たす役割は重要性を増していきます。

(2)紀の川市の魅力

① 美しい自然と豊富な農作物

本市は、北部に和泉山脈、南部に紀伊山地を控え、これらの間を東西に市名の由来でもある紀の川が流れています。また、南部からは貴志川が紀の川に合流しており、平野部はこれらの河川に沿って発達し、こうした水辺環境と調和した街並みが形成されています。

また、温暖な気候と紀の川がもたらす肥沃な土壌を最大限に利用して、野菜、果物、花き※1など多種多様な農作物を生産しています。農林水産業が盛んな和歌山県内においても、2015（平成27）年農業産出額では、農業産出額全体と果実分で県内1位を誇り、トップブランド「あら川の桃」をはじめ、はっさく、いちじく、柿、キウイフルーツ、いちごなど四季折々の果物が収穫できる全国有数の果物産地です。また、これらの素材を生かした加工品も数多くあり、安心と本物にこだわった品質で人気を集めています。

② 伝統ある歴史・文化

本市は先人が築いてくれた数多くの伝統ある歴史・文化を有しています。紀伊国分寺跡の史跡、国宝「紙本著色粉河寺縁起（しほんちゃくしょくこかわでらえんぎ）」が伝える粉河寺、国宝「沃懸地螺鈿金銅装神輿（いかけじらでんこんどうそうしんよ）」を有する鞆渕八幡神社、桃山時代の建築様式を伝える三船神社をはじめとする文化財は、幾世代にもわたり大切に守り伝えられてきた郷土のかけがえのない宝です。

また、紀州三大祭の１つである粉河祭をはじめ、まちを挙げてのまつりは、地域に活気を生み出しています。

さらに、本市は、江戸時代に世界で初めて全身麻酔による乳がん摘出手術を成功させた華岡青洲など、世界的な偉人を輩出しています。

③ 至便な立地条件

本市は和歌山県の北部に位置しており、関西国際空港のある泉佐野市に隣接していることから、海外とのアクセスも良好です。今後、さらなる拡大が予想される訪日外国人旅行市場や海外への農産物の輸出についても、本市経済活性化への大きな機会と考えられます。

加えて、2014（平成26）年の京奈和自動車道の開通により、奈良県・京都府へのアクセスが改善され、2017（平成29）年には京奈和自動車道と阪和自動車道が直結し、アクセスがさらに向上しました。

用語説明

※1 花き
観賞の用に供される植物のことであり、具体的には、切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類をいう。

④ 若者が集う大学の立地

和歌山県内でも数少ない高等教育機関として、本市に1993（平成5）年に開設された近畿大学生物理工学部には約1,900人（2017（平成29）年5月時点）の学生が所属しています。本市教育委員会と近畿大学生物理工学部は、教育分野における協定を締結し、連携を図ってきました。

また、2015（平成27）年12月に策定した「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、交流人口の増加ひいては定住人口の増加につながる地域資源の核と位置付け、2016（平成28）年には教育分野だけでなく、相互の特性を生かし、両者のより一層の発展と活性化、地方創生に資するため、本市と近畿大学による包括連携に関する協定を締結しました。若者が集う大学があることにより、活力あるまちづくりの大きな推進力となっています。

(3)紀の川市の現状と課題

① 少子高齢化と人口減少の進行

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所※1の人口推計結果によると、2040年には約47,500人(約15,700人減少)、2060年には約34,000人(約29,200人減少)になり、年齢3区分別人口の推計結果は、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15歳～ 64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加すると推計されています。このような少子高齢化と人口減少の進行により、経済や産業活動が縮小し税収入が減少する一方で、社会保障費が増加するなど、市の財政への影響も大きくなることが見込まれます。

また、人口減少に伴い、町内会や自治会などの担い手不足や消防団の団員数の減少など、地域コミュニティや地域防災の機能が低下し、地域からにぎわいがなくなり、地域への愛着が失われていく可能性があります。子育てしやすく、安全・安心で暮らしやすい地域づくりを進めるとともに、交流人口の増加を図ることで移住を促進するなど、人の流れと働く場づくりに取り組むことも重要です。人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指す必要があります。

② 大規模自然災害への対応

南海トラフは、日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数センチメートルの割合で沈み込んでいる場所であり、2つのプレートの境界にひずみが蓄積されています。過去、南海トラフでは約100 ～ 200年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震(昭和東南海地震(1944(昭和19)年)、昭和南海地震(1946(昭和21)年))が発生していますが、発生後70年近くが経過しているため、次の大地震発生の可能性が高まっています。

また、本市は、近畿地方から四国地方にかけて横断している活断層「中央構造線断層帯」の上に位置しており、2016(平成28)年4月に発生した熊本地震のような直下型の大地震が発生する可能性もあります。

さらに、近年増加傾向にある集中豪雨や台風により、河川やため池の堤防決壊による浸水被害や土砂災害発生の可能性も高まっています。

そこで、これまで発生した災害で得た教訓を生かし、災害発生時に災害情報の収集・伝達をはじめ、救助・救援の依頼・受入・指示など迅速かつ適切に判断し、行動できる体制を整えておくことが必要です。大規模災害が発生すると被害が広範囲に及ぶため、行政による救助や救援活動(公助)が困難になる可能性もあり、自分の身の安全は自分で守るという「自助」の意識や、自分たちの地域はお互いに助け合って守るという「共助」の意識を全ての地域住民が持つことも求められています。

用語説明

※1 国立社会保障・人口問題研究所
厚生労働省に設置された国立の政策研究機関で、平成8年に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立された。日本の社会保障制度は、比較的若い人口構造と高い経済成長率を前提に構築されてきており、このような人口・経済社会・社会保障の相互関連の理論的・実証的研究を行っている。特に、日本の人口変動の分析や将来人口の推計のほか、年金・医療・介護・保育など社会保障分野についての分析を行っている。

③ 基幹産業である農業の維持・強化

本市は県内1位の農業産出額を誇り、四季折々の果物が収穫できる全国有数の果物産地です。この強みを生かし、2017（平成29）年には、果物をテーマにした市民手づくりの体験博である「紀の川フルーツ体験！ぷるぷる博覧会」が初めて開催されるなど、市民活動による地元農産物の消費拡大や農業関係団体の育成に取り組み、地域産業のすばらしさや大切さを伝えることを目的として、生産者と消費者との交流の場を設ける取組を進めています。

また、台湾、香港をはじめ東南アジアで人気のある桃の輸出など、紀の川市産果物の輸出拡大に向けて、訪日外国人の取り込みを企画したグローバルな取組を行っています。

しかしながら、農産物価格の低迷により農業だけでは生計を維持することが難しいこと、農業従事者の高齢化などの要因から、全産業のうち農業従事者をはじめとした第1次産業就業者が占める割合は、1995（平成７）年の23%から2015（平成27）年には19%に減少しています。

さらに、耕作放棄地の増加、農産物流通の多様化や鳥獣被害の増加など、本市の農業を取り巻く環境は不安定になっています。

④ 雇用創出と産業振興

本市では、大学進学や就職を機に市外に転出している傾向が見られます。しかし、市民意識調査の結果では「仕事があれば紀の川市に帰ってきたい」と考える若者が多くなっています。

そのため、本市では働く場をつくることにより、紀の川市で生まれ育った若者が、紀の川市で暮らし続けられるよう、また、Uターンで戻ってこられるよう雇用の場の確保が必要です。

企業は、雇用の安定化と拡大、地域文化への参加などにより、地域に根ざした産業を発展させ、紀の川市のまちづくりに参画する役割も兼ね備えています。

そのような中、本市では積極的な企業誘致の推進に加え、誘致後もさらなる発展を期待して継続的な支援を行っています。誘致企業は、市内の既存企業との連携・融和を図り、地域経済の活性化に寄与することが期待されています。

本市の強みであり基幹産業である農業の振興など既存産業の活性化のほか、新たな企業誘致や創業支援、異業種間の連携を進める必要があります。

⑤ 安定した財政運営の取組

高齢化の進行、市民のライフスタイルの多様化などから、行政サービスへのニーズは多岐にわたりますが、職員定数の減少、地方交付税の減額により、全てのニーズに対応することが難しくなりつつあります。人員配置の最適化、実施事業の見直しなどを図り、より効率的で効果的な行財政運営を行っていくことが必要です。

また、本市が保有する公共施設は、高度経済成長期以降の行政需要の増大に伴い整備されており、特に昭和40年代後半から50年代にかけて、学校教育施設、子育て支援施設、公営住宅などの施設が集中的に整備されました。そのため、今後、施設の老朽化による安全性の低下や修繕費用の増加が見込まれ、それと同時に、大規模改修や建替えの時期が集中することも予測され、財政的な負担がますます増えていく可能性があります。特に、本市は2005（平成17）年の5町合併に伴い、旧町時代に整備された用途や目的が重複した公共施設を多く抱えているため、旧町から引き継いだ施設の総合的な調整を含めた効率的かつ効果的な公共施設のあり方の見直しが必要です。

第２部 基本構想

第１章　将来像とまちづくりの目標

(1)紀の川市の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
(2)まちづくりの目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(3)計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(4)基本構想の推進にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・23

第２章　将来人口

(1)国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果 ・・・・24
(2)目標人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

(1)紀の川市の将来像

加速度的に進んでいく人口減少や急速な少子高齢化、大規模自然災害の発生リスクの上昇、経済・社会のグローバル化の進展、地球レベルでの環境問題の深刻化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方で、本市は、市民の多くが未来に託したいと考える美しい自然環境や全国トップクラスの生産量・品質を誇る果物をはじめとした豊富な農作物に加え、長年にわたり培われてきた価値ある歴史・文化、貴重な地域資源をふんだんに生かした産業など数多くの優れた魅力を有しています。

このような状況を踏まえ、本市が持つ優れた魅力を積極的に生かし、市民と行政が力を合わせてともに目指す本市の将来像を次のとおり定めます。

将来像

『人が行き交い　自然の恵みあふれる　住みよいまち』

市民ワークショップや市職員ワークショップ、長期総合計画審議会において協議を重ね設定した本計画が目指す将来像には、以下のような想いが込められています。

- **紀の川市に多くの人が訪れ、来訪者・市民を問わず交流が盛んで活気にあふれるまち**
- **恵まれた自然環境、豊かな地域資源を生かした魅力あふれるまち**
- **生活している誰もが安全に安心して暮らせるまち**
- **子供から高齢者まで全ての市民がいきいきと暮らせるまち**
- **本市に関わるみんなが紀の川市に愛着を持っているまち**

この将来像の実現に向けて次の５つの分野のまちづくりの目標を掲げ、政策を展開していきます。

(2)まちづくりの目標

安全・安心

1 安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～

安全・安心は市民の生活を支える大事な基盤です。誰もが不安なく暮らしていくためには、子供や高齢者が巻き込まれる犯罪や交通事故を防止するとともに、南海トラフや中央構造線断層帯による地震などの大規模自然災害への対応が強く求められています。

そのような中、消防団や自主防災組織の活動を支援するとともに、防災訓練の実施など市民とともに防災意識を高め、防災・防犯設備の充実や交通安全運動の推進により、地域一体となって防災・防犯対策を強化することが重要になっています。

また、市内の医師不足や医療設備の充実をはじめとした医療体制の整備・充実や市民の健康づくりを推進することを目指します。

子供や高齢者、障害のある方など、多様な市民が心から安心して暮らすためには、福祉のさらなる充実も欠かすことはできません。必要な人に適切な福祉サービスを提供し、市民がともに支え合うことで安心して健やかに暮らすことができるまちを目指します。

子育て・教育

2 育み学ぶ元気なまち ～ともに育み生涯学ぼう～

子育て・教育は次世代の担い手を育てる営みです。しかし、核家族化や共働き世帯の増加により、子育ての負担が増加しているほか、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭やひとり親家庭の増加などにより、子育てを支援する仕組みの充実が必要となっています。

そのような中、地域全体で子供や子育てを温かく見守り支えることがさらに重要になってきます。

また、少子化など児童の減少による教育環境の変化への対応や、多様な世代が生涯を通して学び合うことができる機会をさらに充実していく必要があります。

生涯学習の機会を設けることは市民の生きがいや糧となるものです。地域に根ざした特色ある学校教育の充実によって学力の向上を図るとともに、幅広い世代が伝統ある歴史や文化に触れながら生涯学ぶことにより、子供も大人も元気に育ち学び続けることができるまちを目指します。

産業・交流

3 交流と活気が生まれるまち
～ともに生きがいを持とう～

産業・交流は市の活性化の源となります。しかし、基幹産業である農業は、農産物の価格低迷や農業の担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えています。

そのような中、農業生産基盤の維持・強化をはじめ、さらなる新規就農者の支援や農産物のブランド化などを検討するとともに、地産地消の推進など市民への継続した働きかけも必要となっています。

また、若者をはじめとした就労者のニーズを満たす企業誘致や産業創出の強化に努め、全ての産業を活性化することで雇用の場を確保し、併せて豊富な観光資源を生かした交流を図っていくことも重要です。

果物をはじめとした豊富な農作物などの強みを生かし、特色のある地域産業の振興や点在する観光資源の効果的な活用などによって交流を活性化させ、市民と市に関わる全ての人がいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

都市基盤・生活環境

4 快適で環境と調和するまち
～ともに自然と生きよう～

都市基盤・生活環境は市民の生活インフラを支える必要不可欠なものです。しかし、高度経済成長期に建設された道路や橋梁などの大量のインフラが維持更新できず、機能不全や安全性の低下に陥るおそれがあります。そのため、計画的なインフラの更新を進めるとともに、関西国際空港や大阪へのアクセスの良さを生かしながらさらなる交通の利便性を高めた都市基盤の形成が重要です。

また、紀の川をはじめとした美しく豊富な自然環境を大切にし、次世代につないでいくことも重要です。そのために、市民が環境に対する意識を持ってまちづくりに参加する仕組みを構築し、市民と行政が一体となって快適で環境と調和のとれたまちづくりを推進します。

地域づくり・行政経営

5 健全で自立したまち ～ともに参加しよう～

地域づくり・行政経営は地方自治の根幹を担うものです。しかし、人口減少や少子高齢化に伴い、地域づくりやコミュニティ形成のあり方にも変化が見られることから、これまでのつながりと併せて新しい人と地域のつながり、人と人とのつながりが求められています。

また、市民生活の多様化が進む中、新たな市民ニーズや課題に的確に対応するため効果的で効率的な行政経営が必要であり、地方分権の進展からより一層の責任と創意工夫が求められています。

そのような中、市民参画によるまちづくりを進めることにより、市民と行政が一体となった行政経営を行っていくことが重要であることから、行政評価などを積極的に活用し、持続可能で健全なまちを目指します。

(3)計画の体系

将来像	キーワード(分野)	まちづくりの目標(政策目標)
人が行き交い　自然の恵みあふれる　住みよいまち	安全・安心	1 安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～
	子育て・教育	2 育み学ぶ元気なまち ～ともに育み生涯学ぼう～
	産業・交流	3 交流と活気が生まれるまち ～ともに生きがいを持とう～
	都市基盤・生活環境	4 快適で環境と調和するまち ～ともに自然と生きよう～
	地域づくり・行政経営	5 健全で自立したまち ～ともに参加しよう～

(4)基本構想の推進にあたって

基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、以下の３つの視点（考え方）を組織横断的、施策横断的に意識し、取組を進めていきます。

また、人口減少や少子高齢化の影響、地方交付税の減少など社会情勢の変化に対応するため、特に重要な施策を明確にし、優先順位付けや予算の重点配分などに注力することで、これまで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を展開していきます。

① 市民と行政が協働するまちづくり

第１次紀の川市長期総合計画では、「協働」を政策目標の１つとして掲げ、さらに「協働によるまちづくりの指針」を作成し、市民と行政が協働するまちづくりを推進してきました。人口減少と少子高齢化の進行をはじめ、今まで経験したことのない社会構造の変化や多様化する地域課題、行政サービスに対応するため、第２次紀の川市長期総合計画の基本構想の推進にあたっても、市民と行政が協働するまちづくりを推進します。

② 地域活力の維持（紀の川市まち・ひと・しごと創生）に向けた取組

「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本方針として、市民の希望をかなえ、子育てしやすく、安全安心で暮らしやすい地域づくりを進めるとともに、交流人口の増加を図ることで移住を促進するなど、人の流れと働く場づくりに取り組み、それらによって出生率の向上を図り、社会動態の減少を是正することで人口減少を抑制し、将来にわたって年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能な「強い」紀の川市づくりを進めることを掲げています。

この基本方針に基づき、総合戦略の基本目標である「地域資源を生かした魅力あるまち」「魅力ある仕事・職場のあるまち」「若い世代から選ばれるまち」「安全・安心で暮らし続けたいまち」の実現に向けて、本市の豊富な地域資源を生かし、全庁的に連携を図りながら取組を推進します。

③ 効率的で効果的な行政経営

基本構想の推進にあたっては、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスを提供するという「行政経営」の考えに基づき、限りある経営資源（ヒト、モノ、カネ）の中で、市民本位の効率的で質の高い行政の実現を目指す必要があります。施策や事業などの評価・検証を踏まえた行政評価制度（ＰＤＣＡサイクル※1）の活用により、効率的で効果的な行財政運営の確立を図ります。

用語説明

※1 ＰＤＣＡサイクル
計画（Plan）→ 実行（Do）→ 検証（Check）→ 改善（Action）の頭文字をそろえたもので計画を確実に実行し、次の計画に活用するプロセスのこと。

(1)国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果

国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)が発表した推計(2013(平成25)年3月)によると、本市の人口は、国全体の人口よりも速いスピードで減少するとともに、年少人口や生産年齢人口が減少し、超高齢社会になることが予想されています。

人口は年々減少していき、2060年には現在の人口の約52%程度、34,052人になると推計しています。大幅な人口の減少は、地域経済の停滞や地域文化の喪失、市の財政悪化などを引き起こす可能性があります。

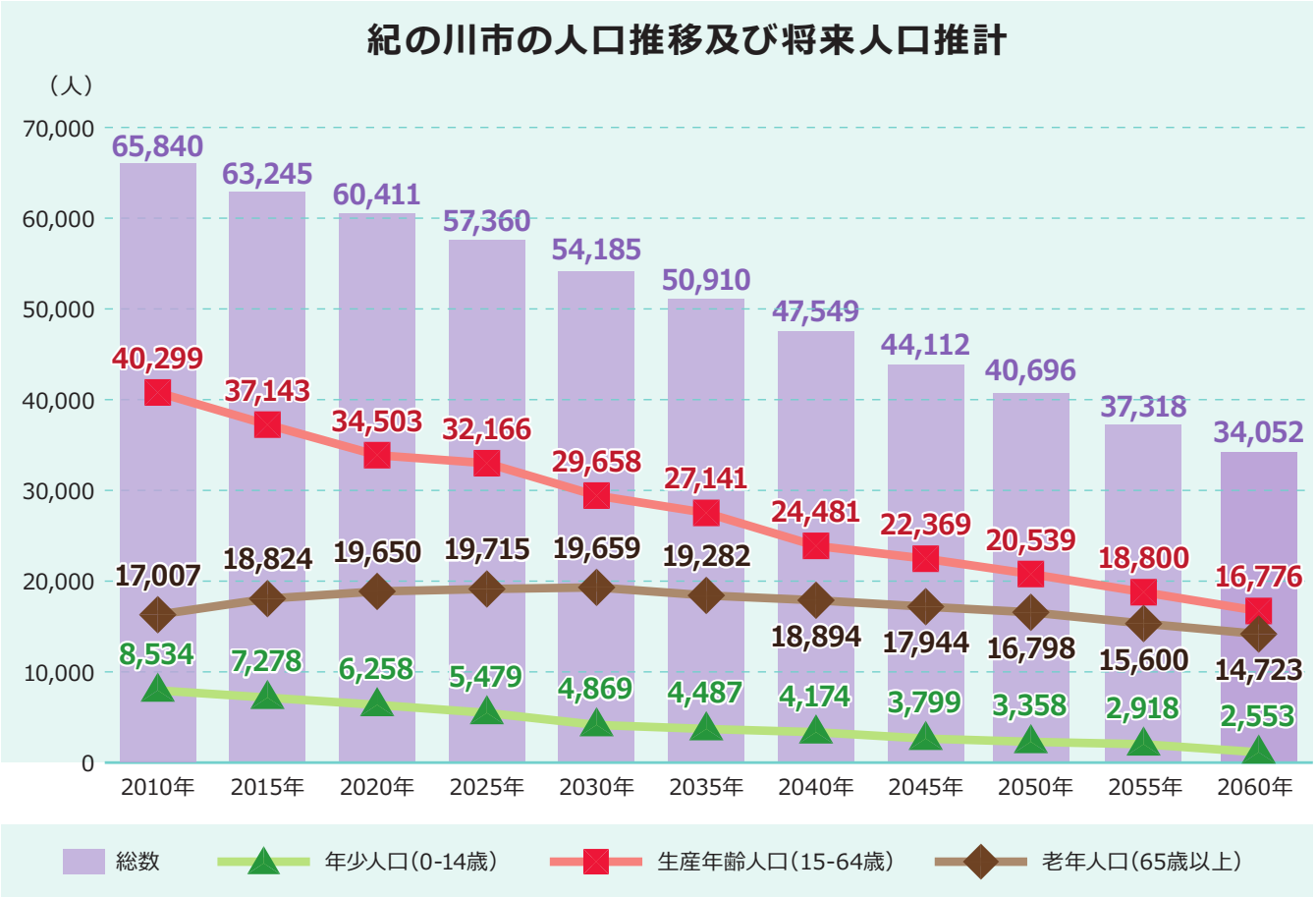

出典 ： 紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成27年9月)17ページ

(2)目標人口

市民が将来にわたって滞りなく行政サービスを享受し、豊かな生活を営んでいくためには、人口減少に歯止めをかける取組が必要です。

そこで、本市では、市民の希望をかなえ、安心して子供を産み育てられる環境の充実を図るなどの取組により、人口減少、少子化に歯止めをかけます。また、紀の川市で生まれ育つ若者が紀の川市で暮らし続けられるような取組を進めるなど人口流出を抑制します。さらに、他地域の方が移住できるような取組を進め、新しい人の流れを促します。

これらの取組により、本計画の最終年度である2026年の将来人口を約60,000人（紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計（将来展望人口））と設定し、本計画内の各種施策を進めていきます。

目標人口

2026年　約60,000人

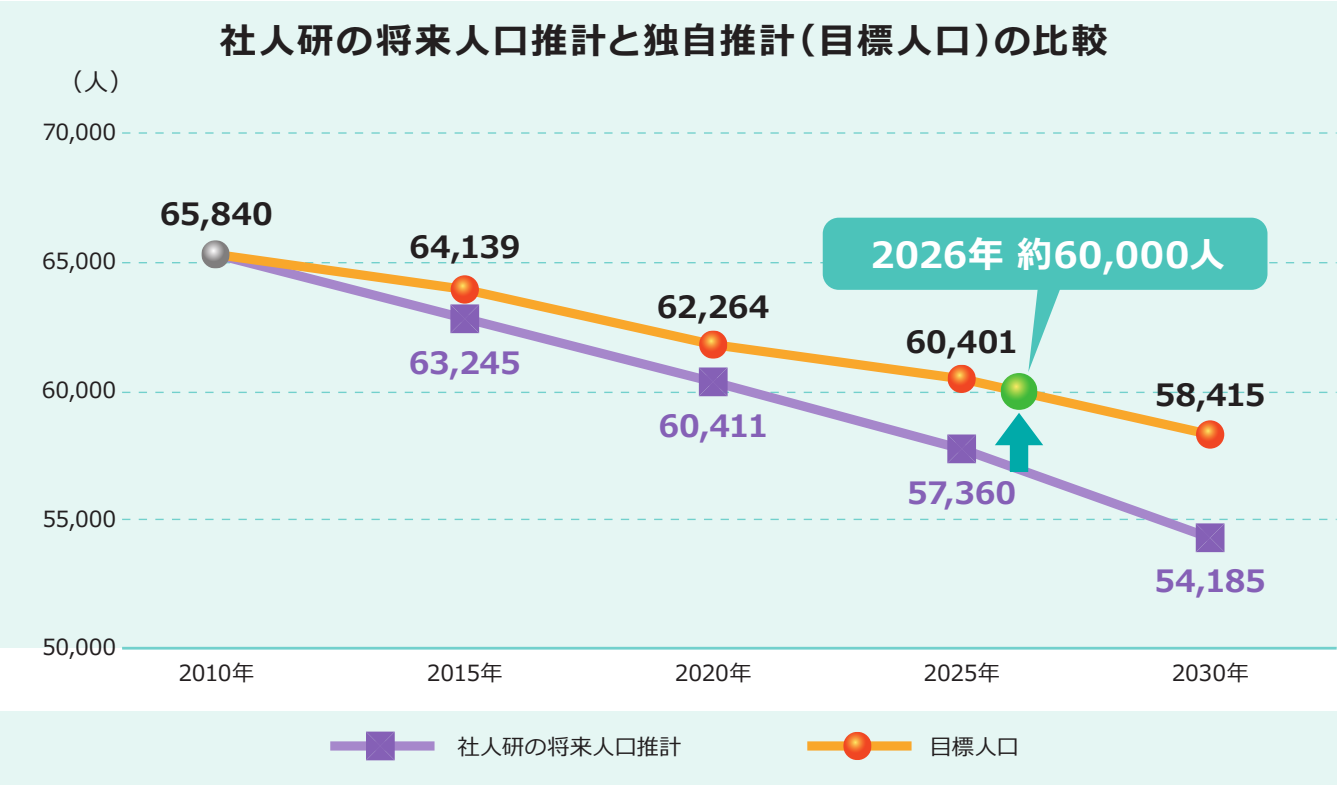

第３部 基本計画

基本計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
長期総合計画と総合戦略との関係・・・・・・・・・・・・・・29
第２次紀の川市長期総合計画基本計画体系表・・・・・・・・30
基本施策の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

基本計画とは

基本計画は、2018（平成30）年度から2022年度までの5年間（後期は4年間）の計画期間とし、15の施策、40の基本施策で構成しています。市民の皆さまにより分かりやすく、具体的な内容をお伝えするため、40の基本施策ごとに「目指す姿」「成果指標」「主な取組方針」などを示しています。

市の将来像である「人が行き交い　自然の恵みあふれる　住みよいまち」を実現するため、基本構想で定める５つのまちづくりの目標のもとに15の施策、40の基本施策を展開します。

施策体系は「第2次紀の川市長期総合計画基本計画体系表」のとおりです。

【基本計画の位置づけ】

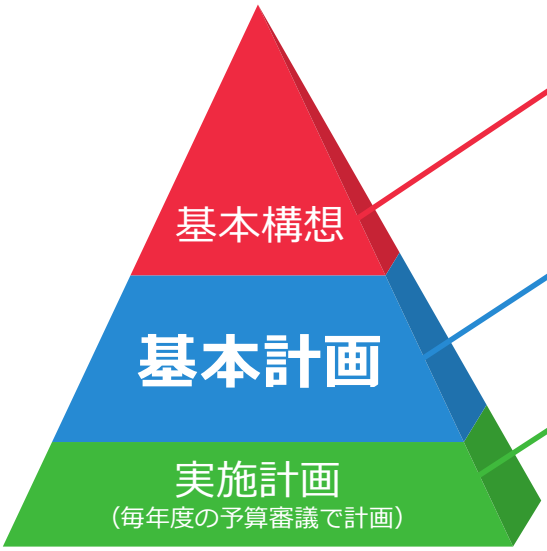

基本構想（計画期間：2018年度～2026年度までの9年間）

基本構想は、まちづくりの基本理念とこれにより
実現を目指す紀の川市の将来像を定め、
市政運営の基本方針を示すものです。

基本計画（計画期間：前期5年間（2018年度～2022年度）、後期4年間）

基本構想を実現するため、行政と市民が一体となって進める主な取組（施策）を体系的に示したものです。

実施計画（計画期間：3年間）

毎年度の予算化の中で事業実施を図るとともに、
施策・事業の進捗状況や成果の達成状況を踏まえて、
毎年度、計画を見直すものです。

【基本施策の内容】

40の基本施策ごとに、市民の皆さまにわかりやすく施策方針を伝えるため、以下の内容を明示しています。

- 関係課：基本施策の取組に大きく関わる担当課を記載
- 目指す姿：基本施策の方向性を簡潔に記載
- 成果指標：市民の皆さまにどのような影響を与えるか（成果）という視点から目標値を設定
- 現状と課題：基本施策を取り巻く環境やこれまでの紀の川市の取組、優先的に解決すべき主な課題を記載
- 主な取組方針：今後、5年間に優先的に実施する取組、主要な取組を記載
- 協働（ともに進めるために）：市民の皆さまや地域の方などの役割を記載
- 関連する個別計画：当該基本施策の方針をより具体的に示している個別計画を記載

※実際の基本施策ページの見方については、「基本施策の見方」をご参照ください。

長期総合計画と総合戦略との関係

本市では、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指すため、具体的な取組を示した「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2015（平成27）年度に策定しました（計画期間は2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間）。この計画では、①地域資源を生かした魅力あるまち、②魅力ある仕事・職場のあるまち、③若い世代から選ばれるまち、④安全・安心で暮らし続けたいまちの４つの基本目標を掲げ、まちづくりを進めています。

最上位計画である長期総合計画が本市の全般的な施策展開や基本的な方向性を示すものであるのに対し、総合戦略は「人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現」に向けて、重点的・横断的に取り組むべき施策の方向性を示しています。

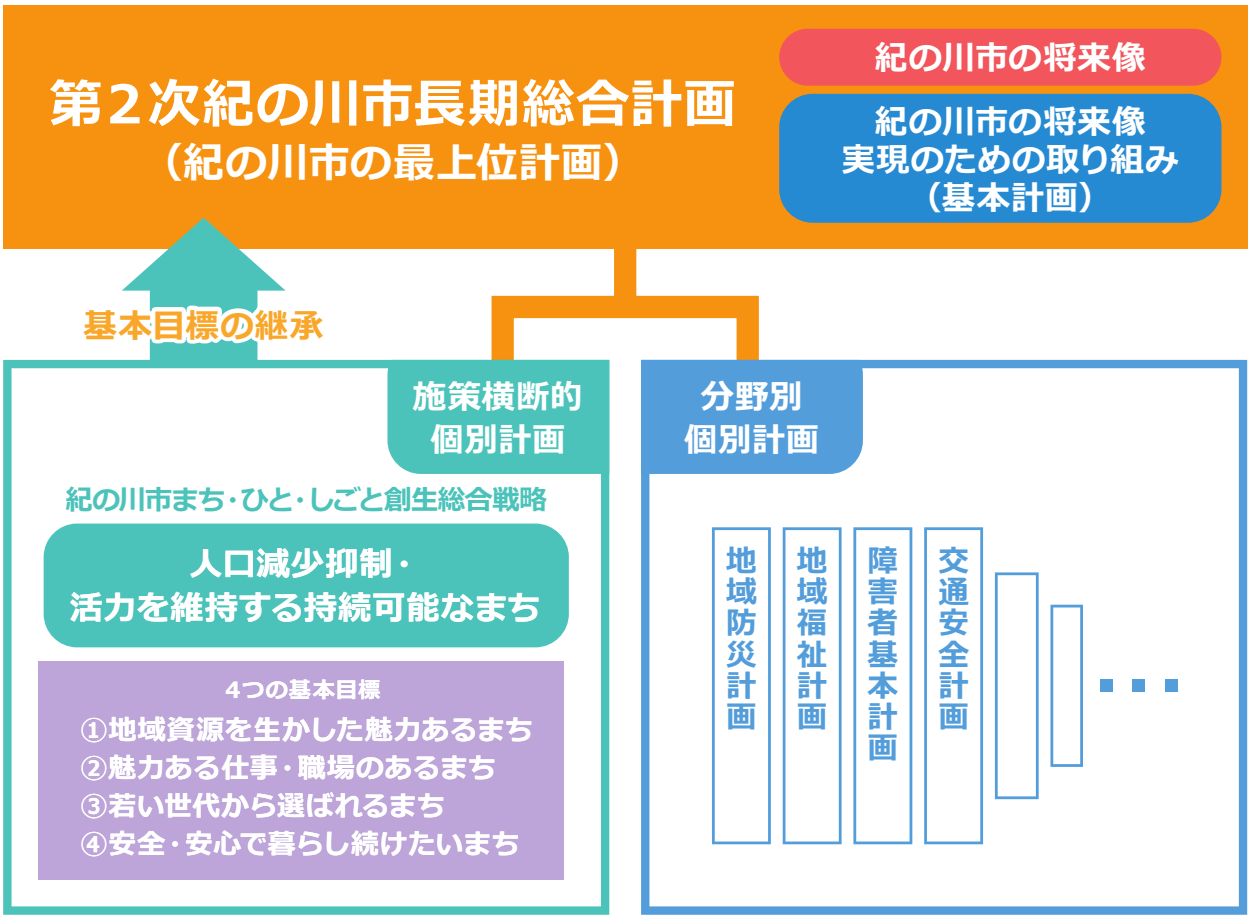

第２次紀の川市長期総合計画策定時には、この「紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた４つの基本目標の達成を念頭に置き、この方針との整合を図りながら計画策定を進めました。この４つの基本目標を施策横断的なプロジェクトとし、次ページの基本計画体系表に第２次紀の川市長期総合計画の施策体系との関係を整理しています。

第2次紀の川市長期総合計画 基本計画体系表

【紀の川市まち･ひと･しごと創生総合戦略】
1. 地域資源を生かした魅力あるまちづくりプロジェクト
2. 魅力ある仕事・職場のあるまちづくりプロジェクト
3. 若い世代から選ばれるまちづくりプロジェクト
4. 安全・安心で暮らし続けたいまちづくりプロジェクト

政策目標	施策目標	基本施策	主な取組方針①
1【安全・安心】の分野 安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～	1【防災】【防犯】	1 地域防災力の向上	防災意識の啓発、普及 4-1
		2 効率的で効果的な消防体制の整備	消防・救急・救助体制の充実
		3 災害に強いまちの形成	治水対策の推進
		4 防犯・交通安全対策の推進	交通安全意識の向上推進
	2【健康】【医療】	1 健康づくりと疾病予防	正しい生活習慣の定着を図る取組の充実 4-2
		2 地域医療体制･医療サービスの充実	地域医療体制の充実
		3 医療保険制度の安定運営	国民健康保険制度の安定的運営
	3【福祉】	1 地域福祉の仕組みづくりと推進	地域におけるつながり、交流の推進
		2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進	高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
		3 障害者の自立支援	理解と支え合う体制づくり
		4 生活に困窮している方への支援	生活困窮者自立の推進
2【子育て･教育】の分野 育み学ぶ元気なまち ～ともに育み生涯学ぼう～	1【子育て環境】【保育サービス】	1 子育て環境・体制の整備、支援	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援機能の強化 3-1
		2 保育環境の充実	保育サービスの充実 3-1
		3 地域の子供の健全育成の推進	子供の安全確保と環境の整備 4-1
	2【学校教育】	1 学校教育環境の充実	教育相談の充実
		2 子供の力をのばす教育	確かな学力の向上 3-2
	3【生涯学習】【生涯スポーツ】	1 生涯学習の推進	生涯学習機会の提供
		2 歴史資産の保護・活用	歴史文化の保護・継承
		3 スポーツの振興と環境の充実	生涯を通じたスポーツ活動の推進
3【産業・交流】の分野 交流と活気が生まれるまち ～ともに生きがいを持とう～	1【農業振興】【産業振興】	1 地域の特性を生かした農業振興	地域の魅力を生かす農業振興対策 1-4 2-1
		2 均衡の取れた農村や農地の整備	ほ場整備の推進 2-1
		3 商工業の振興	既存商店の活性化の推進
	2【雇用】【就労】	1 就労支援の充実と雇用創出の振興	企業誘致の促進 2-3
	3【観光】【交流】	1 観光資源を発掘・活用した観光振興	誘客・観光 PR の促進 1-1 1-4
		2 国際交流と国内交流	国際交流の推進
4【都市基盤・生活環境】の分野 快適で環境と調和するまち ～ともに自然と生きよう～	1【都市基盤整備】【公共交通】	1 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備	計画的な土地利用の促進
		2 道路や橋梁などまちの基盤整備	橋梁の適正な維持管理 4-3
		3 公共交通ネットワークの充実	公共交通の維持・確保・充実 4-3
	2【生活環境】【環境保全】【循環型社会】	1 快適な生活環境の維持	環境保全の推進
		2 ごみや資源物の効率的な収集・処理	ごみの減量化・資源化の促進
		3 適切な生活排水対策の推進	下水道の計画的な整備と施設の適正管理
		4 水道水の安定的な供給	老朽化施設の計画的な更新
	3【自然環境】	1 豊かな自然環境の保全	自然環境保全につながる教育･啓発の推進
5【地域づくり・行政経営】の分野 健全で自立したまち ～ともに参加しよう～	1【人権尊重】	1 人権が尊重された差別のない社会の実現	人権啓発と相談体制の充実
	2【地域自治】【コミュニティ】【地域振興】	1 地域自治・地域コミュニティの充実	自治会の活性化支援 4-2
		2 地域の活性化と移住・定住環境の充実	大学との連携推進 1-2 2-2
	3【市民サービスの向上】【財政運営】【行政経営】【職員育成】	1 市政情報の発信と適正な情報管理	広報活動の充実
		2 健全な財政運営の確立	財政計画に基づいた計画的な財政運営
		3 将来を見据えた行政経営の推進	効率的･効果的な行政サービスの提供
		4 職員の育成と職場環境の充実	戦略的な人材育成の推進

1-1 フルーツを核とした地域ブランド化　1-2 近畿大学との連携　1-3 移住定住の促進　1-4 地域資源の連携（既存資源のブラッシュアップ）
2-1 魅力ある農業の実現　2-2 地域イノベーションによる産業活性化・雇用創出　2-3 新たな企業（起業）の創出
3-1 出会いから子育てまでの切れ目のない支援　3-2 教育環境の充実　3-3 住環境の充実
4-1 安全なまちづくり（防犯・防災対策）　4-2 安心なまちづくり（医療・健康・福祉・コミュニティ対策）　4-3 計画的なまちづくり（便利なまち）

主な取組方針②	主な取組方針③	主な取組方針④	主な取組方針⑤	主な取組方針⑥
防災施設などの計画的な整備 4-1	行政の防災対応力の強化			
火災予防対策の推進	消防施設・装備の計画的な整備			
土砂災害防止対策の推進	農地・農業用施設の災害対策の推進	住宅耐震化の促進		
交通安全施設の整備	放置自転車対策の推進	地域防犯対策の推進 4-1	消費者の安全対策の推進	
疾病予防、重症化予防対策の充実 4-2	特定健診・特定保健指導の充実			
救急医療体制の充実	福祉医療費助成の実施	鞆渕診療所の安定的運営		
後期高齢者医療制度の安定的運営				
地域福祉を担い、支える人材の育成	相談支援体制の整備と充実			
高齢者の自立支援 4-2	介護保険サービスの適切な運営と充実	介護予防と健康づくりの推進	地域包括ケアシステムの構築	認知症対策の充実
地域で自立した生活を送るための支援	障害者の就労支援	安全・安心が確保される体制の整備		
地域の連携による子育て支援体制の充実 3-1	子育て支援サービスの充実 3-1	子育て世帯への経済的負担の軽減 3-1		
保育施設の整備、充実 3-1				
地域との交流・活動の推進	家庭教育の推進			
特別支援教育の充実	安全・安心で快適な教育環境の充実	学校給食の充実	教育の機会均等の確保	
豊かな心とたくましい体の育成	教職員の知識・技能の向上	幼児期教育の支援 3-1		
生涯学習施設の整備充実	図書館の充実			
文化財の活用				
スポーツ施設の充実と適切な管理				
農業経営の安定と強化 2-1	農業の担い手育成と支援 2-1			
農地・農業施設などの保全整備の推進	地域一体となった農地の多面的利用の促進			
中小企業の活性化の推進	地域資源を活用した産業活性化の推進			
創業の支援 2-3	就労への支援 2-2	雇用・職場環境の充実 3-3		
観光基盤・受入体制の整備 1-4	DMOの推進 1-1 1-4			
多文化共生への推進	国内交流の推進			
良好な居住環境の形成	地籍調査の着実な推進	計画的な都市基盤整備の推進 4-3	市営住宅の適正管理	
市道の整備・充実 4-3	高速道路、国・県道の整備促進 4-3			
公共交通の利用促進・啓発				
美しいまちづくりの推進	生活衛生の向上	地球温暖化対策の推進		
より効率的なごみ収集体制の構築	ごみの適正処理の推進			
浄化槽の普及促進とし尿の適正処理				
重要施設の耐震化の推進	水道事業の安定経営			
自然環境の保全・整備の推進	自然とのふれあいの場の創出			
人権教育の推進	男女共同参画社会の推進 3-3			
地域コミュニティ活動の推進・活性化				
移住・定住支援策の充実 1-3	出会いの場の創出支援 3-1	ふるさと納税の推進 1-4		
シティプロモーションの推進 1-4	広聴活動の充実	情報公開の推進と個人情報の適正な管理		
歳入確保のための取組の推進	出納事務の充実と公金の適正な管理の推進			
行財政改革の着実な推進	公共施設マネジメントの推進	市民窓口サービスの充実		
人材の確保と適正な配置による組織力の向上	良好な職場環境の整備・充実			

1-1-1 は政策(1) − 施策(1) − 基本施策(1) からなる
施策番号を表しているよ！
40 の基本施策ごとに、「目指す姿」やその達成状況を測るための「成果指標」、
目指す姿を実現するための「主な取組方針」などをまとめているよ！！

関係課 危機管理消防課

1-1-1 地域防災力の向上……

この基本施策に関わりの大きい
担当課を記載しているよ

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
自主防災組織率(世帯割)	全世帯に占める自主防災組織が既に設置されている自治区に所属する世帯数の割合で、地域防災力が向上しているかを測る指標	80.8%(2016年)	100.0%
自主防災組織の活動に参加している市民の割合	市民意識調査で「参加している」と回答した市民の割合で、地域における共助の取組の進捗状況を測る指標	18.9%	50.0%
[illegible]	[illegible]要	21.4%	50.0%
[illegible]	[illegible]	38.3%	70.0%

基本施策の対象である
「市民の皆さまの状態をどう変化させるか（アウトカム）」
という成果の視点で数値目標を立てているよ！
左から指標の名前、指標の説明、指標の現状値、
今後の目標値を設定しているよ！

かこ書のはるまち ～ともに支え合おう～

現状と課題

- 2016（平成28)年の熊本地震をはじめとして、近年、震度6弱以上の大地震が多発しています。県が2014（平成26)年に公表した南海トラフ巨大地震による被害想定では、本市でも震度6強の地震発生が予想されています。
- 本市では、自主防災組織の組織率100%を目指し、設立支援や啓発を行っており、2016（平成28)年度末現在80.8%（125組織）の自主防災組織が設立されています。
- 防災総合訓練をはじめ各種研修や訓練の機会を通して、自主防災組織や各種団体などの育成強化を実施しています。2016（平成28)年度は各種研修や訓練を53回実施し、2,485人の市民が参加しています。
- 若年層の防災意識向上を図るため、2016（平成28)年度から3ヵ年で市内の全小学校(16校)の4年生から6年生を対象に地域性を考慮した防災教室を実施し、2017（平成29)年度は、6校821人の児童が参加しました。
- 2017（平成29)年度実施の市民意識調査によると、「自主防災組織の活動に参加している」が18.9%、「家具固定を行っている」が21.4%、「3日分以上の備蓄をしている」が38.3%という状況であり、市民の自助の取組を推進するため、さらなる啓発が必要です。
- 市民に的確な情報を迅速に伝えるため、防災行政無線のデジタル化など、情報伝達手段の整備を進めています。

主な課題

- 自主防災組織の設立促進と活動活性
- 有事の際の指定避難所※1の
- 各家庭における備蓄や家
- 災害対策本部※2機能の充

この施策をとりまく社会環境や制度の変化、
これまでの市の取組や課題など、現状と課題をまとめているよ。
下の「主な課題」にはこの施策が抱える
優先的に解決すべき課題を簡潔に記載しているよ！！

用語説明

※1 指定避難所
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした、市町村が指定する施設。

※2 災害対策本部
災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るために設置される組織。災害に関する情報の収集、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針作成と方針に沿った対策を実施する。

36

5年後の施策の目指す姿を
簡潔に記載しているよ！

目指す姿や成果指標の達成を実現するため、
具体的にどのような取組を進めるのかを記載しているよ。
主な取組に絞って記載しているため、主要なものや、
前期基本計画期間内（2018年度から2022年度）に
優先的に取り組む内容から記載しているよ！！

目指す姿

自助・共助・公助の役割が機能し、
市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。

主な取組方針

方針① 防災意識の啓発、普及

- 自主防災組織の必要性を引き続き周知・啓発するとともに、未設置自治会に対しては設立を支援します。また、自主防災組織の活動が休眠状態となっている自治会に対しては、研修支援などを行い、活動を促進します。
- 関係機関や地域住民（自主防災組織）と連携し、防災活動に関する技術の向上と防災意識を高めるため、大規模災害（地震）を想定した総合的な防災訓練や地域ごとの避難所運営訓練などを実施します。
- 若年層の防災意識を高めるため、小学生を対象とした防災教室などを開催します。
- 各家庭における備蓄や家具固定を啓発します。

方針② 防災施設などの計画的な整備

- 自主防災組織が地域の実情に応じて必要な防災資機材などを購入できるよう、補助制度による支援を行います。

ります。

安全・安心

安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～

これからの行政経営には
市民の方や地域の方の協力も欠くことができないよ！
市民ワークショップなどで、市民の方に話し合っていただいた内容をもとに、
取組やすいもの、取組をすすめてほしいものを記載しているよ！！

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○家庭での備蓄や家具固定を行います。 ○地域の防災訓練や研修に参加します。
地域（みんなでできること）	○自主防災組織の設立を行います。 ○自主防災組織の活動、訓練を積極的に行います。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○職場での防災訓練を実施します。 ○事業継続計画の策定を進めます。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域防災計画	2006年度～
	国民保護計画	2006年度～
	地震防災対策アクションプログラム	2009年度～2018年度

施策を推進させるために、
より具体的な取組内容を記載した
個別計画を掲載しているよ！

第１章

安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～

1-1-1 地域防災力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・ 36,37

1-1-2 効率的で効果的な消防体制の整備 ・・・・・・ 38,39

1-1-3 災害に強いまちの形成 ・・・・・・・・・・・・・ 40,41

1-1-4 防犯・交通安全対策の推進 ・・・・・・・・・・ 42,43

1-2-1 健康づくりと疾病予防 ・・・・・・・・・・・・・ 44,45

1-2-2 地域医療体制・医療サービスの充実 ・・・・・・ 46,47

1-2-3 医療保険制度の安定運営 ・・・・・・・・・・・ 48,49

1-3-1 地域福祉の仕組みづくりと推進 ・・・・・・・・ 50,51

1-3-2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進 ・・ 52,53

1-3-3 障害者の自立支援 ・・・・・・・・・・・・・・・ 54,55

1-3-4 生活に困窮している方への支援 ・・・・・・・・ 56,57

関係課 危機管理消防課

1-1-1 地域防災力の向上

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
自主防災組織率(世帯割)	全世帯に占める自主防災組織が既に設置されている自治区に所属する世帯数の割合で、地域防災力が向上しているかを測る指標	80.8%(2016年)	100.0%
自主防災組織の活動に参加している市民の割合	市民意識調査で「参加している」と回答した市民の割合で、地域における共助の取組の進捗状況を測る指標	18.9%	50.0%
家具固定を行っている市民の割合	市民意識調査で「固定している」「固定が必要な家具類がない」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組の進捗状況を測る指標	21.4%	50.0%
水や食糧などを備蓄している市民の割合	市民意識調査で「1週間分以上の備蓄をしている」「3日分程度の備蓄をしている」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組の進捗状況を測る指標	38.3%	70.0%

現状と課題

- 2016(平成28)年の熊本地震をはじめとして、近年、震度6弱以上の大地震が多発しています。県が2014(平成26)年に公表した南海トラフ巨大地震による被害想定では、本市でも震度6強の地震発生が予想されています。
- 本市では、自主防災組織の組織率100%を目指し、設立支援や啓発を行っており、2016(平成28)年度末現在80.8%(125組織)の自主防災組織が設立されています。
- 防災総合訓練をはじめ各種研修や訓練の機会を通して、自主防災組織や各種団体などの育成強化を実施しています。2016(平成28)年度は各種研修や訓練を53回実施し、2,485人の市民が参加しています。
- 若年層の防災意識向上を図るため、2016(平成28)年度から3ヵ年で市内の全小学校(16校)の4年生から6年生を対象に地域性を考慮した防災教室を実施し、2017(平成29)年度は、6校821人の児童が参加しました。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると、「自主防災組織の活動に参加している」が18.9%、「家具固定を行っている」が21.4%、「3日分以上の備蓄をしている」が38.3%という状況であり、市民の自助の取組を推進するため、さらなる啓発が必要です。
- 市民に的確な情報を迅速に伝えるため、防災行政無線のデジタル化など、情報伝達手段の整備を進めています。

主な課題

- 自主防災組織の設立促進と活動活性化のための取組が必要です。
- 有事の際の指定避難所※1のスムーズな開設、運営につながる対策が必要です。
- 各家庭における備蓄や家具固定を促進する必要があります。
- 災害対策本部※2機能の充実と職員の防災対応力の強化が必要です。

用語説明

※1 指定避難所
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした、市町村が指定する施設。

※2 災害対策本部
災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るために設置される組織。災害に関する情報の収集、災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針作成と方針に沿った対策を実施する。

目指す姿

自助・共助・公助の役割が機能し、
市民、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。

主な取組方針

方針① 防災意識の啓発、普及

- 自主防災組織の必要性を引き続き周知・啓発するとともに、未設置自治会に対しては設立を支援します。また、自主防災組織の活動が休眠状態となっている自治会に対しては、研修支援などを行い、活動を促進します。
- 関係機関や地域住民（自主防災組織）と連携し、防災活動に関する技術の向上と防災意識を高めるため、大規模災害（地震）を想定した総合的な防災訓練や地域ごとの避難所運営訓練などを実施します。
- 若年層の防災意識を高めるため、小学生を対象とした防災教室などを開催します。
- 各家庭における備蓄や家具固定を啓発します。

方針② 防災施設などの計画的な整備

- 自主防災組織が地域の実情に応じて必要な防災資機材などを購入できるよう、補助制度による支援を行います。
- 災害想定に応じた備蓄品の確保や資機材の整備を計画的に進めます。
- 引き続き防災行政無線のデジタル化を進め、情報伝達手段を充実させます。

方針③ 行政の防災対応力の強化

- 職員を対象とする研修や訓練を実施し、職員の防災対応力を強化します。
- 災害対策本部の立ち上げや運営訓練を実施するなど、災害発生時における初動体制の強化を図ります。また、避難所運営に関する訓練を実施し、円滑な運営支援が行えるよう取り組みます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	**○家庭での備蓄や家具固定を行います。** **○地域の防災訓練や研修に参加します。**
地域（みんなでできること）	**○自主防災組織の設立を行います。** **○自主防災組織の活動、訓練を積極的に行います。**
企業・NPO団体（事業者等でできること）	**○職場での防災訓練を実施します。** **○事業継続計画の策定を進めます。**

	計画名	計画期間
関連する個別計画	地域防災計画	2006年度～
	国民保護計画	2006年度～
	地震防災対策アクションプログラム	2009年度～ 2018年度

関係課 危機管理消防課

1-1-2 効率的で効果的な消防体制の整備・・・・

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
消防団員の充足率	市条例で定める消防団員定数(1,407人)の充足率で、効果的な消防体制が構築されているかを測る指標	97.8%	100.0%
消防団活動が地域の防災力向上に貢献していると感じている市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した市民の割合で、充実した消防団活動が行えているかを測る指標	72.3%	100.0%
消防、救急体制に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、消防、救急体制の満足度を測る指標	57.1%	70.0%

現状と課題

- 全国的に消防団員の高齢化や担い手の不足が進んでおり、新たな消防団員の確保が喫緊の課題となっています。その一方で女性消防団員の数は年々増加傾向にあります。
- 本市の常備消防は、岩出市と2市により設置している那賀消防組合が担っており、非常備消防である消防団と密接に連携・協力し、消防体制を確立しています。
- 本市の消防団員数は、県内2位の規模を備えていますが、山間部団員の高齢化による後継者問題や、サラリーマンなどの被用者団員の増加による機動力の低下が懸念されています。そのような中、新たな団員確保策として2016(平成28)年に学生消防団活動認証制度※1を導入し、学生が加入しやすい環境づくりを行いました。また、女性消防団を結成し、防火活動や救命指導などを行っています。
- 消防団の新入団員訓練や幹部訓練に加えて、地域に即した専門訓練を実施する目的で、2015(平成27)年度から全方面隊による分団訓練を実施し、消防力の向上を図っています。
- 毎年度、地域の消防器具庫や防火水槽などの消防施設を計画的に整備し、地域の消防力の向上を図っています。
- 建築物の不燃化が進み、住居の安全性が高まっているほか、関係団体と連携して、防火意識の高揚を図る取組を推進しています。しかし、毎年度、那賀消防組合の管轄地域において、火災による死者、負傷者が発生しています。

主な課題

- 社会状況や地域の実情に応じた消防団員の確保と後継者対策が必要です。
- 効果的な各種訓練を継続実施し、消防団員の能力向上を図ることが必要です。
- 女性消防団員をはじめとした多様な消防体制の構築・強化が必要です。
- 市域が広く、消防施設数が多いため、老朽化した施設の計画的な更新や整備が必要です。

用語説明

※1 学生消防団活動認証制度
大学などに通学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した学生に対して、その功績を認証し、就職活動を支援する制度。

目指す姿

安全・速やかに活動できる消防体制を構築するとともに、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 消防・救急・救助体制の充実

- 那賀消防組合とさらに連携を強化し、消防・救急・救助体制を充実させます。
- 山間部などの団員の高齢化、後継者問題に対応するため、地元との調整を図りながら、再編成を含めた効率的・効果的な消防団体制の検討を行います。
- 消防団協力事業所制度※2を普及させ、消防団員が活躍しやすい体制づくりを構築し、被用者団員の増加による日中の機動力低下防止を図ります。また、消防団体制を強化するため、学生消防団活動認証制度を浸透させます。
- 消防団員の能力向上のため、消防団強化制度を導入し、消防に関する知識の習得と消防団員間における指導体制を強化します。また、那賀消防組合や県消防学校が主催する研修に消防団員が積極的に参加できる環境を構築します。
- 女性消防団の育成を継続的に行い、女性消防団ならではのきめ細かな視点による活動を推進します。

方針② 火災予防対策の推進

- 那賀消防組合や女性消防団・婦人防火クラブなどの関連団体と連携し、各家庭における火災予防の知識習得や地域の防火意識の高揚を図ります。
- 火災警報器の適正な設置を推進します。

方針③ 消防施設・装備の計画的な整備

- 老朽化した消防施設の計画的な更新や機能充実を図るための整備を行います。
- 消防団員が扱う装備品を充実させます。

協働 ともに進めるために

個人 （1人でできること）	**○消防団活動に協力します。** **○防火・防災・応急手当に関する知識を高めます。**
地域 （みんなでできること）	**○消防団活動に積極的に協力します。**
企業・NPO団体 （事業者等でできること）	**○消防団協力事業所制度の認定を受けます。** **○法令を遵守し防火管理を徹底します。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域防災計画	2006年度～

用語説明

※2 消防団協力事業所制度
勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団活動に協力する事業所の社会的貢献を認める制度。

関係課 道路河川課 ／ 都市計画課 ／ 農林整備課 ／ 危機管理消防課

1-1-3 災害に強いまちの形成

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
災害対策に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、災害対策の取組の成果を測る指標	36.1%	50.0%
警戒を要するため池の改修率	警戒を要するため池のうち、対策を講じたため池の割合で、警戒を要するため池の改修状況を測る指標	25.2%	34.0%
住宅耐震改修の補助件数	住宅耐震化促進事業による耐震改修に対する補助件数で、市民の耐震化に対する取組状況を測る指標	年間5件（2016年）	5年間で30件
市営住宅の耐震化率	耐震化が必要と判断された市営住宅のうち、耐震化が完了した住宅の割合で、安全に居住できる住宅の提供状況を測る指標	36.3%（2016年）	75.0%

現状と課題

- 2016（平成28）年度から国が紀の川の岩出狭窄部※1の対策事業を進めており、事業が完了すれば本市の浸水被害の軽減につながることが予想されます。また、2014（平成26）年度から排水機能の回復を目指して国営総合農地防災事業が進められており、排水機の改修、整備や水路の整備を順次実施しています。
- 本市は、2017（平成29）年10月に発生した台風21号により、大規模な浸水被害や土砂災害などの甚大な被害を受けました。この経験を教訓として、市民の生命、財産を守るため、これまで実施してきた防災対策の一層の強化と充実を図ることが必要です。
- 山脚※2の不安定化や土砂発生の原因となっている渓床・渓岸の侵食や堆積土砂の流出を防ぐため、地元関係者と連絡・調整しながら事業を進めています。
- 本市には多数の農業用ため池がありますが、施設の老朽化や機能不足により、豪雨、地震時に警戒を要するため池が増加しています。そのため、県の定める「ため池改修加速化計画」に沿って計画的な改修を実施しています。
- 大規模地震などによる住宅の倒壊を予防し、居住する市民が安全・安心に生活できるよう、旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断・耐震改修を促進しています。
- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、順次、市営住宅の耐震診断を実施しています。

主な課題

- 2017（平成29）年10月に発生した台風21号による被害状況を検証し、同様の被害が二度と発生しないよう治水対策や土砂災害対策が必要です。
- さらなる危険箇所の周知や情報提供を行い、市民の安全意識を高めることが必要です。
- ため池をはじめとした農地・農業用施設の地域ぐるみによる保全管理や整備改修が必要です。

用語説明

※1 岩出狭窄部
紀の川の河口から約20kmにある岩出頭首工（堰）付近に位置する地形上川幅が狭くなっている部分。洪水時の流下阻害の要因となっている。

※2 山脚
山のふもと、山すそ。

目指す姿

大規模自然災害に備えた対策を進め、安全・安心な居住地が確保されているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 治水対策の推進

- 岩出狭窄部対策事業の早期完了に向けて、国への働きかけを行います。
- 国や県と連携して河川の排水機能を強化し、浸水被害を解消するため、河川の浚渫※3や改修を実施します。

方針② 土砂災害防止対策の推進

- 危険箇所を公表・周知し、当該地域の巡視警戒と避難体制の整備などの対策を促進します。
- 土砂災害から市民の生命、財産を守るため、国や県と連携してさらなる防災機能の強化を図ります。

方針③ 農地・農業用施設の災害対策の推進

- ため池ハザードマップを策定し、災害の未然防止に努めます。また、注意すべき区域の巡視警戒および避難体制の整備などの対策を促進します。
- 地域と連携し、農地・農業用施設の保全管理を引き続き推進します。
- 国営総合農地防災事業による農地湛水被害※4の軽減・解消を図るため、国や県などの関係機関と連携し、排水機や排水路の整備を計画的に推進します。
- 排水機場や排水ポンプ車の定期的な点検・整備を促進するとともに、国や県と連携して豪雨時の内水排除に努めます。

方針④ 住宅耐震化の促進

- さまざまな機会を通して、住宅耐震化の重要性に関する啓発を進めます。また、耐震診断や耐震設計、改修に要する経費の補助を行うことで、耐震化を促進します。
- 市営住宅の耐震診断を実施し、耐震強度が不足する住宅については、計画的に改修を進めます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。 ○施設の適切な維持管理に努めます。
地域（みんなでできること）	○災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。 ○施設の適切な維持管理に努めます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○災害対策に関する公共事業への理解と協力をします。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域防災計画	2006年度～
	公営住宅等長寿命化計画	2012年度～ 2021年度

用語説明

※3 浚渫
河川などの底面から土砂などをすくい取ること。または、その土木工事のこと。

※4 農地湛水被害
暴風雨や豪雨などにより水路から水が溢れ出し、農地等に水がたまること。長期間この状態が継続することで農作物の生産、農地管理に支障を及ぼすおそれがある。

関係課 危機管理消防課 ／ 商工労働課 ／ 道路河川課

1-1-4 防犯・交通安全対策の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
市内交通事故発生件数(人身事故)	市内で発生した人身事故の件数で、交通安全対策の進捗状況を測る指標	174件	現状値未満
高齢者(65歳以上)の事故発生件数	市内で発生した高齢者(65歳以上)の事故件数で、高齢者に対する交通安全対策の進捗状況を測る指標	70件	現状値未満
犯罪率	人口千人あたりの刑法犯認知件数※1の割合で、防犯対策の進捗状況を測る指標	6.73‰	現状値未満
自治会の防犯カメラ設置数	自治会に対する防犯カメラ設置費補助金の交付件数で、地域における防犯対策の取組状況を測る指標	1件	10件

現状と課題

- 近年の「道路交通法」の改正により、高齢者による交通事故防止のための自動車運転対策の強化や自転車の悪質運転への対策が強化されました。
- 本市の交通事故発生件数はここ数年減少傾向ですが、全事故に占める高齢者の事故割合が2016（平成28）年度で35%と高い状況です。
- 交通安全推進連絡協議会を中心に交通指導委員会などと連携して、交通安全教室や啓発活動を実施しています。また、高齢者を対象とした交通大学を開校し、高齢者の交通事故の防止と交通安全に対する意識の醸成を促しています。
- 2016（平成28）年度実施の市民意識調査によると「犯罪抑制のために効果的だと思われるもの」として、「防犯カメラの設置」が57.1%と最も多く、次いで「防犯灯、街路灯の設置」が53.5%となっています。また、「防犯パトロールの実施」も36.1%と高くなっています。
- 自治会が実施する防犯灯や防犯カメラの設置の費用に対する支援を行うことで、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて防犯体制の充実に取り組んでいます。
- 消費者が安全で安心な暮らしができるよう、関係機関と連携しながら消費者問題に関する相談窓口の設置や情報収集・提供を行い、消費者問題を未然に防ぐとともに、早期解決に取り組んでいます。

主な課題

- 小・中学生の自転車マナーの向上と高齢者の交通安全対策への取組が必要です。
- 被害件数が年々増加し、高齢者の被害が大半を占める振り込め詐欺などの特殊詐欺への対策が必要です。
- 街頭犯罪で特に市内での発生件数が多い「自転車盗」「万引き」への対策が必要です。
- 多様化、複雑化している悪徳商法や消費者問題に適切に対応することが必要です。

用語説明

※1 刑法犯認知件数
殺人、強盗、窃盗など「刑法」等の法律に規定する犯罪（交通事故（業務上過失致傷・危険運転致死傷など）は含まない）で、警察によってその発生を認知した件数。

目指す姿

交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、安全な交通環境の整備や防犯対策を行い、交通事故や犯罪の起きにくいまちを目指します。

主な取組方針

方針① 交通安全意識の向上推進

- 小・中学生の自転車マナーや高齢者の交通マナーの問題に対して、幼少期から高齢者まで年齢に応じた交通安全教育を検討し、その段階に応じた交通安全教室を実施します。

方針② 交通安全施設の整備

- 交通事故を減少させるため、関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラー、標識、道路照明などを整備・要望します。

方針③ 放置自転車対策の推進

- 駐輪場などでの駐車マナーを啓発し、歩行者への配慮や盗難防止を推進します。
- 放置自転車対策として、各駅の駐輪場などの見回りを強化し、放置されにくい環境づくりに取り組みます。

方針④ 地域防犯対策の推進

- 増加している振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を減少させるため、関係機関と連携し、防犯教室などを開催するとともに、地域や各種団体と連携した対策を進めます。
- 犯罪が発生しない環境づくりのため、各自治会への防犯灯・防犯カメラ設置に対する支援を行い、地域の防犯対策に取り組みます。

方針⑤ 消費者の安全対策の推進

- 消費者問題を未然に防止するとともに、早期解決を図るため、相談窓口を開設します。
- 関係機関との連携を図り、常に最新の情報を収集し、市民に対する情報提供、啓発・周知を行います。

協働 ともに進めるために

個人 （1人でできること）	**○交通ルールや交通マナーを守ります。 ○地域の防犯・交通安全教室に積極的に参加します。**
地域 （みんなでできること）	**○地域での防犯対策に取り組みます。 ○地域での交通安全対策に取り組みます。**
企業・NPO団体 （事業者等でできること）	**○子供や高齢者などの安全、防犯対策に協力します。 ○交通安全や防犯対策の研修を実施します。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	交通安全計画	2016年度～ 2020年度

関係課 健康推進課 ／ 国保年金課

1-2-1 健康づくりと疾病予防

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
健康寿命	健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間で、市民がどれだけ健康で長生きできているかを測る指標	男78.44歳 女83.28歳 （2015年）	現状値以上 （2021年）
各種がん検診受診率	がん検診（集団検診・個別健診）の受診率で、市民の主体的ながんの早期発見、早期治療につながる取組状況を測る指標	胃15.2% 大腸19.0% 肺15.9% 乳房21.7% 子宮12.3% （2016年）	胃16.0% 大腸25.0% 肺17.0% 乳房30.0% 子宮15.0%
特定健診※1受診率	40 ～ 74歳の国民健康保険被保険者の特定健診（集団健診・個別健診）の受診率で、市民の主体的な疾病の早期発見、早期治療につながる取組状況を測る指標	35.4% （2016年）	41.0%
健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民の主体的な健康づくりの取組状況を測る指標	59.4%	65.0%

現状と課題

- 国では、健康寿命の延伸や健康格差の解消を目標として、「健康日本21」※2を推進し、生活習慣病の発症の予防と重症化を予防し、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指しています。本市でも「健康増進計画」を策定し、健康づくりに関する事業を展開してきました。
- 運動習慣の定着と基礎体力の維持・向上を目的とした「コアキッズ体操」や「チャレンジ100万歩」などの事業を実施しました。また、糖尿病、高血圧、高脂血症などに着目した健康教室の開催や住民検診を活用した禁煙指導などの保健指導を中心に生活習慣の改善への意識付けに取り組んでいます。
- 2017（平成29）年度実施の市民意識調査によると、約6割の方が意識的に健康づくりに取り組んでいます。引き続き市民の主体的な健康づくりの取組を支援することが重要です。
- 各種がん検診では、集団検診や個別検診による受診機会を確保するとともに、検診の必要性の周知や未受診者の受診勧奨に取り組んでいます。特に、ピンクリボンキャンペーンによる乳がん検診受診率向上のための活動として自己触診方法の啓発など、自己管理の必要性の意識付けに力を入れています。その結果、がん検診受診者数は年々増加していますが、乳がん検診以外の胃・大腸・肺・子宮がんの受診率は低い状況です。
- 国民健康保険被保険者に対して実施している特定健診の受診率は、毎年向上しているものの「第2期特定健康診査等実施計画」の目標値（60%）とは大きく乖離しています。今後は未受診者、特に受診率の低い40歳～64歳の対象者に対し、健診受診による疾病の早期発見・治療の重要性を啓発し、受診率の向上を図ることが重要です。

主な課題

- 市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康に関する正しい情報提供が必要です。
- 世代ごとに異なる健康課題やライフサイクルに応じた、よりよい運動習慣・生活習慣を定着させる取組が必要です。
- 若い世代のがん検診受診率の向上を図る取組が必要です。
- 特定健診受診率・特定保健指導※3実施率の向上と糖尿病の重症化予防対策の推進が必要です。

用語説明

※1 特定健診
生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの人を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健診。

目指す姿

市民が健康な生活習慣や心の健康に理解を深め、自分に合った効果的な健康づくりに楽しく取り組めるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 正しい生活習慣の定着を図る取組の充実

- 子供から高齢者まで、規則正しい生活習慣やこころとからだの健康に関する正しい知識を身につけられるよう情報を提供します。
- 「健康増進計画」に掲げた課題を解決するため、「紀の川市民健康づくり11か条」※4に基づき、食生活の改善や運動習慣者の増加、こころの健康づくりにつながる取組を推進します。また、市民や地域が健康づくりに取り組みやすくなるよう新たな環境・仕組みづくりを進めます。

方針② 疾病予防、重症化予防対策の充実

- 麻しん・風しん・結核などの特定感染症予防のための接種率の向上を目指します。また、感染症や食中毒、熱中症などの正しい知識の普及に取り組みます。
- 国の指針に沿った効果的な各種がん検診を実施し、多くの市民に検診を受けてもらえるよう取り組みます。
- 若い世代のがん検診受診率を向上させるため、積極的な啓発を行い、特に乳がん・子宮がん検診の受診しやすい環境を整備します。
- 医師との連携を密にし、がん検診の精度管理※5の充実を目指した体制づくりに取り組みます。

方針③ 特定健診・特定保健指導の充実

- 特定健診の受診率を向上させるため、その重要性を啓発し、疾病の早期発見・重症化予防に取り組みます。
- 特定保健指導を実施し、対象者の生活習慣を改善し、健康的な生活を維持できるよう支援します。
- 医師との連携を密にし、糖尿病の重症化予防対策を充実させます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○健康に関する正しい知識や情報を得て、積極的に住民検診を受診します。 ○自主的に健康づくりに取り組みます。
地域（みんなでできること）	○健康づくりを一緒にできる仲間づくりを進めます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○健康づくりに関するイベントの開催や情報提供を行います。 ○職場における健康づくりを推進します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	健康増進計画	2018年度～ 2022年度
	特定健康診査等実施計画	2018年度～ 2023年度
	国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	2018年度～ 2023年度

用語説明

※2「健康日本21」
国が2003（平成15）年に定め、2012（平成24）年に改正した国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針で、基本的な方向や健康の増進の目標に関する事項を定めたもの。

※3 特定保健指導
特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、保健師、管理栄養士などが生活習慣を見直すために行う助言・指導。

※4「紀の川市民健康づくり11か条」
市の健康増進計画において、市民一人一人が日常生活において、健康づくりを習慣化していけるよう定めた市民の行動目標。

※5 がん検診の精度管理
臨床検査の測定値が正しい結果になるよう患者から検体を採取した時から検体の取扱いにさまざまな管理条件を設定し、管理すること（和歌山県におけるがん検診精度管理については、全ての市町村が精度管理を実施し、科学的根拠に基づく検診を実施することを目標に掲げている）。

関係課 健康推進課 ／ 国保年金課

1-2-2 地域医療体制・医療サービスの充実・・・・

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
かかりつけ医を持っている人の割合	市民意識調査で「かかりつけ医がいる」と回答した市民の割合で、地域で安心して医療サービスが受けられているかを測る指標	64.7%	75.0%
地域医療に満足していると感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、地域医療体制の満足度を測る指標	50.3%	現状値以上
救急医療をいつでも受けられると感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、救急医療体制の満足度を測る指標	60.1%	現状値以上
鞆渕診療所の年間延べ受診者数	へき地の医療体制が充実しているかを測る指標	2,731人（2016年）	現状値以上

現状と課題

- 高齢化の進行による医療・介護の需要増大という社会状況に対応するため、県の地域医療構想に基づき、医療機関の機能分化と連携、病床機能の再編を図り、切れ目のない医療体制の提供と、かかりつけ医を中心とした在宅医療の推進が求められています。
- 本市と岩出市の2市で構成する那賀圏域においては、地域医療の拠点病院として岩出市と共同で運営する公立那賀病院のほか、本市に3病院、岩出市に3病院の計7病院あり、多くは急性期や慢性期の医療を担っています。
- 一次救急※1として那賀休日急患診療所を開設し、休日の二次救急※2は那賀圏域内5病院による輪番制を実施しています。また、2016（平成28）年4月に公立那賀病院に救急科を開設し、救急医療体制の充実に取り組んでいます。
- 2016（平成28）年8月から中学校卒業までの医療費の無料化を実施し、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、必要なときに必要な医療を受けることができるよう受診機会確保の取組を推進しています。
- へき地医療の拠点となる鞆渕診療所は、周辺地域の人口減少により年々受診者数が減少しています。また、高齢化により診療所への通院も困難な事例が発生しています。

主な課題

- 入院医療機関と在宅医療との連携を図り、患者の状況に合った質の高い医療体制の構築が必要です。
- 安心して医療が受けられる環境の整備として、関係機関と協力して適切な情報を提供することが必要です。
- 那賀休日急患診療所の整備をはじめ、救急医療体制のさらなる充実が必要です。
- 鞆渕診療所の安定運営のため収支改善につながる取組が必要です。

用語説明

※1 一次救急
軽症患者（帰宅可能患者）に対する救急医療のこと。

※2 二次救急
中等症患者（一般病棟入院患者）に対する救急医療のこと。

目指す姿

市民の誰もが必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けることができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 地域医療体制の充実

- 地域医療の拠点である公立那賀病院の機能強化を進めます。
- 安定的な受診機会の確保と質の高い医療を提供できるよう、県や公立那賀病院をはじめ、医師会や歯科医師会、薬剤師会などと連携し、より効果的な地域医療体制の充実を図ります。
- 在宅医療サポートセンター※3と連携し、かかりつけ医を中心とした在宅医療の推進に取り組みます。

方針② 救急医療体制の充実

- 夜間・休日の救急医療体制の充実を図るため、那賀休日急患診療所の移転整備を行います。
- 公立那賀病院を中心として、地域の医療機関と連携し、救急医療体制の確保・充実を図ります。
- 広報紙やホームページなどを活用し、救急医療に対する正しい知識を周知します。
- 県が運営するわかやま医療情報ネット※4などを活用し、症状や緊急度に応じた救急医療機関の案内を行い、市民がスムーズに受診できるよう努めます。

方針③ 福祉医療費助成の実施

- 誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の助成を実施します。
- 中学校卒業まで医療費の無料化を継続し、受診機会が確保できるよう支援します。

方針④ 鞆渕診療所の安定的運営

- へき地医療体制を充実させるため、鞆渕診療所の経営状態の改善に取り組みます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○近所の医療機関のかかりつけ医を持ちます。 ○限りある医療資源を適切に利用します。
地域（みんなでできること）	○限りある医療資源を適切に利用します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○医療資源の有効活用の啓発並びに支援を行います。 ○医療の質を高め適切な医療提供ができる支援を行います。

公立那賀病院

鞆渕診療所

用語説明

※3 在宅医療サポートセンター
那賀医師会の在宅医療部会などの協力のもと、医療・介護・福祉の連携により住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、在宅医療を含む地域医療に求められる最適なケアを提供するための支援を行う機関のこと。公立那賀病院に一般社団法人那賀医師会 在宅医療サポートセンターの窓口が設置されている。

※4 わかやま医療情報ネット
和歌山県内の病院・診療所・歯科診療所に関する情報をインターネットで提供するシステム。

関係課 国保年金課

1-2-3 医療保険制度の安定運営

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
国民健康保険被保険者 １人当たりの医療費	健康づくりへの支援の成果を測る指標	363,818円 (2016年)	415,000円
国民健康保険税収納率(現年分)	自主財源の収納状況を測る指標	95.2% (2016年)	96.0%
後期高齢者医療被保険者 １人当たりの医療費	健康づくりへの支援の成果を測る指標	974,787円 (2016年)	1,005,000円
後期高齢者医療保険料収納率(現年分)	自主財源の収納状況を測る指標	99.6% (2016年)	99.8%

現状と課題

- 誰もが健康で安心して暮らせるよう、国民健康保険を運営しています。2018（平成30）年度から県と市町村が運営の責任主体となる国民健康保険制度の広域化が始まります。
- 高齢者の皆さまが安心して医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度が実施されており、制度の一層の周知が必要です。
- 本市の国民健康保険における被保険者数は、年々減少傾向にあります。また、被保険者全体の約4割を65歳以上の高齢者が占めている状況です。こうした状況の中、被保険者１人当たりの医療費についてもこの10年間で1.25倍の増加となっています。
- 国民健康保険制度の安定運営のため、「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定し、詳細な医療費分析を行い、本市の疾病状況の把握を行いました。
- 国民健康保険税については、保険税納付に関する周知・啓発をはじめ、きめ細かい未納者や滞納者への対策を実施し、県内他市と比較して高い収納率を維持しています。

主な課題

- 年々増加する医療費の抑制、適正化を進める必要があります。
- 保険税（料）収納率のさらなる向上を図る必要があります。

目指す姿

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度を安定的に運営することで、誰もが安心して医療を受けることができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 国民健康保険制度の安定的運営

- 2018（平成30）年度から始まる国民健康保険制度の広域化により、制度の継続と安定的な運営を目指します。
- 特定健診の受診率向上を図るとともに、特定保健指導の利用勧奨や生活習慣病の重症化を防ぐための早期受療勧奨を進め、医療費の抑制に努めます。
- ジェネリック医薬品※1の使用を促進します。
- 国民健康保険税の徴収強化に努めます。

方針② 後期高齢者医療制度の安定的運営

- 後期高齢者医療広域連合に加入する市町村とともに、引き続き、制度の安定運営に尽力し、高齢者の医療サービス向上に努めます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	**○検診を受け健康管理に気をつけます。** **○ジェネリック医薬品を使用します。**
地域（みんなでできること）	**○地域で健康づくりに関連する活動を行います。**
企業・NPO団体（事業者等でできること）	**○従業員の健康管理に努めます。** **○医療の質を高め適切な医療提供ができる支援を行います。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	特定健康診査等実施計画	2018年度～ 2023年度
	国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	2018年度～ 2023年度

ジェネリック医薬品希望シール

用語説明

※1 ジェネリック医薬品
新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、国の基準・法律に基づいて製造・販売される低価格の医薬品。

関係課 社会福祉課

1-3-1 地域福祉の仕組みづくりと推進

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
民生委員児童委員1人当たりの平均年間活動日数	地域福祉の活動状況を測る指標	131日(2016年)	140日
福祉ボランティアの登録人数	社会福祉協議会へのボランティア登録人数で、地域福祉に関する市民の関心度を測る指標	854人(2016年)	860人
ボランティア活動に参加している市民の割合	市民意識調査で「ここ1年でボランティア活動に参加している」と回答した市民の割合で、地域福祉に関する市民の関心度を測る指標	19.9%	30.0%

現状と課題

- 全国的に少子高齢化、核家族化などにより、人と人とのつながりが希薄化しており、隣近所や地域内での支え合いの機能が弱まっています。また、従来の公的なサービスだけでは対応できないさまざまな生活課題も発生しており、地域での福祉ニーズが増えるだけでなく、多様化しています。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査によると、「ここ1年でボランティア活動に参加した人」が約2割にとどまっており、引き続き、ボランティア活動をはじめとした地域福祉活動への参加を促していく必要があります。
- 地域福祉活動への参加者の固定化や高齢化が進んでいます。身近な地域福祉活動への参加を促進するため、関係機関・団体と連携し、暮らし方や働き方に応じた若い世代でも参加しやすい活動内容の検討が必要です。
- 地域での課題解決や専門的な支援を担う福祉人材の育成が必要です。また、地域福祉活動を活性化させるため、中心的な役割を担うリーダーの育成も求められます。

主な課題

- 地域で暮らす人々がともに支え合える地域づくりを進める必要があります。
- 世代を問わず、誰もが気軽に参加できる地域福祉活動の仕組みづくりが必要です。
- 民生委員児童委員、ボランティアなどの地域福祉を支える担い手や中心的役割を担うリーダーの育成が必要です。
- 多様化・複雑化する生活課題や福祉ニーズに対応できる相談体制の充実が必要です。

目指す姿

地域が抱える課題を、みんなで解決できる仕組みをつくり、安心して暮らせるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 地域におけるつながり、交流の推進

- 地域で暮らす人々が互いに支え合う地域福祉の必要性について意識できるよう啓発を進め、地域におけるきっかけとなるような機会の提供や、つながりづくりへの支援に取り組みます。

方針② 地域福祉を担い、支える人材の育成

- 地域で活動している民生委員児童委員やボランティアなどの人材育成の取組を支援します。また、地域住民や社会福祉協議会などと連携し、講座や研修を通して、リーダーの発掘・育成を進めます。

方針③ 相談支援体制の整備と充実

- 福祉事務所やその他の関係機関と密接に連携し、地域住民の相談・支援を行います。また、今後も増加する複雑化した相談についても、対応できる総合的な相談体制を構築します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○日頃からの声かけを心掛けます。 ○地域福祉活動に参加します。
地域（みんなでできること）	○地域福祉活動の企画や開催に協力します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○市民や地域と連携し、地域福祉の推進に協力します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域福祉計画	2018年度～ 2022年度

災害ボランティア

日赤奉仕団による炊き出し訓練

関係課 高齢介護課 ／ ねんりんピック推進課 ／ 地域包括支援センター

1-3-2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進・・・・

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
紀の川てくてく体操※1の活動拠点数	高齢者の健康・生きがいづくりの取組状況を測る指標	40拠点（2016年）	75拠点
地域自主運動サークルの活動拠点数	高齢者の健康・生きがいづくりの取組状況を測る指標	22拠点（2016年）	30拠点
認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座の受講終了者数で、認知症対策に関する市民の関心度を測る指標	1,328人（2016年）	2,330人
介護認定を受けている人の割合	65歳以上の人のうち、介護認定を受けている人の割合で、介護サービスを必要としている人の状況を測る指標	23.3%（2016年）	現状値未満

現状と課題

- 全国的に高齢化が進行し、65歳以上人口の割合は2016（平成28）年度時点で26.7%となっています。本市においても同様の傾向であり、65歳以上人口の割合は、30.0%（2016（平成28）年9月時点）と、すでに全国平均を上回っています。
- 本市の人口推計によると、今後も高齢者人口は増加し、2025年にはピークに達することが予想されるため、介護サービスをはじめとする高齢者福祉のニーズも増加することが見込まれています。
- 「介護保険事業計画」の策定にあたり、2017（平成29）年3月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によると、介護・介助が必要になった主な原因は、「骨折・転倒」が19.7%と最も多く、次いで「高齢による衰弱」が18.0%となっています。また、今後拡充すべきと考える施策は、「在宅サービスの充実」が27.5%と最も多く、次いで「健康づくり対策の充実」が25.8%となっています。
- 介護予防教室の開催や地域自主運動サークルの活動支援に加え、地域リハビリテーション活動の支援として「紀の川てくてく体操」を新設し、効果的な介護予防の取組を参加者と模索しながら進めています。
- 認知症による徘徊や行方不明者が年々増加しています。認知症になっても安全・安心に暮らし続けられるよう認知症の人やその家族を支援する体制づくりや取組が必要です。

主な課題

- 高齢者の社会参加意識の向上と健康づくり対策をはじめとした自発的な介護予防活動の取組が求められています。
- 介護サービスが必要な人へ必要な分だけ適正に提供される健全な介護保険制度の運営が求められています。
- 重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるような体制づくりが必要です。
- 認知症に対する正しい理解を広めるとともに、認知症の早期発見・早期対応に向けた取組が必要です。

用語説明

※1 紀の川てくてく体操
高齢者が自身の身体状況に応じて、さまざまな運動や体操を行い、要介護状態になるのを防ぐ取組。

※2 ねんりんピック紀の国わかやま2019
「全国健康福祉祭」のことで、60歳以上の方々を中心とした健康と福祉の祭典。スポーツや文化など多彩なイベントが開催され、地域や世代を超えた交流を行う。2019（平成31）年の第32回大会は和歌山県で初めての開催となる。

※3 地域包括ケアシステム
重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

※4 認知症サポーター
認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けを行う人。

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

- 高齢者自身がやりがいや生きがいを見つけ、地域社会に参加することが、幸せで健康な日々の維持にもつながるため、活動参加の促進や集いの場づくりなど、地域社会に参加できる環境づくりに取り組みます。
- 2019（平成31）年に開催される「ねんりんピック紀の国わかやま2019[※2]」の開催を、高齢者のスポーツへの関心・意欲を向上させる契機とし、高齢者の体力向上や健康増進への関心が高まるような取組を推進します。

方針② 高齢者の自立支援

- 高齢者が安心して在宅生活を送れるよう、近隣の人が互いに声を掛け合い見守りを行う体制づくりに取り組みます。
- 成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の防止など、高齢者の権利を守る取組を推進します。

方針③ 介護保険サービスの適切な運営と充実

- 介護が必要になっても在宅生活を続けていけるよう、高齢者一人一人に応じた介護サービスが提供できる適正な体制を確立します。
- 介護保険サービスを充実させるとともに、円滑にサービスを利用できるよう、介護保険制度やサービス内容に関する積極的な情報提供を行います。

方針④ 介護予防と健康づくりの推進

- 高齢者の健康に対する意識の高揚を図るとともに、高齢者の健康づくりを支援するため、介護予防や日常生活を支援する事業を実施するほか、団体やサークルなどによる市民主体の活動を支援します。

方針⑤ 地域包括ケアシステム[※3]の構築

- 地域包括支援センターの機能充実に努めるとともに、多職種連携による適切な医療・介護の提供などを通して、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して生活を営むことができる地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

方針⑥ 認知症対策の充実

- 認知症に対する正しい理解を深めるため、身近な地域で認知症を学ぶ機会づくりを推進するとともに、認知症サポーター[※4]の養成強化に取り組みます。
- 認知症予防教室を開催し、認知症予防対策に取り組むとともに、認知症の早期発見、早期対応に向けた支援体制の構築に取り組みます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○自ら積極的に社会参加するとともに地域で支え合う意識を高めます。 ○介護保険制度を理解し適切に利用します。
地域（みんなでできること）	○地域の健康づくりなどに積極的に参加します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○介護予防対策に関心を持ち、活動の輪を広げます。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	介護保険事業計画	2018年度～ 2020年度
	高齢者福祉計画	2018年度～ 2020年度

関係課 障害福祉課

1-3-3 障害者の自立支援

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
成年後見制度※1利用者数	障害者の権利擁護の取組状況を測る指標	64人	80人
障害福祉サービス支給決定者数	どれだけ障害福祉サービスを必要としているかを測る指標	508人	610人
就労移行支援事業の利用者数	障害者の社会参加の状況を測る指標	23人	28人
グループホームの定員数	障害者の生活拠点の確保、自立できる環境の整備状況を測る指標	42人	50人

現状と課題

- 国では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援を拡充させ、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行う施策を実施しています。
- 2016（平成28）年度実施の「第2次障害者基本計画」策定のためのアンケート調査では、介護が必要になったときに必要とするサービスとして、本人や同居人に持病や障害のある家庭においては、施設入所を希望する回答が40%を超えています。
- 本市では、障害者の主な支援者である家族の高齢化が進み、60歳以上が半数を超えています。家族からのニーズとして、「親の亡き後」に障害者が安心して生活を続けるための住居となる入所施設の拡充が望まれています。
- 療育手帳を持つ若年層は、グループホームへの入居希望があり、福祉的就労支援施設※2の利用を希望するニーズも高くなっています。
- 相談支援の中心的な役割を果たす「基幹相談支援センター※3」を設置し、毎月100人を超える相談に対応するなど、地域で自立した生活を送れるよう支援しています。近年では、相談件数の増加とともに、相談内容が多様化、複雑化しており、対応できる人材の確保やさらなる相談体制の充実が必要です。
- 障害者を支援する制度が充実されてきたこともあり、障害福祉サービスを受けるために必要となる「サービス等利用計画」の策定件数が増加傾向にあり、計画策定の業務を担う事業所の人材確保が必要となっています。

主な課題

- 市民の障害に対する理解が十分でないため、障害に対する理解・啓発をより一層進めることが必要です。
- 相談業務や「サービス等利用計画」の策定に携わる専門人材の確保、育成が必要です。
- 家族をはじめとする支援者が高齢化する中で、障害者が地域で生活していくためのグループホーム、入所施設などが不足しています。
- 一般企業などにおける障害者雇用に対する意識啓発と雇用の定着、工賃・給料水準の向上が必要です。

用語説明

※1 成年後見制度
認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスに関する契約締結、遺産分割協議などに関する判断能力の不十分な方を保護し、支援する制度。

※2 福祉的就労支援施設
一般就労へ移行することを目的とした実習や適性に合った職場探しを行う施設、雇用されることが困難な方に対する自活に必要な訓練を行う施設など、障害者の経済的自立を促進するための施設。

※3 基幹相談支援センター
総合的な相談や成年後見制度利用支援事業などを実施し、個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う施設。

※4 権利擁護制度
認知症の高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方などの判断能力が低下した方でも適切な自己決定や選択ができるような支援制度の総称。成年後見制度も権利擁護制度の１つと位置付けられる。

目指す姿　障害があっても住み慣れた地域で心豊かに暮らせるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 理解と支え合う体制づくり

- 障害を理由とした差別の禁止と虐待防止のための取組を充実するとともに、障害への理解を深めるため、関係機関と連携し市民への啓発に取り組みます。
- 障害者の権利を守るため、権利擁護制度※4の周知と理解の促進を図り、成年後見制度の利用につなげます。
- 障害のある人やその家族の自発的な活動や啓発活動への支援を行います。

方針② 地域で自立した生活を送るための支援

- 多様化・複雑化する相談内容に対応するため、「基幹相談支援センター」での相談窓口の強化や相談支援体制を充実させます。
- 障害や発達につまづきのある乳幼児を養育する家族に対して、相談支援や適切な療育の場を提供できる体制を充実させます。
- 在宅での障害福祉サービスの充実を図るとともに、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害のある人などが、安心して日常生活が送れるサービスの確保と充実に取り組みます。
- グループホームなどの「住まいの場」の充実を図ります。

方針③ 障害者の就労支援

- 障害者雇用をより一層進めるため、職場実習と雇用から職場定着までの一貫した支援が行われるよう関係機関と緊密に連携し、総合的な就労支援体制の確立に取り組みます。
- 福祉的就労事業所の整備と事業所への支援を行うとともに、福祉的就労から一般就労への移行と定着支援を進めます。
- 「障害者優先調達推進法※5」に基づき、就労者の工賃、給料向上への取組を継続します。

方針④ 安全・安心が確保される体制の整備

- 緊急時の避難体制の整備を充実し、緊急時の障害児者の個別支援内容を把握し、適切な避難支援や安否確認を行うことができる体制を構築します。
- 関係各課や関係機関との連携を図り、防災・防犯対策や公共施設・公共交通機関のバリアフリー化など障害者が安全・安心に生活できる体制づくりに努めます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	**○障害や障害のある人への理解を深めます。** **○ノーマライゼーション※6の共有を行います。**
地域（みんなでできること）	**○障害のある人を地域で支えます。** **○障害者施設利用者と地域との交流を図ります。**
企業・NPO団体（事業者等でできること）	**○障害者の法定雇用率の達成を目指します。** **○障害者施設からの優先調達を行います。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域福祉計画	2018年度～ 2022年度
	障害者基本計画	2017年度～ 2026年度
	障害福祉計画	2018年度～ 2020年度

用語説明

※5 障害者優先調達推進法
国、地方公共団体などの物品等の調達にあたり、障害者就労施設などから優先的に調達するように定めた法律。

※6 ノーマライゼーション
障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方に基づき、そのような社会実現に向けて条件を整える取組のこと。

関係課 社会福祉課

1-3-4 生活に困窮している方への支援

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
生活保護率	市民千人当たりに占める生活保護受給者数の割合で、生活困窮者への支援の成果を測る指標	5.4‰(2016年)	6.15‰
生活困窮者相談件数	生活困窮に関する問題についての年間相談件数で、生活困窮者への支援の成果を測る指標	17件(2016年)	40件
自立世帯件数	生活保護制度と困窮者自立支援制度を活用し、自立に至った世帯数で、生活困窮者への支援の成果を測る指標	3件(2016年)	10件

現状と課題

- 全国的には、景気は回復していますが、地方への波及はまだ十分ではなく、所得格差が広がっており、地域経済の雇用情勢はいまだ厳しい状況です。この傾向は、本市においても同様であり、高齢化の進行も伴って、生活保護率は年々高まっています。
- 2013(平成25)年度に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、2015(平成27)年度から生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化するため、生活困窮者に対し、自立相談の実施や住居確保給付金の支給などを中心とした新たな支援制度が創設されました。本市でもこの制度を活用し、対象者に対する支援を実施しています。
- 2016(平成28)年実施の「地域福祉計画策定にかかる市民アンケート」によると、生活困窮の問題に対して必要だと思う支援として、「職業相談・紹介」が64.3%と最も高く、次いで「就労のための訓練」が34.3%、「家計の相談」が29.2%となっています。また、こうした支援は特にひとり親家庭において必要とされている現状が明らかになりました。
- 生活困窮の要保護者への支援では、継続的に生活保護扶助事業を実施し、就労能力のある人に対しては就労支援を行い、自立助長に向けての指導を促進しています。
- 和歌山公共職業安定所(ハローワーク)と生活困窮者の就労支援に関する協定を締結し、相互に連携しながら、生活困窮者の自立を支援しています。

主な課題

- 生活困窮者の状況の深刻化を防ぐため、対象者を早期に把握できる仕組みが必要です。
- 多様化・複雑化する生活課題にも適切に対応できるよう相談・支援体制の強化が必要です。

目指す姿

生活に困窮したときに、必要な支援を適切に受けることができ、自立した生活を送ることができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 生活困窮者自立の推進

- 地域の民生委員児童委員との連携や庁内関係部署との情報連携を強化し、生活困窮者の早期把握に努めます。
- 生活保護に至っていない生活困窮者の相談に応じ、自立に向けた支援プランを作成し、適切な支援策を講じます。
- 社会福祉協議会や和歌山公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関とのネットワークづくりや、さらなる連携・強化に取り組みます。
- 生活保護制度の適正な運用を図ります。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○近所に暮らしている支援が必要な方への配慮を行います。 ○支援が必要な方に対し、民生委員児童委員や行政などに相談するよう助言を行います。
地域（みんなでできること）	○地域住民による見守りや声かけなどの福祉活動を実施し、地域の福祉力向上を推進します。 ○支援が必要な方を早期に発見し、必要な支援先へつなぎます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○就労希望者の受入を促進します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地域福祉計画	2018年度～ 2022年度

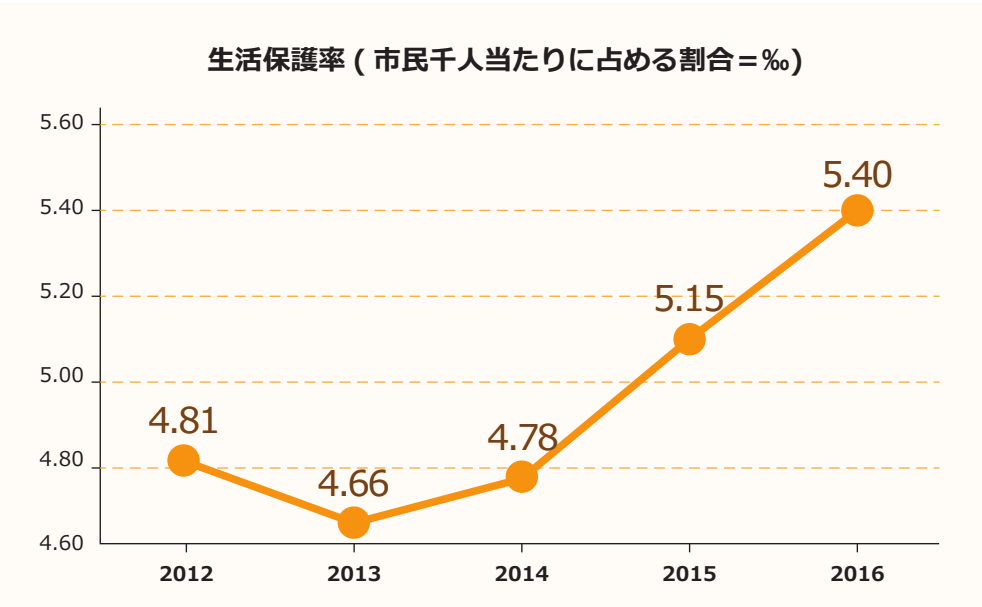

生活保護率の推移

第２章

育み学ぶ元気なまち ～ともに育み生涯学ぼう～

2-1-1 子育て環境・体制の整備、支援 ・・・・・・・・・ 60,61

2-1-2 保育環境の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 62,63

2-1-3 地域の子供の健全育成の推進 ・・・・・・・・・ 64,65

2-2-1 学校教育環境の充実 ・・・・・・・・・・・・・ 66,67

2-2-2 子供の力をのばす教育・・・・・・・・・・・・・ 68,69

2-3-1 生涯学習の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 70,71

2-3-2 歴史資産の保護・活用・・・・・・・・・・・・・ 72,73

2-3-3 スポーツの振興と環境の充実・・・・・・・・・・ 74,75

関係課 こども課

2-1-1 子育て環境・体制の整備、支援

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
妊産婦の相談件数	妊産婦の妊娠、出産等に関する年間の相談件数で、妊産婦への支援の成果を測る指標	407件(2016年)	500件
地域子育て支援拠点利用者数	子育て支援センターの年間利用者数で、子育てしやすい環境の整備状況を測る指標	12,124人(2016年)	13,500人
ファミリーサポートセンター※1利用者数	ファミリーサポートセンターの年間利用者数で、子育てしやすい環境の整備状況を測る指標	494人(2016年)	600人
子育てに不安を感じている家庭の割合	何らかの子育て支援を必要としている家庭の割合で、子育て家庭への支援の成果を測る指標	13.8%(2016年)	現状値未満

現状と課題

- 全国的に少子化が進み、子供の数が減少する一方、核家族化や共働き世帯が増加し、子育てに関するさまざまな支援が必要になっています。
- 本市においても年少人口(0歳～14歳)は減少傾向にあり、合計特殊出生率※2は1.22と、人口を維持するために必要とされる2.07に達していません。
- 地域で安心して出産、子育てができるように、さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援について、ワンストップ拠点を設けるとともに、関係機関の情報連携を図りながら、地域で包括的に妊婦や子育て家庭を支援していく仕組みづくりが求められています。
- 児童虐待や育児放棄などの件数が年々増加傾向にあり、支援が必要な家庭、要保護児童などの早期発見・早期対策を行うため、関係機関や地域との連携強化など、子育て家庭を見守る体制の充実が必要です。
- 核家族化や共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブ(学童保育)の入所児童数は増加傾向にあることから、順次、施設の改修や建て替えを進め、受入体制の充実を図っています。
- 子育て支援センター※3は、従来の2か所(那賀・桃山)に加え、2017(平成29)年度に打田地区にも1か所設置しました。今後、さらなる子育て相談や情報提供の充実が期待されます。

主な課題

- 妊娠期から子育て期にわたり、子育てを包括的に支援する体制が必要です。
- 年々増加する児童虐待の発生防止と早期発見・早期対策が必要です。
- 地域で安心して子供を育てることができる支援体制や地域全体で支える仕組みの充実が必要です。
- 多様化するライフスタイルや就労形態に応じた子育て支援サービスの充実が必要です。

用語説明

※1 ファミリーサポートセンター
市町村等で設立運営している組織であり、仕事・家庭・育児の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と子育ての支援を行いたい人を会員として登録し、有償ボランティアにて相互援助する組織。

※2 合計特殊出生率
15～49歳までの女性の年齢別出生率(母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口)を合計したもので、一人の女性が一生の間に出産する平均の子供の数に相当するもの。

目指す姿

若い世代が希望を持って結婚・出産・子育てができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援機能の強化

- 妊娠期から子育て期までの総合的な相談が行えるワンストップ窓口の機能を充実させます。
- 乳幼児健康診査などの機会における育児支援や育児相談の機能を充実させます。
- 支援を要する妊婦への相談を充実させるとともに、産後うつ※4の予防など、産後ケアの取組を推進します。
- 妊婦健康診査を通して、妊婦の健康管理の充実を図り、安心して出産できるよう支援します。また、不妊治療費用の助成を行うことで、費用負担の軽減を図ります。

方針② 地域の連携による子育て支援体制の充実

- 医療機関、保育所、学校などの関係機関と連携を図り、児童虐待の発生予防や早期発見を行います。
- 子育てに関する不安解消を図るため、母子保健推進員による訪問活動を推進して、地域での子育てを支援します。

方針③ 子育て支援サービスの充実

- ファミリーサポートセンターや子育て支援センターの機能の充実や環境を整備することで、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 放課後児童クラブ（学童保育）をはじめとした子供の居場所や活動の場を確保することで、地域に見守られながら安全・安心に成長できる環境を整備します。

方針④ 子育て世帯への経済的負担の軽減

- 児童手当の支給をはじめ、子育て世帯に対して経済的な支援を行います。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○子供の育ち・子育てを見守ります ○子育て活動に積極的に参加します。また、相談機関を気軽に利用します。
地域（みんなでできること）	○地域で子供の育ち・子育てを見守ります。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○子育て環境の整備や運営に協力します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	子ども・子育て支援事業計画	2015年度～ 2019年度
	健康増進計画	2018年度～ 2022年度
	地域福祉計画	2018年度～ 2022年度

用語説明

※3 子育て支援センター
市内に3か所の子育て支援センターがあり、子育て中の親子の交流や年齢に応じた遊びの紹介、子育てに関する不安や悩みの相談等を行っている。

※4 産後うつ
出産後の母親が育児への不安や重圧によって精神的に不安定になる状態のこと。

関係課 こども課

2-1-2 保育環境の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
保育所待機児童数	保育が必要な児童の受入体制の整備状況を測る指標	0人	0人
低年齢児受入割合	全入所児童に占める低年齢児(0～2歳児)の割合で、低年齢児の受入体制の整備状況を測る指標	28.6%	35.0%
病児保育※1施設数	市内で病児保育を実施する施設数で、充実した保育サービスを提供する環境の整備状況を測る指標	0か所	1か所

現状と課題

- 核家族化や子育てと仕事の両立を希望する家庭が増える中、保育ニーズが高まっています。また、近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、保育に対するニーズは多様化しています。
- 本市の公立・私立を合わせた保育所入所児童数の推移は横ばい傾向ですが、共働き世帯の増加や出産後すぐに働く女性が増加しており、特に3歳児未満の低年齢児の入所児童数が増加しています。
- 2016(平成28)年度実施の市民意識調査では、低年齢児保育など保育サービスの充実や医療費、保育料などの子育てに関する財政的支援へのニーズが高くなっています。
- 待機児童が出ないように、新たな小規模保育施設※2の認可や施設整備などにより、低年齢児をはじめとした受入定員の増加対策に取り組んでいます。また、延長保育事業や一時預かり事業※3など保育サービスの充実を図っています。
- 保育の質の向上を図るため、情報交換会や研修会の共同開催など、公立・私立保育施設間の連携体制を強化しています。

主な課題

- 保育所の待機児童が出ないように、保育士の確保や保育環境の整備・充実を図る必要があります。
- 保育サービスのさらなる充実と保育士の資質向上を図る必要があります。
- 保育所の適切な維持管理や老朽化対策などサービス向上につながる環境整備を図る必要があります。
- 子供の数の減少や多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所の再編・再配置の検討が必要です。

用語説明

※1 病児保育
児童が体調不良となった場合に、専用の保育施設で看護師等が見守りを行う事業。

※2 小規模保育施設
0-3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設。

※3 一時預かり事業
保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入ったなどの緊急的保育サービスとして、一時的に児童を保育所で保育する事業。

目指す姿

保護者が仕事と子育ての両立を実現できるよう、保育施設や保育サービスが充実し、子育てしやすく、子供たちも保育所などでいきいきと過ごしているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 保育サービスの充実

- 保護者の多様な就労形態に対応するため、引き続き延長保育事業を実施します。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、病児保育事業や一時預かり事業など保育サービスの充実を図ります。
- 保育士の確保に努めるとともに保育士の資質向上のため、研修会を引き続き開催します。

方針② 保育施設の整備、充実

- 就学前児童の人口動態を勘案しながら保育所再編計画を策定し、統廃合を含めた施設整備、老朽化対策を進めます。
- 小規模保育施設の充実や認定こども園※4への移行など、低年齢児受入のための保育施設の整備を支援します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○多様な保育サービスを利用し、子育てと仕事の両立を目指します。
地域（みんなでできること）	○地域の保育サービスの運営に協力します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○地域の保育サービスの充実と運営に協力します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	子ども・子育て支援事業計画	2015年度～ 2019年度

保育所での保育風景

用語説明

※4 認定こども園
保護者の就労の有無にかかわらず就学前の子供を受け入れ、幼児教育と保育とを一体的に実施するなど、幼稚園と保育所等のそれぞれのよいところを生かしながら、両方の役割を果たすことができる施設。

関係課 生涯学習課 ／ 教育総務課 ／ こども課

2-1-3 地域の子供の健全育成の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
防犯パトロール年間実施回数	市青少年センターが実施する防犯パトロールの年間回数で、青少年の見守り体制の充実度を測る指標	313回（2016年）	320回
青少年育成市民会議加盟団体数	地域における青少年健全育成の支援体制の状況を測る指標	90団体	95団体
朝食を毎日食べている子供の割合	全国学力・学習状況調査で「食べている」「どちらかといえば、食べている」と回答した小6児童・中3生徒の割合で、家庭において子供の基本的な生活習慣が整っているかを測る指標	小6 94.0% 中3 92.6%	100.0%
青少年の健全育成の取組に満足している市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、青少年健全育成の取組に対する成果を測る指標	33.2%	現状値以上

現状と課題

- 近年、核家族化、少子化、価値観の多様化など、子供を取り巻く環境が大きく変化するとともに、子供・青少年に関する問題も多様化・複雑化しています。また、インターネットやスマートフォンの普及により、全国で子供がインターネットを悪用した事件、トラブルに巻き込まれる事例も多数発生している状況です。
- 青少年センターや補導委員会を中心に補導活動や啓発活動に取り組んでいます。また、学校、警察、各種団体と連携し、悩みを抱えている子供や保護者の相談対応のほか、子供を取り巻く社会環境の浄化と非行防止の取組を行っています。
- 地域の子ども会、ボーイ（ガール）スカウト、少年少女発明クラブなどの活動を支援しています。しかしながら、近年、子ども会に加入する子供の減少や活動に参加する子供の固定化が目立つ状況です。
- 2014（平成26）年に青少年育成市民会議※1を設立し、加入する関係団体と連携を図りながら、地域での子供の見守り活動を推進しています。また、「少年メッセージ※2」を開催し、中学生が自らの考えを発表する機会を設けることで、中学生に対する正しい理解を持ち、未来を担う若い世代の健全育成を図っています。
- 放課後に一人で過ごさなければならない子供を中心に、公民館などを活用し、地域の方々の参画を得て、学習の支援を行うことで、学習習慣の定着を図るとともに、地域住民との交流活動や大人とのコミュニケーションを図ることができる環境づくりを行っています。
- 家庭や地域での学びを「家学」と命名し、保護者、学校、地域が一体となった家庭教育を推進しています。また、家族そろって家庭で読書する「家読」を推進するなど、親と子供の心のふれあいづくりを推進しています。

主な課題

- 子供たちが地域と一体となって取り組む活動の活性化が必要です。
- 多様化・複雑化する青少年問題に対して、適切に対応できる相談・支援体制の充実と青少年活動を支える人材の育成・確保が必要です。
- 子供の見守り活動強化のため、関係団体、学校、企業などのさらなる参画を求める必要があります。
- 家庭教育の重要性や役割を地域、保護者に対して周知し、理解を進める必要があります。

目指す姿

地域社会全体で青少年を見守り育てるという意識を持ち、青少年が安全・安心・健やかに過ごせるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 子供の安全確保と環境の整備

- 街頭補導や防犯パトロールなどの見守り活動を、学校、家庭、地域などと連携し実施します。
- 子供を取り巻く有害環境の浄化を目指し、スマートフォンなどの情報端末やインターネットを安全・適切に利用するための環境を整備します。

方針② 地域との交流・活動の推進

- 子ども会への加入を啓発するとともに、イベント・交流会などを充実させることで、多くの子供が活動に参加できる取組を進めます。
- 地域との交流の活性化を図るため、次世代を担う人材の育成を進めます。
- 青少年健全育成推進協議会が実施する地域活動を通して、青少年の健全育成を推進します。また、関係団体のさらなる主体的な取組や活動を推進します。

方針③ 家庭教育の推進

- 家庭教育が全ての教育の出発点という認識のもと、家族のふれあいを通して、基本的な生活習慣や生活能力の育成、また、豊かな情操や自尊心を高める取組を推進します。
- 関係各課や学校との連携を図り、保護者を対象とした家庭教育に対する正しい知識や情報の提供に努めるとともに、講座の開催など、学習機会の創出を図ります。
- 家族そろって参加できる地域のイベントや行事など、親子でのふれあいの機会づくりを推進します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○子供の見守りを行います。 ○家庭において「家学」「家読」を実践します。
地域（みんなでできること）	○関係機関と連携し、子供たちを見守り育みます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○学校、地域、関係機関と連携し、安全・安心な体制づくりを行います。 ○子供たちを見守る活動を支援します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	教育大綱	2018年度～ 2022年度
	生涯学習推進計画	2014年度～ 2018年度

用語説明

※1 青少年育成市民会議
青少年教育の重要性と多様性に考慮し、紀の川市全体で青少年の健やかな成長を見守り、育て、また、地域の教育力を高めるために2014（平成26）年度に設立された組織。

※2 少年メッセージ
市内の中学生が、日常生活の中での実体験から得た考え方や将来の夢などを発表することで、大人が中学生に対する理解を深めるとともに、郷土の未来を担う次世代の育成を図る取組。

関係課 教育総務課

2-2-1 学校教育環境の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
「学校に行くのは楽しい」と思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「学校に行くのは楽しい」「どちらかといえば楽しい」と回答した小6児童・中3生徒の割合で、学校教育への親近感や魅力度を測る指標	児童92.0% 生徒88.9%	児童94.0% 生徒91.0%
不登校児童生徒の出現率（小学校・中学校での千人当たりの不登校児童生徒数）	全児童・生徒のうち、不登校児童生徒数の割合（千人当たり）で、不登校児童・生徒に対する支援の成果を測る指標	13.7人	8.0人
経済的理由による長期欠席児童生徒の割合（小学校・中学校での千人当たりの経済的理由による長期欠席児童生徒数）	全児童・生徒のうち、経済的理由による長期欠席児童生徒数の割合で、就学援助の取組の成果を測る指標	0人	0人
小・中学校のトイレ洋式化率	小・中学校施設のトイレのうち、洋式化されたトイレの割合で、学校施設の充実度を測る指標	32.4%	45.0%

現状と課題

- 全国的に少子化が進む中、本市では小規模校が多いため、クラス替えなども困難な状況です。児童生徒の教育環境を考慮すると、適正規模・適正配置を現実化していく必要があります。
- 全国的にいじめや不登校などの問題が多様化・複雑化するなか、本市においては、不登校児童生徒に対する支援として、適応指導教室※1を設置し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための指導を行うことにより、学校復帰や高校進学の成果を挙げています。また、教育相談員※2やスクールカウンセラー※3などが児童生徒との関わりを持ち、保護者や教職員の相談を受け、助言を行い、多様な教育問題の解決を果たしています。
- 小・中学校施設の改築事業や耐震補強事業により、2015（平成27）年度に構造体の耐震化率は100%となっています。また、普通教室への空調機器の整備を2017（平成29）年度に完了しました。引き続き、児童生徒が安全・安心で快適に学べる学校環境の整備を進める必要があります。
- 2014（平成26）年度に策定した「通学路交通安全プログラム※4」に基づき、通学路の危険箇所への対応を行っています。また、学校と地域が連携したスクールサポーター活動※5を支援することで、児童生徒が安全・安心に通学できる環境づくりを行っています。
- 2014（平成26）年度に河南学校給食センターを整備し、約4,000食の調理配送を民間業者委託により開始しました。また、2016（平成28）年度に那賀学校給食センターと粉河学校給食センターを統合し、約1,400食の調理配送を2017（平成29）年度から民間業者委託により開始し、学校給食を効率的に提供しています。

主な課題

- 多様化・複雑化するいじめや不登校などの問題解決に向けた取組を推進する必要があります。
- 特別支援教育や早期からの支援に対する保護者の理解を得る必要があります。
- 児童生徒数の減少に対応した適正規模・適正配置を検討する必要があります。
- 老朽化が進んでいる学校施設の大規模改修や長寿命化を図るとともに、利用者に優しい環境整備を検討する必要があります。

用語説明

※1 適応指導教室
不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための指導を行う教室。（通称：ほほえみ）

※2 教育相談員
児童生徒へのカウンセリングや保護者からの相談を受けたり、学校への指導等を行ったりする相談員。2017（平成29）年度は3名を配置している。

主な取組方針

方針① 教育相談の充実

- いじめや不登校などの多様な教育問題を解決するため、学校、保護者、関係機関との連携を強化し、教育相談員・スクールカウンセラー・適応指導教室の積極的な活用を図ります。

方針② 特別支援教育の充実

- 就学前や小・中学校で特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を作成するとともに、関係機関と連携を図り、きめ細やかな指導や切れ目のない支援を実施します。

方針③ 安全・安心で快適な教育環境の充実

- 学校施設を安全で快適に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、老朽化している学校施設は建物の調査を行い、大規模改修や長寿命化対策を行います。
- 計画的にトイレを和式便器から洋式便器に改修することで、利用者に優しい環境整備を進めます。
- 通学路の危険箇所の点検や登下校時の見守りの実施を継続します。また、通学困難地域で遠距離通学となる児童生徒の効率かつ安全な通学手段を確保します。
- 児童生徒数に応じた適正規模・適正配置を検討します。

方針④ 学校給食の充実

- 児童生徒の成長に必要な栄養が確保され、食物アレルギーに対応した安全・安心な給食を提供します。
- 可能な限り地場産の食材を活用した給食を提供します。

方針⑤ 教育の機会均等の確保

- 経済的理由により就学が困難な児童生徒への適切な就学援助を実施します。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な就学援助を実施します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○登下校時の見守りに参加します。 ○学校を大切に使う意識・マナーを高めます。
地域（みんなでできること）	○通学路の安全確保に協力します。 ○地域の学校として、ともに教育環境の充実に協力します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○学校給食への安全・安心な食材の提供を行います。 ○教育施設の充実に向け、効率的かつ質の高い整備に努めます。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	教育大綱	2018年度～ 2022年度
	学校適正規模・適正配置基本方針	2009年度～

用語説明

※3 スクールカウンセラー
児童生徒の心の在り様と関わるさまざまな問題に対応するため、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的とした臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

※4 通学路交通安全プログラム
児童生徒が安全に通学できるように通学路を管理する関係機関が連携し、通学路の合同点検・対策実施・対策効果把握・対策改善を継続的に行う通学路の安全確保に関する取組の方針。

※5 スクールサポーター活動
通学時に子供を犯罪や事故から守るため、地域住民ボランティアによる登下校時の子供の見守りを行う活動。

関係課 教育総務課

2-2-2 子供の力をのばす教育

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
全国学力・学習状況調査(小6・中3)の全ての教科の全国平均正答率との差	全国学力・学習状況調査における全教科の平均正答率と全国平均正答率の差で、特色ある教育の推進により、学力が向上しているかを測る指標	小6 1.2% 中3 ▲8.3%	小6 2.0% 中3 0%
「国語・算数の学習内容を理解している」と思う児童の割合	全国学力・学習状況調査で「理解している」「どちらかといえば、理解している」と回答した小6児童の割合で、学校教育による学力の習得状況を測る指標	国語 85.0% 算数 85.4%	国語 88.0% 算数 88.0%
「国語・数学の学習内容を理解している」と思う生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「理解している」「どちらかといえば、理解している」と回答した中3生徒の割合で、学校教育による学力の習得状況を測る指標	国語 82.0% 数学 84.6%	国語 85.0% 数学 87.0%
全国体力・運動能力等調査(児童生徒)の総合評価(段階別)の割合の差	全国体力・運動能力等調査における総合評価でAとBの合計割合とDとEの合計割合の差で、特色ある教育の推進により、体力が向上しているかを測る指標	児童 18.9% 生徒 22.7% (2016年)	児童 19.0% 生徒 23.0%

現状と課題

- 学習指導要領では、子供たちの「生きる力」として、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることを目指しています。本市においても、それらの要素を盛り込んだ学校教育の基本方針を掲げて「生きる力」の育成を推進しています。
- 児童生徒の学力、生徒指導、特別支援教育などの課題解決に向けた教職員の指導力向上を目指して、全教職員が参加する研修を毎年夏季休業中に実施しています。アンケート調査では「今後の児童生徒の指導に大変役立つ内容であった」との感想を得ています。
- 小学校5、6年生と中学生を対象に、チームティーチング※1指導による英語講師派遣事業を実施し、児童生徒は英語の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことができています。
- 豊かな心や感性を育むため、小学校5年生を対象に集団宿泊体験活動を実施しています。また、中学校2年生を対象に職場体験活動を実施し、生徒に望ましい勤労観や職業観を身につけさせることができ、将来の進路を考える教育の一環となっています。
- 子供たちの系統的な発達などを考慮しながら、さまざまな連携事業を推進し、関係者間で協議することにより、保育所(園)及び幼稚園から小学校へのスムーズな接続を図り、子供たちに確かな学力と豊かな人間性を育むための教育を推進しています。
- 体力アッププラン※2に基づき、授業や教科外活動を通した運動の機会の提供により、体力の向上を図っています。

主な課題

- 指導力向上を目指して教職員の知識・技能の向上を図る必要があります。
- 語彙(ごい)の拡充や表現力・読解力の向上をはじめとした児童生徒の基礎学力の定着を図る必要があります。
- 2020年度から英語が小学5、6年生で正式な教科となるなど、新たな学習指導要領への対応が必要です。
- 社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するため、幼児期教育の充実が必要です。

用語説明

※1 チームティーチング
複数の教員が教室で連携しながら、児童生徒の授業を行うこと。

※2 体力アッププラン
教育活動全体を通して計画的・継続的に体力の向上に取り組むため、各学校において、新体力テストや生活状況等の調査結果の実態に基づき作成した計画。

目指す姿

特色ある学びの機会を通して、児童生徒が「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」を身につけることができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 確かな学力の向上

- 2017（平成29）年度から学校司書を2人（小学校1人、中学校1人）設置しており、今後さらに学校図書環境の整備と充実を図ることで、語彙の拡充や表現力・読解力の向上につなげます。
- ネイティブスピーカー※3による英語授業サポート率100%を実現していますが、2020年度から英語が小学5、6年生で正式な教科となることを考慮し、今後、さらなる授業内容の充実を図ります。

方針② 豊かな心とたくましい体の育成

- 集団宿泊体験活動や職場体験活動など、さまざまな体験活動を通して、道徳教育やふるさと教育の充実を図ります。
- 体育の授業時間以外に、授業前の時間を活用した体力づくりの取組や月1回の全校体育集会の実施など、各学校で作成した「体力アッププラン」に基づき、体力の向上を図る取組を推進します。
- 食の大切さを学ぶ食育を推進し、地産地消による郷土愛の醸成を図ります。

方針③ 教職員の知識・技能の向上

- 教職員の知識・技能の向上に向け、教職員を指導する指導主事の充実を図ります。
- 教職員の研修を充実し、資質・能力の向上を図ります。

方針④ 幼児期教育の支援

- 幼児教育と小学校教育のスムーズな接続を図るために、幼児期の指針となる「紀の川スタンダード※4」の充実を図り、小学校での学びが安心してスタートできるような「スタートカリキュラム※5」を作成、活用していきます。
- 幼児期・学童期の子供たちに共通の視点で関われるように、指導者の共通研修を実施し、教職員、保育士の資質向上を図ります。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○学校教育に対する関心・理解を深めます。 ○学校行事に積極的に参加・協力します。
地域（みんなでできること）	○学校教育に対する関心・理解を深めます。 ○学校行事に積極的に参加・協力します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○職場体験活動に協力します。 ○学校教育に対する関心・理解を深め、行政と連携を図ります。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	教育大綱	2018年度～ 2022年度

用語説明

※3 ネイティブスピーカー
「幼児期からある言語を話してきた人」を指す。ある国で育った人がその国の言語のネイティブスピーカーになる。よって、イングリッシュ・ネイティブスピーカーとは英語圏の外国人を意味し、正しい英語を使い、正しい発音をする人の意味で使われる。

※4 紀の川スタンダード
保・幼と小学校との円滑な接続を図るためのカリキュラム。5歳児、入学児、1年生の3つの時期において、「生活する力」「かかわる力」「学びの力」の身につけておきたい力を記している。

※5 スタートカリキュラム
小学校へ入学した子供が、保育所・幼稚園・認定こども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、新しい学校生活に慣れていくためのカリキュラム。遊びや体操、歌などを小学校生活スタート時期に取り入れる取組。

関係課 生涯学習課

2-3-1 生涯学習の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
市民1人当たりの年間図書貸出冊数	図書館の利用状況を測る指標	4.5冊（2016年）	5.0冊
図書館蔵書冊数	市立図書館の蔵書冊数で、生涯学習環境の整備状況を測る指標	151,821冊（2016年）	200,000冊
生涯学習に取り組む環境が整備されていると感じている市民の割合	市民意識調査で「整備されている」「どちらかといえば、整備されている」と回答した市民の割合で、生涯学習環境の整備状況を測る指標	44.5%	60.0%
自主的な学習に取り組んでいる市民の割合	市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した市民の割合で、市民の主体的な生涯学習の取組状況を測る指標	24.1%	30.0%

現状と課題

- 心の豊かさや生きがいのための学習需要の増加、地域でのコミュニケーションの低下などの社会背景を受けて、生涯学習に対する関心や意識が高まっています。
- 本市では、2007（平成19）年に「生涯学習のまち宣言」を行い、「学ぶ・結ぶ・育む」をスローガンに生涯にわたり自ら学びながら心豊かな人間性を培い、人と人を結び、調和のとれた明るく活力ある紀の川市を育むことを目指し、市民の生涯学習の取組を推進しています。
- 2017（平成29）年度実施の市民意識調査によると、44.5%の人が生涯学習に取り組む環境が整っていると感じていますが、実際に趣味のサークル活動や自主的な学習に取り組んでいる人は24.1%という状況です。より多くの人に生涯学習に取り組んでもらえるよう、事業の充実や広報活動を強化させる必要があります。
- 公民館講座が継続的な活動につながるように、講座受講者のサークル活動への移行を推進しています。
- 統合により図書館は2館体制になりましたが、利用者数や貸出し冊数は増加傾向にあります。また、図書館を閉館した地域においても公民館などと連携し、市民の利便性の向上に努めていますが、直接来館が難しい方へのサービスのあり方についての検討が必要です。

主な課題

- 生涯学習に取り組みやすい環境づくりを進める必要があります。
- 市民のニーズを的確に捉え、学習需要に応えるための事業の実施が必要です。
- 老朽化した施設が多く、利用者の安全確保のため、適切な管理・修繕が必要です。
- 図書館が廃止となった地域へのフォローアップに取り組む必要があります。

目指す姿 いつでもどこでも自らの意思と選択により、学びたいときに学ぶことができ、人と人とのつながりの中で学習を深められるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 生涯学習機会の提供

- 市民ニーズに対応した講座の開催や事業を実施し、生涯学習のきっかけとなる機会の創出を図るとともに、ＳＮＳ※1などを用いた多様な広報による情報提供を実施することで、市民が自主的に生涯学習活動を行えるよう支援します。
- 市民の文化意識の高揚を図るため、質の高い文化や芸術に触れることができる機会を提供します。
- 今後の生涯学習活動を担う人材の育成を行います。

方針② 生涯学習施設の整備充実

- 利用者が安全に安心して利用できるよう、生涯学習施設の適正な維持管理を行います。
- 生涯学習施設を有効活用するため、施設使用手続の簡素化を進めるなど、利便性の向上を図ります。

方針③ 図書館の充実

- 市民ニーズに沿った蔵書・資料の数と質の充実を図るとともに、2館それぞれで特色あるイベントや季節毎のイベントなどを開催することで、利用者増加を図ります。
- 司書などの専門人材の配置を充実させるとともに、職員の資質・能力の向上を図ります。
- 高齢者、子育て世代、障害のある方など、誰もが利用しやすい図書館づくりを進めます。また、直接来館が困難な方に対するサービスのあり方についての検討を行います。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○主体的に生涯学習に取り組みます。 ○図書館を利用します。
地域（みんなでできること）	○行政と協力し生涯学習推進に努めます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○行政と協力し生涯学習推進に努めます。

	計画名	計画期間
関連する個別計画	教育大綱	2018年度～ 2022年度
	生涯学習推進計画	2014年度～ 2018年度
	図書館基本計画	2015年度～

用語説明

※1 ＳＮＳ
ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略称。人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」あるいはそういったサービスを提供するウェブサイト。

関係課 生涯学習課

2-3-2 歴史資産の保護・活用

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
文化財施設・事業への入館・参加者数	文化財施設(歴史民俗資料館・旧名手宿本陣・旧南丘家住宅)への入館者数とイベント参加者の合計で、文化財活用の取組状況を測る指標	9,056人(2016年)	10,000人
歴史・文化財に興味のある市民の割合	市民意識調査で「興味がある」「どちらかといえば、興味がある」と回答した市民の割合で、市民の文化財への関心度を測る指標	49.9%	現状値以上
市指定文化財の数	市指定文化財の件数で、市の文化財が適切に保護されているかを測る指標	107件	110件
文化財サポーター※1会員数	市民の文化財への関心度を測る指標	39人	40人

現状と課題

- 本市には、「紙本著色粉河寺縁起(しほんちゃくしょくこかわでらえんぎ)」「沃懸地螺鈿金銅装神輿(いかけじらでんこんどうそうしんよ)」の国宝2件、「紀伊国分寺跡」「旧名手宿本陣」「旧南丘家住宅」など数多くの重要な文化財があり、それら文化財の保存整備を進めています。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査において、歴史・文化財に興味のある市民の割合は49.9%と約半数にとどまっています。文化財は地域に対する理解を深め、郷土愛の意識醸成につながる貴重な地域資源であることから、さらに多くの人に興味を持ってもらえる取組が求められます。
- 歴史民俗資料館において企画展や講演会を開催し、市民をはじめ、多くの人に来館をいただいていますが、企画展開催期間以外の来館者数については伸び悩んでいるため、展示品の充実を図るなど、誰もが親しめる文化財の総合的な拠点づくりを進める必要があります。
- 小学生を対象とした歴史体験教室を開催し、文化財に対する関心を持つきっかけづくりを進めるとともに、子供が郷土の歴史や文化に触れることができる機会を提供して、ふるさとを愛する心の醸成を図っています。
- ボランティアで組織する文化財サポーターの協力を得ながら、文化財の保護と活用に取り組んでおり、年々、連携が強化されています。しかしながら、文化財サポーターの高齢化が進んでいるため、新たな人材の育成や確保が必要な状況です。
- 現在、未指定の文化財や建造物については、その価値が明らかになる前に消失の危機にさらされているものもあります。そのため、実態の把握と指定に向けた取組を検討する必要があります。

主な課題

- これまでと同様に文化財の計画的な保護の取組が必要です。
- 世代を問わず、多くの人に文化財に対する関心を持ってもらう取組が必要です。
- 現在、未指定の文化財の実態把握を行い、必要に応じ適切な保護を図る必要があります。
- 文化財サポーターの確保・育成とサポーターの主体的な取組を推進することが必要です。

用語説明

※1 文化財サポーター
市が主催する文化財啓発事業への支援や文化財施設の維持管理を含む普及活動等を行っている方。

目指す姿

市内の歴史と文化が適切に守られ、貴重な資源として活用されているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 歴史文化の保護・継承

- 次世代へと文化財を引き継ぐため、計画的に整備・保存を実施するとともに、伝統文化・伝統行事の保存・継承に取り組みます。
- 未指定の文化財や建造物などの実態調査を進めるほか、郷土の貴重な資料の収集に努めます。
- 歴史民俗資料館における展示品の充実や情報発信を強化し、来館者数の増加を図るための取組を進めます。

方針② 文化財の活用

- 文化財サポーターの確保を図るとともに、歴史体験教室や講演会などを文化財サポーターと協働して取り組み、市民のさらなる参画を推進します。
- 文化財施設を活用したイベント（落語会・講演会など）の開催をはじめ、文化財に対する関心を持つきっかけづくりと、市民が郷土の歴史を知り、郷土愛の醸成につながる取組を推進します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○文化財についての理解を深めます。 ○文化財施設を利用し、事業などに積極的に参加します。
地域（みんなでできること）	○市の事業などに協力し、歴史文化の保護・活用を図ります。 ○地域の魅力向上に取り組みます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○市の事業などに協力し、歴史文化の保護・活用を図ります。 ○関係団体が自主的に活動できるよう支援を行います。

	計画名	計画期間
関連する個別計画	教育大綱	2018年度～ 2022年度
	生涯学習推進計画	2014年度～ 2018年度
	史跡旧名手宿本陣整備基本計画	2017年度～ 2020年度
	文化財展示施設活用計画	2017年度～ 2021年度

歴史体験教室

旧名手宿本陣（御座の間）

関係課 生涯スポーツ課

2-3-3 スポーツの振興と環境の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
スポーツを週１日以上行っている市民（18歳以上）の割合	市民意識調査で「週２日以上している」「週１日はしている」と回答した市民（18歳以上）の割合で、市民の主体的なスポーツの取組状況を測る指標	34.5%	65.0%
「市のスポーツ教室のメニューやスポーツイベントは充実している」と思っている人の割合	市民意識調査で「そう思う」「まあそう思う」と回答した市民の割合で、生涯スポーツ環境の整備状況を測る指標	22.2%	35.0%
スポーツ施設の利用者数	市営スポーツ施設における年間利用者数の合計で、市民のスポーツ施設の利用状況を測る指標	399,894人（2016年）	430,000人
スポーツイベントへの参加者数	桃源郷ハーフマラソンとスポーツフェスティバル※1の参加者数の合計で、市民の生涯スポーツに対する関心度と参加状況を測る指標	2,950人	3,200人

現状と課題

- 生涯にわたり、健康で心豊かに暮らすためには、スポーツに親しむことが大切です。そのような中、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会、2021年の関西ワールドマスターズゲームズなど、世界的なスポーツイベントが控えており、スポーツに対する意識が高まりつつあります。
- 本市の2017（平成29）年度実施の市民意識調査では、「スポーツを週１回以上行っている人」の割合は34.5%で、日常的にスポーツを行っている市民は少ない状況です。また、「体育館・運動場の施設数が充実している」と回答した人が47.0%あった一方で、「体育施設の備品・設備が充実している」と回答した人が30.5%、「スポーツ教室のメニューやイベントが充実している」と回答した人が22.2%と少ないことから、設備面やスポーツ教室のメニューの充実が必要です。
- 2015（平成27）年2月に日本体育大学との間で締結した「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づき、児童や指導者の交流を展開するなど、児童生徒のスポーツへの関心を高める取組を推進しています。
- 2014（平成26）年7月にパークゴルフ場が、2015（平成27）年3月には市民体育館、2016（平成28）年3月には市民公園プールがそれぞれ完成し、スポーツ施設の充実が図られており、施設利用者数は近年、増加傾向で推移しています。
- 安全かつ安心に身近なスポーツ施設を利用してもらうため、施設を適切に管理しています。

主な課題

- 日常的にスポーツに取り組む市民を増やすため、スポーツ活動への関心を高める取組が必要です。
- 個人・団体のスポーツ活動の活性化や、地域におけるスポーツ活動の振興のために高い資質の指導者を発掘・育成する必要があります。
- 老朽化が進んだスポーツ施設が多くあり、今後、修繕費の増大が予想されるため計画的な修繕が必要です。

用語説明

※1 スポーツフェスティバル
多世代が多志向に多種目のスポーツを親しむことができ、自主的に自己の健康状態に応じたスポーツを行える機会を提供するため、「市民一人 いちスポーツ」を合言葉に、みんなでスポーツを楽しむイベント。

目指す姿

生涯を通して全ての市民の暮らしの中にスポーツが定着し、健康で心身ともに元気に暮らすことができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 生涯を通じたスポーツ活動の推進

- 市のスポーツ振興の指針となる次期「スポーツ推進計画」を策定し、計画に基づく生涯スポーツの振興を図ります。
- 児童生徒や青少年のスポーツ活動を支援し、ジュニアスポーツの競技力向上を図ります。
- 高度で専門的な施設と人材を有する日本体育大学とスポーツ交流を行うことで、児童生徒のスポーツへの関心を高めるとともに、指導者の発掘・育成を行います。
- スポーツ人口の拡大を図るため、既存のスポーツだけでなく、新しいスポーツやレクリエーションの普及を進めます。
- 地域や関係団体と連携し、スポーツフェスティバルの内容の充実を図るなど、市民が参加しやすいイベントやスポーツ教室の充実を図ります。

方針② スポーツ施設の充実と適切な管理

- スポーツ施設を適切に維持管理することで、市民がいつでも安全に安心して身近にスポーツを楽しむことのできる施設環境を整えます。
- 利用者の増加につながるスポーツ施設の備品や設備の充実を図ります。
- インターネットを活用した施設利用状況の照会や施設使用手続の簡素化を図るなど、市民の利便性の向上につながる取組を進めます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○スポーツの意識を高め、日常生活にスポーツを取り入れます。 ○スポーツ施設を大切に使う意識・マナーを高めます。
地域（みんなでできること）	○行政との連携を深めながら地域スポーツの活動を支えます。 ○スポーツを通して地域の人々の交流や地域コミュニティの形成に努めます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○行政との連携を深めながら地域スポーツの活動を支えます。 ○スポーツ大会などに参加、協賛または主催することで地域スポーツの振興を支援します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	教育大綱	2018年度～ 2022年度
	生涯学習推進計画	2014年度～ 2018年度
	スポーツ振興計画	2009年度～ 2018年度
	スポーツ推進計画	2019年度～ 2028年度

桃源郷ハーフマラソン

市民体育館アリーナ

第３章

交流と活気が生まれるまち ～ともに生きがいを持とう～

3-1-1 地域の特性を生かした農業振興・・・・・・・・・ 78,79

3-1-2 均衡の取れた農村や農地の整備・・・・・・・・・ 80,81

3-1-3 商工業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82,83

3-2-1 就労支援の充実と雇用創出の振興 ・・・・・・・ 84,85

3-3-1 観光資源を発掘・活用した観光振興・・・・・・・ 86,87

3-3-2 国際交流と国内交流 ・・・・・・・・・・・・・ 88,89

関係課 農林振興課

3-1-1 地域の特性を生かした農業振興……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
農業産出額	農業生産によって得られた農畜産物とその農畜産物を原料として作られた加工農産物を当該年(1～12月)に販売した品目生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものの合計額で、農業振興の成果を測る指標	1,729千万円(2015年)	1,890千万円
認定農業者※1数	計画的に農業経営の改善に取り組む担い手の状況を測る指標	329人(2016年)	350人
新規就農者数	総合計画の基本計画期間(5年間)に新たに就農した人数(65歳未満で年間150日以上農業に従事する人)で、新規就農支援の成果を測る指標	年間 24人(2016年)	5年間で125人
利用権設定率	農地面積に占める利用権設定された農地面積の割合で、農地の有効利用の状況を測る指標	4.79%(2016年)	5.79%

現状と課題

- 全国的に農産物価格が低迷し、さらに、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加や有害鳥獣による農作物被害の増加など多くの課題が生じており、本市も例外ではありません。
- 本市では、多種多様な農産物が生産されており、特に果樹栽培に関しては、四季折々の果物が収穫できる全国有数の果物産地という強みを有しています。
- フルーツ・ツーリズム※2の取組をはじめ、地産地消の取組や安全・安心な食志向の高まりから、本市の農産物を求めて多くの方が訪れ、農業交流人口の増加による地域の活性化につながっています。
- 近畿で初めて「食育のまち」宣言を行い、食育フェアの開催など、「食育推進計画」に基づき、活発な啓発や活動に取り組んでいます。その結果、2016(平成28)年度実施の「食育に関するアンケート調査」では、食育に関心のある市民の割合は78.4%と高くなっています。
- 農業に適した豊かな自然環境に恵まれ、優良農地が多く、関西国際空港へのアクセスの良さや大都市消費圏にも隣接しているなど、新規就農者が参入しやすい環境にあり、新規就農の相談なども増加しています。また、積極的に農業に取り組む担い手である認定農業者の全体数は300人余りを維持し、新規認定者数は増加傾向にあります。
- 耕作放棄地が増えている一方で、担い手農業者などへの農地貸付(利用権設定)面積は、近年、増加傾向にあります。

主な課題

- 豊富な農産物の魅力を市内外へ情報発信する取組の強化が必要です。
- 販路開拓と消費拡大に向けた取組の強化が必要です。
- 有害鳥獣による被害防止対策の強化が必要です。
- 新規就農者や農業後継者の増加につながる対策が必要です。

用語説明

※1 認定農業者
農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が基本構想で定めた農業経営の目標に向けて、農業経営の改善を進めようとする計画(農業経営改善計画)が市町村に認定された農業者のこと。(認定期間は5年間(更新可))

※2 フルーツ・ツーリズム
多種多様なフルーツが採れる紀の川市の魅力を活用し、農業振興、観光振興、交流人口の拡大などを目指す取組。

目指す姿

本市の特性を生かし、安全・安心な農産物が生産され、安定した農業所得が確保されることで、地域農業が活性化し、農業者が元気なまちを目指します。

主な取組方針

方針① 地域の魅力を生かす農業振興対策

- 関西国際空港へのアクセスの良さや大都市消費圏に隣接している地理的優位性を最大限に生かして、本市の多種多様な農産物を積極的にアピールします。
- 道の駅「青洲の里」を中心として、地域を巻き込んだ体験などの多様な取組を実践し、交流人口を増加させます。
- 全国有数の多種多様な農産物の産地であることを活用して、積極的に食育を啓発・推進し、市民の地産地消の意識を高めます。

方針② 農業経営の安定と強化

- 農業に適した自然環境を生かして、果樹・野菜・花きの複合経営を推進し、農業経営の安定化を進めます。また、県やＪＡとの連携により、ブランド化や産地化の取組を推進します。
- 農産物の販売促進のため、国内におけるトップセールスなどの活動強化や海外市場への販路開拓を支援します。
- 認定農業者などの意欲ある農業者の経営基盤強化を図るため、国や県のほか、市独自の支援を行います。
- ６次産業化や環境保全型農業に取り組む農業者を引き続き支援します。
- 有害鳥獣による農作物の被害軽減を図るため、防除対策の支援を行います。

方針③ 農業の担い手育成と支援

- 認定農業者や認定新規就農者※3の育成を図るため、経営計画の継続的な支援を行います。
- 青年就農者の就農初期の経営を支えるため、経済的支援を行います。
- 関係機関との連携を強化し、新規就農者に対する就農定着への取組を推進します。
- 親元就農者や兼業農家に対する支援を行います。
- 農地中間管理事業※4などを活用し、担い手への農地流動化を促進し、耕作放棄地の解消を図ります。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	**○地域で採れた安全で安心な農産物を積極的に使って食します。** **○市産の農産物を市内外へアピールします。**
地域（みんなでできること）	**○地域での交流を深め、農業を盛り上げます。** **○新規就農者や若い農業者を応援します。**
企業・NPO団体（事業者等でできること）	**○生産性と収益性の高い農産物の普及、地域農産物のPR、販売促進と販路開拓・拡大を図ります。** **○営農指導員の資質向上に努め、先進的な農業技術を広めます。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	農業振興戦略計画	2018年度～
	食育推進計画	2013年度～ 2018年度
	道の駅「青洲の里」基本構想・基本計画	2017年度～ 2020年度
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	2014年度～
	人・農地プラン	2012年度～
	鳥獣被害防止計画	2017年度～ 2019年度

用語説明

※3 認定新規就農者
農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が基本構想で定めた農業経営の目標に向けて、新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基礎を確立しようとする計画（青年等就農計画）が市町村に認定された方のこと。（認定期間は最長５年間（更新不可））

※4 農地中間管理事業
公益財団法人和歌山県農業公社（農地中間管理機構）とＪＡなどの関係機関が連携し、規模縮小農家などから農地を借り受け、規模を拡大したい担い手農家や新規就農者へ農地の集積を進める事業。

関係課 農林整備課

3-1-2 均衡の取れた農村や農地の整備

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
ほ場整備箇所数	合併後にほ場整備が完了した箇所とすでに整備に着手した箇所の合計で、農業の生産性向上につながる取組状況を測る指標	4か所	6か所
多面的機能支払活動組織数	地域の共同活動の取組状況を測る指標	52組織	55組織
中山間地域等直接支払制度※1集落協定数	農業生産活動の継続支援の成果を測る指標	47件	47件
耕地面積	作付け可能な田や畑の実測面積で、農地基盤整備の取組状況を測る指標	4,770ha (2016年)	4,505ha

現状と課題

- 全国的に農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加や農業施設の老朽化が進んでいます。また、地震・豪雨などの自然災害による機能低下や基幹的な農業水利施設の老朽化も進んでいます。
- 本市は温暖な気候を有し、大消費地の大阪府に近い恵まれた立地条件にありながら、野菜・施設園芸農業のための環境整備が進んでいない状況です。
- 多面的機能支払交付金事業※2の活動組織数は県内でも最多となっています。地域の共同活動や農地保全を支援し、農業者以外の方との連携や理解を深め、交流することで、地域の活性化に取り組んでいます。しかしながら、高齢化や過疎化による農村地域の集落機能の低下により、昔から共同活動によって支えられてきた多面的機能の発揮に支障をきたしています。
- 農業生産性の向上を図るため、用排水路の改良や農道整備、農業用施設の機能の維持・向上を推進するなど、地元の意向も十分踏まえた事業を実施しています。
- ほ場整備実施箇所(実施予定箇所を含む)は、2017(平成29)年で4か所となっていますが、市全体の耕地面積に占める割合にすると僅かな状況です。

主な課題

- 農業生産基盤の適切な維持管理や老朽化対策、未整備区域への対応が必要です。
- 生産性の向上と効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、耕作放棄地の抑制など地域の実情に応じた農業基盤整備が必要です。
- 農業の有する多面的機能を将来にわたって発揮させるため、担い手への農地集積・集約化が必要です。

用語説明

※1 中山間地域等直接支払制度
農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、協定に従って農業生産活動を行う場合に、面積に応じて国や市による支援を行う制度。

※2 多面的機能支払交付金事業
農村地域の集落機能の低下により、共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じていることから、農業施設の保全管理に対する担い手農家への負担を軽減するために支援をする事業。

目指す姿

地域が一体となって農村や農地の基盤整備に取り組むことで、生産性が向上し、健全で安定した農業経営ができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① ほ場整備の推進

- ほ場整備を実施し、営農効率の向上を目指すとともに、担い手への農地集積・集約化を推進します。

方針② 農地・農業施設などの保全整備の推進

- 営農効率の向上を図るため、用排水路改修や農道整備による農地保全を進めるとともに、農業用施設の適切な維持・管理を実施します。
- 国や県などの上位機関と連携を図り、農地・農業施設などの保全整備を推進します。

方針③ 地域一体となった農地の多面的利用の促進

- 農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮し、農業用施設の長寿命化を図るため、地域が実施する共同活動を支援します。

協働 ともに進めるために

個人 （1人でできること）	○農地を保全します。 ○水路や農道など農業用施設の維持・管理をします。
地域 （みんなでできること）	○農業・農村が有する多面的機能を理解し、生産活動に対して理解します。 ○水路やため池など農業用施設の維持・管理をします。
企業・NPO団体 （事業者等でできること）	○農業者の支援・協力、市との連携をします。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	農村環境計画	2008年度～
	農業振興地域整備計画	2011年度～ 2020年度

ほ場整備完了後
（北山地区）

多面的機能支払活動組織による保全活動

関係課 商工労働課

3-1-3 商工業の振興

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
商業関係事業所数(卸売業、小売業)	卸売業、小売業の事業所数で、商業活動の状況を測る指標	618事業所(2016年)	620事業所
商工会会員数	紀の川市商工会と那賀町商工会の会員数の合計で、商工業の活性化の状況を測る指標	1,229人(2016年)	1,250人
主に市内で買い物をする市民の割合	市民意識調査で「食料品・日用品を市内で買い物をする」と回答した市民の割合で、商業環境(買い物環境)の活性化の状況を測る指標	63.9%	65.0%
製造品出荷額	工業活動の状況を測る指標	1,185億円(2014年)	1,300億円

現状と課題

- 県内企業のうち中小企業の占める割合は99.9%と非常に高く、なかでも常用雇用者20人以下(卸・小売、飲食、サービス業は5人以下)の小規模企業の占める割合が88%と全国で3番目に高く、中小企業は県経済を支える大きな原動力となっています。しかし、人口減による市場規模の縮小、購買力の低下が生産性に影響しています。
- 本市の卸売事業所数、小売事業所数は減少しており、商店街においても幹線道路沿いなどに立地する大型店舗との競合で客数が減少傾向です。また、経営者の高齢化や後継者不足により空き店舗が増加し、商業機能が低下しています。
- 2017(平成29)年度実施の市民意識調査では、市内で買い物をする市民の割合が約6割にとどまっており、日々の暮らしに必要な買い物が身近でできる商業環境が求められています。
- 観光協会をはじめ各種団体と連携し、地域資源と事業所自らの強みを生かした商品開発を進めるなど、商工業の活性化につながる体制ができつつあります。
- 市内消費喚起のためのプレミアム商品券の発行や各商工会への支援を継続するほか、既存企業への設備投資や新たな起業への支援を行うとともに、起業力を持つ人材の誘致を促しています。
- 市内の誘致企業などで組織する「立地企業連絡協議会」の研修会や情報提供の場を通して、会員企業間の交流の促進に取り組んでいます。

主な課題

- 市民ニーズに沿った身近で便利な商業環境づくりの検討が必要です。
- 農商工による連携の強化と一体的な産業振興対策が必要です。
- 地元商店、商工会との連携や市内企業間の連携を強化することで商工業の活性化を図ることが必要です。
- 経営者の高齢化や後継者不足解消への対応策の検討が必要です。

目指す姿

日々の暮らしに不可欠な買い物が身近でできる商店があり、便利で、活気にあふれるまち、地域資源を活用した産業の活性化が図られているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 既存商店の活性化の推進

- 市内２つの商工会が実施する会員への経営改善指導や地域振興につながる事業への支援を行います。
- 商工会商品券事業（プレミアム商品券事業）を通して、市民の市内商店の利用喚起と市内消費の促進を図り、商工会会員の経営支援を行います。
- 商工会と連携し、管内の空き店舗の現状を把握し、活用方法を検討するとともに、事業承継や継業※1などの担い手対策を進めます。

方針② 中小企業の活性化の推進

- 小企業資金利子補給事業※2による借入金利子の一部を補給することで、小企業の育成と活性化を図ります。
- 中小企業庁の「セーフティネット保証制度※3」を活用し、中小企業への資金供給の円滑化を支援します。
- ジェトロ和歌山貿易情報センター※4の利用を啓発し、市内企業の海外への販路拡大や海外進出を支援します。
- 市内企業間の連携やネットワークづくりを促進し、新たな事業の創出やネットワーク内取引の拡大を図ります。

方針③ 地域資源を活用した産業活性化の推進

- フルーツをはじめとする地域資源を活用した商品開発と販路開拓を支援します。
- 農業者と企業との連携をはじめ、さらなる農商工の連携強化を図り、一体的な産業振興対策と新たな産業の構築に取り組みます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	**○市内商工業者を積極的に利用します。**
地域（みんなでできること）	**○市内商工業者との友好な関係を築きます。**
企業・NPO団体（事業者等でできること）	**○経営基盤の強化に努めます。** **○市内商店を利用する機会を増やし、市内消費の促進を図ります。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	産業振興促進計画	2015年度～ 2019年度
	創業支援事業計画	2015年度～ 2019年度

用語説明

※1 継業
家族や従業員といった一般的な後継者候補ではなく、接点のない第3者に事業を引き継ぐこと。

※2 小企業資金利子補給事業
市内で事業を営む小規模事業者に経営の安定と振興を図ることを目的として、一定の要件に該当する事業者が「紀の川市小企業資金利子補給要綱」に基づき申請することで、借入金の支払利息の一部が補給される事業。

※3 セーフティネット保証制度
取引先企業の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害などにより経営の安定に支障を生じている中小企業への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度。

※4 ジェトロ和歌山貿易情報センター
和歌山県内の企業の海外進出に役立つさまざまな支援を行う日本貿易振興機構（ジェトロ）の地方事務所で、2017（平成29）年10月に県庁内に設置。

関係課 商工労働課

3-2-1 就労支援の充実と雇用創出の振興・・・・

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
企業立地件数	合併後に協定締結に基づき新たに操業を開始した企業立地件数で、雇用創出の状況を測る指標	8件	14件
創業支援資金給付件数	創業支援事業計画に基づき創業支援資金の給付を行った件数で、創業支援の成果を測る指標	—	3件
地域職業相談室年間雇用契約成立数	ワークサロン貴志川における年間雇用契約の成立件数で、就労支援の成果を測る指標	388件(2016年)	450件
合同企業説明会における参加企業との面談者数	ハローワーク、岩出市等と合同で開催する岩出・紀の川就職フェアへの参加企業と面談した参加者の延べ人数で、就労支援の成果を測る指標	129人	200人

現状と課題

- 景気回復に伴い企業の設備投資の意欲が活発になっています。本市においても、北勢田第2工業団地を造成し、企業誘致活動に取り組んだ結果、京奈和自動車道の開通など交通アクセスの飛躍的な向上もあり、5社の誘致に成功し、全ての工業用地が完売するなど、一定の成果を挙げています。
- 和歌山県のUターン就職者の割合や高校生の県内就職率は全国平均を下回っています。本市においても、少子高齢化などに伴い、働き手が不足することが予想されるため、広域的な視点から関係機関との連携がより一層必要となります。そのため、岩出市、和歌山労働局、和歌山公共職業安定所(ハローワーク和歌山)と共同で就職フェアを開催し、求職者の就職支援と市内企業の人材確保支援に取り組んでいます。
- 紀北地域内にある各高等学校に向け、進出企業のガイドブックを配布するなど雇用創出に向けた広報活動を実施することで、各高等学校では、企業からの求人募集情報を効率的に入手できています。
- 創業セミナーの開催や起業者への創業支援資金利子補給など、創業に対する支援に取り組んでいます。

主な課題

- 企業のニーズに沿った工業用地の確保が必要です。
- 市内企業の市民への認知度が低いため、効果的な企業情報の発信が必要です。
- 市内での新規創業を支援するとともに、既存の創業者の継続的な支援が必要です。
- 市内求職者と地域雇用者の効果的なマッチングが必要です。

目指す姿

雇用の場の創出・確保と雇用環境の充実を図り、働く意欲のある人が安心して働くことができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 企業誘致の促進

- 遊休用地や空工場の洗い出しを行うとともに、新たな工業用地の造成を検討します。
- 本市が持つ地域特性や魅力を情報発信し、引き続き県や関係機関と連携しながら、企業誘致活動に取り組みます。
- 関西国際空港からのアクセスの優位性を活用し、広大な工業用地を必要としない業種の誘致についても検討します。
- 企業立地促進助成金をはじめとした各種助成制度により、新たな企業の誘致を促進するとともに、既存誘致企業の事業拡大や設備投資を促進し、雇用の拡大につなげます。

方針② 創業の支援

- 商工会と連携し、創業セミナーを開催し、経営・財務・人材育成・販路開拓などの新規創業に必要となる知識習得の支援を行います。
- 創業後、一定期間事業継続する事業者に対し、事業店舗・事務所の開設に必要な経費への支援を行います。
- 特定創業支援事業による支援を受けた市内創業者に対して、借入金利子の一部を補給します。
- 農業や観光など多分野との融合による新たなビジネスモデルの創出を促進します。

方針③ 就労への支援

- 各高等学校に市内企業の情報を提供するとともに、市内での雇用者を増加させるため岩出市、和歌山労働局、和歌山公共職業安定所（ハローワーク和歌山）と協力し、合同企業説明会を開催します。
- 多様な働き手として、高度な技術・知識を有する人材を国内外から確保するため、県や関係機関と連携して外国人留学生の市内就職を促進します。
- 企業に対する奨励金制度の充実により地元雇用、市内就職を促進します。

方針④ 雇用・職場環境の充実

- ワーク・ライフ・バランス※1など働き方改革に寄与する企業の取組を啓発・支援します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	**○職業相談室、ハローワークを利用します。** **○新規創業者の支援事業を活用します。**
地域（みんなでできること）	**○働きやすい環境、職場づくりに協力します。**
企業・NPO団体（事業者等でできること）	**○合同企業説明会への参加を推進します。** **○働きやすい労働環境の整備と新たな雇用を創出します。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	創業支援事業計画	2015年度～ 2019年度
	産業振興促進計画	2015年度～ 2019年度

用語説明

※1 ワーク・ライフ・バランス
働く全ての方が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」と調和を取り、その両方を充実させること。

関係課 観光振興課

3-3-1 観光資源を発掘・活用した観光振興……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
年間観光客数	年間(1～12月)の観光客数とイベント来客数の合計で、観光振興の取組状況を測る指標	181万人(2016年)	220万人
年間外国人観光客数	市内主要観光施設における外国人観光客数で、観光振興の取組状況を測る指標	10万人(2016年)	15万人
体験交流人口	体験交流イベント等への参加者数で、観光振興の取組状況を測る指標	4,290人(2016年)	9,300人
観光ファンクラブ会員数	紀の川ぷるぷるファンクラブ※1の会員数で、市に対する関心度を測る指標	1,363人(2016年)	2,500人

現状と課題

- 全国的に外国人旅行者が年々増加しており、2016(平成28)年の訪日外国人旅行者数は、過去最高であった前年度の21.8%増(2,404万人)と、4年連続で過去最高を更新しています。このように、外国人をターゲットとした観光産業は日本経済の回復・発展に向けて、注目度が高まっています。
- 本市は、京奈和自動車道の開通や関西国際空港、大阪府などの都市圏から近いこともあり、めっけもん広場や道の駅青洲の里には地域外からの多数の来場者が訪れています。近年では、特に外国人観光客数が大幅に伸びています。
- 一般社団法人紀の川フルーツ・ツーリズム※2の取組をはじめ、フルーツをテーマとした観光資源の発掘や観光客の受入体制の整備を市民協働で取り組み、メディアなどでも数多く取り上げられ、観光客の増加につながっています。
- 基幹産業である農業の活性化に向けて、フルーツのまちとしてさらなるイメージアップを図り定着させるため、フルーツをテーマとした体験型博覧会を開催し、市民と協働で体験プログラムの創出などに取り組んでいます。
- 紀の川市のフルーツ、観光など魅力ある地域資源を活用し、観光のまちづくりを実現するための地域づくりや集客の技術を兼ね備えた観光地域づくり組織(ＤＭＯ)の立ち上げを進めています。
- 市民交流活動の活性化や観光資源としての魅力を高めるため、市民が主体となって開催する各種まつりの企画・実行・運営の支援に取り組んでいます。

主な課題

- 観光資源の魅力をさらに高めるとともに、情報発信力の強化が必要です。
- 観光施設の集客力向上の取組と施設の老朽化への対応が必要です。
- 地域資源を活用した観光による地域の活性化(観光地域づくり)が必要です。

用語説明

※1 紀の川ぷるぷるファンクラブ
紀の川市の魅力を発掘・発信し、ファンの輪を広げることを目的とした紀の川市のことが大好きな人のためのファンクラブのこと。

※2 一般社団法人紀の川フルーツ・ツーリズム
紀の川市のフルーツの魅力を発信するため、体験型観光「ぷる博」の実施や交流イベントの企画・実施、料理の企画、各種商品開発を行っている団体。

目指す姿

市内が観光交流客でにぎわい、市民同士や地域外の人々と交流を楽しめるいきいきとしたまちを目指します。

主な取組方針

方針① 誘客・観光PRの促進

- 国内はもとより海外からの誘客も視野に入れ、ＳＮＳなどの各種メディア展開により、戦略的な観光ＰＲに取り組みます。
- フルーツを中心とした食や歴史・文化を体験してもらい、紀の川市のファンづくりを進めます。
- 地域固有の観光資源として、市民が主体となって開催する各種まつりの魅力を高めることができるよう引き続き、企画・実行・運営の支援を行います。

方針② 観光基盤・受入体制の整備

- 観光まちづくりの中核を担う市民（観光まちづくり人材）を育成し、国内外からの観光客を数多く受け入れ、地域の魅力を生かした体験交流などを行える体制づくりに取り組みます。
- 既存の観光施設の維持管理を行い、観光交流を促進する場づくりに取り組みます。

方針③ DMOの推進

- 「観光地域づくり戦略※3」に基づき多様な関係機関と連携した観光地域づくり組織（ＤＭＯ）を設立・運営し、基幹産業である農業（フルーツ）の振興など地域の活性化に結びつけ、地域の稼ぐ力を引き出します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○地域の魅力、観光資源に関する知識を深めます。 ○地域の魅力を発信します。
地域（みんなでできること）	○地域ぐるみで体験交流などを行える受入体制を整えます。 ○地域の魅力を発信します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○地域資源を活用した魅力ある観光商品開発を推進します。 ○ＤＭＯを中心に市内各団体が連携・協力し、地域の稼ぐ力を引き出すまちづくりを進めます。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	産業振興促進計画	2015年度～ 2019年度

ぷるぷる博覧会

ぷるぷるワークショップ

用語説明

※3 観光地域づくり戦略
地域資源を活用して、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地域づくりを実現するための戦略プラン。

関係課 地域創生課

3-3-2 国際交流と国内交流

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
姉妹都市(大韓民国西帰浦市)、友好都市(中華人民共和国濱州市)のいずれかを知っている市民の割合	市民意識調査で「姉妹都市・友好都市ともに知っている」「姉妹都市・友好都市のいずれかを知っている」と回答した市民の割合で、国際交流の取組の成果と認知度を測る指標	18.9%	35.0%
姉妹都市・友好都市との交流事業回数	国際交流の活性化の状況を測る指標	5回(2016年)	6回
姉妹都市・友好都市からの来訪者数	公式行事による姉妹都市・友好都市からの来訪者数で、国際交流の活性化の状況を測る指標	33人(2016年)	50人

現状と課題

- 本市は、海外からの玄関口である関西国際空港に隣接する至便な立地条件にあり、近年外国人観光客が増加傾向です。また、在住外国人も年々増加傾向となっており、日常生活や地域活動において外国人と触れ合う機会が多くなることが予想されます。
- そのような中、2007(平成19)年に大韓民国西帰浦市と姉妹都市提携を結び、毎年、中学生や市職員による相互交流を実施し、友好関係が続いています。また、中華人民共和国濱州市とも友好都市提携を結び、交流事業を実施しています。
- 2017(平成29)年度に実施の市民意識調査によると、国際交流・国内交流の推進について、「わからない」という回答が37.1%で、姉妹都市(西帰浦市)、友好都市(濱州市)のいずれかを知っている市民の割合は18.9%と取組の認知度は低い状況です。
- 国内交流に関しては、全国6市町(福岡県北九州市、山口県下関市、岡山県真庭市、滋賀県米原市、愛知県阿久比町)によるほたるサミット※1に参加し、ホタルを通じて、生活環境の整備や観光・経済・文化交流、さらに、災害時の物資や人員の相互応援を通した活力あるふるさとづくりを創出しています。また、大阪府泉佐野市との特産品相互取扱協定を締結し、地場特産品に関連する共同的な取組をはじめ、さまざまな分野での交流を促進しています。

主な課題

- 国際交流・国内交流を活性化させるため、市民への周知・啓発が必要です。
- 市民が自主的・主体的に国際交流活動に参加できる取組を展開する必要があります。
- 国際化にともなう市民の国際感覚の醸成や外国人への対応の検討が必要です。
- 国内交流都市間の交流をさらに深める必要があります。

用語説明

※1 ほたるサミット
ホタルの保護や自然環境保全、ホタルを通じた観光、経済、文化交流などを促進し、活力ある豊かなふるさとづくりに取り組むとともに、その活動を全国に発信することを目的に開催している会合。

目指す姿

国内外の都市との交流を通じて、文化や歴史などを学ぶとともに、市民が気軽に参加でき、交流が活発に行われているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 国際交流の推進

- 姉妹都市との市職員・中学生交流事業や各種交流団の派遣・受入を継続し、相互の文化や歴史などを学ぶとともに、人と人とのつながりを促進します。
- 国際交流への関心を高め、国際感覚を醸成するために、市民が気軽に参加できる国際交流の機会を増やします。
- 国際交流に協力してくれる市民ボランティアを発掘・活用します。

方針② 多文化共生※2への推進

- 市内に在住する外国人をはじめ、海外から訪れる外国人に居心地の良いまちづくりを推進します。
- 市民と外国人との交流の機会をつくり、多様な文化や価値観への相互理解を促す取組を進めます。

方針③ 国内交流の推進

- 大阪府泉佐野市やほたるサミットに参加している市町との既存の枠組みによる幅広い分野での交流をさらに推進させ、関係市町との相互の発展を促進します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○多様な国・地域の文化を理解し尊重します。 ○国内・国際交流イベントに積極的に参加します。
地域（みんなでできること）	○市民と連携し、国内・国際交流活動に取り組みます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○地域や行政と連携し、国内・国際交流活動を推進します。

泉佐野市との特産品相互取扱協定

みかん博覧会（韓国西帰浦市）での紀の川市ブース

用語説明

※2 多文化共生
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域の構成員としてともに生きていくこと。

第４章

快適で環境と調和するまち ～ともに自然と生きよう～

4-1-1 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備・・・ 92,93

4-1-2 道路や橋梁などまちの基盤整備・・・・・・・・・ 94,95

4-1-3 公共交通ネットワークの充実 ・・・・・・・・・・ 96,97

4-2-1 快適な生活環境の維持 ・・・・・・・・・・・・ 98,99

4-2-2 ごみや資源物の効率的な収集・処理・・・・・ 100,101

4-2-3 適切な生活排水対策の推進 ・・・・・・・・・ 102,103

4-2-4 水道水の安定的な供給 ・・・・・・・・・・・ 104,105

4-3-1 豊かな自然環境の保全・・・・・・・・・・・・ 106,107

関係課 都市計画課 ／ 地籍調査課 ／ 企画経営課

4-1-1 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備・・・・・

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
市民１人当たりの都市公園面積	都市公園の充実度を測る指標	8.4㎡（2016年）	10.0㎡
地籍調査の進捗率	調査対象面積に対する現地調査が完了した面積の割合で、地籍調査の進捗状況を測る指標	76.5%（2016年）	100.0%
住宅や公園などの都市環境に満足している市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、都市環境の整備状況に対する満足度を測る指標	23.6%	35.0%
住みよいと感じている市民の割合	市民意識調査で「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と回答した市民の割合で、住みよい環境づくりへの取組に対する成果を測る指標	80.8%	現状値以上

現状と課題

- 本市は和歌山市や大阪府南部と隣接しており、立地条件がよく、自然環境と調和したまちなみを形成しています。2017（平成29）年度実施の市民意識調査においても、約8割の人が住みよいと回答しています。
- 本市の都市計画区域は、旧町単位の区域を2013（平成25）年4月に統一しています。また、適正な土地利用の誘導を図るため、「土地利用方針検討調整会」を設置し、土地利用方針の策定を進めています。
- 適切な管理が行われていない空き家が、防災・衛生・景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。2013（平成25）年度に実施した市内の空き家調査の結果、998件の空き家が確認され、今後、人口減少の影響から、さらなる増加が予想されます。この状況に対応するため、都市景観の保全や空き家の利活用などを目的とした「空家等対策協議会」を2017（平成29）年度に設置しています。
- 土地の適正管理と土地取引の円滑化、各事業への地籍データの有効活用を図るため、計画的に地籍調査事業に取り組んでいます。
- 2017（平成29）年10月時点で管理する市営住宅406戸のうち約35%が耐用年数を経過しており、施設設備や機能面で老朽化が進んでいます。

主な課題

- 土地利用方針に基づいて用途地域などの設定を行い、計画的な土地利用の誘導を図る必要があります。
- 空き家の増加による治安や景観悪化への対策が必要です。
- 地籍調査の早期完了に向け、計画的な事業の実施が必要です。
- 市営住宅の建替え・用途廃止などを検討していくとともに、今後のあり方や方向性の検討が必要です。

目指す姿

地域の特性に応じた計画的な土地利用と都市基盤の整備が行われ、市民の利便性・安全性が確保された暮らしやすいまちを目指します。

主な取組方針

方針① 計画的な土地利用の促進

- 本市の土地利用方針を市内外に発信し、積極的な規制誘導に努め、計画的なまちづくりを推進します。
- 「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」「都市計画法」の適切な運用により、農地を保全しつつ、自然環境と居住環境が調和した計画的なまちづくりを推進します。
- 市の健全な発展を推進するため「都市計画マスタープラン※1」を更新します。

方針② 良好な居住環境の形成

- 防災・衛生・景観などの生活環境を維持するため、「空家等対策計画」に基づき、空き家対策を推進します。
- 屋外広告物への適切な許可や無届広告物に対するパトロールを実施し、良好な景観を維持します。

方針③ 地籍調査の着実な推進

- 「地籍調査計画」に基づき、効率的な地籍調査事業を引き続き実施し、早期完了を目指します。

方針④ 計画的な都市基盤整備の推進

- 利便性の高い都市活動を促進するため、都市計画道路の計画的な整備推進と沿道のまちづくりを推進します。
- 都市核の機能強化を図るため、駅周辺整備や市街地の整備を検討します。
- 地域間・世代間の交流の場として、計画的な公園・緑地の整備を推進します。また、近年の大規模災害の教訓から防災機能を有した公園の整備を検討します。

方針⑤ 市営住宅の適正管理

- 市営住宅の建替えや用途廃止などを検討するとともに、保全する住宅については「公営住宅等長寿命化計画」に基づく改修工事などを行い、適正な維持管理に努めます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○都市計画に理解を深めます。 ○都市計画事業への理解と協力をします。
地域（みんなでできること）	○地域の居住環境の維持に努めます。 ○都市計画事業への理解と協力をします。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○関係法令を遵守し、景観に配慮した事業活動に努めます。 ○都市計画事業への理解と協力をします。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	都市計画マスタープラン	2008年度～
	公営住宅等長寿命化計画	2012年度～ 2021年度
	空家等対策計画	2018年度～ 2027年度
	地籍調査計画	2008年度～ 2022年度

用語説明

※1 都市計画マスタープラン
土地利用、道路や公園の整備、街並みなどについて、今後のあるべき都市像や整備方針など、地域の特徴を活かしながら市町村が定める、都市計画に関する基本的な方針。

関係課 道路河川課

4-1-2 道路や橋梁などまちの基盤整備

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「まあそう思う」と回答した市民の割合で、生活道路の整備に対する成果を測る指標	30.8%	50.0%
長寿命化対策済橋梁の割合	点検済橋梁数に占める対策済橋梁数の割合で、橋梁の安全対策の進捗状況を測る指標	35.0%(2016年)	80.0%
道路・橋梁維持管理上の事故件数	市が管理する道路における管理瑕疵により保険適応となった事故件数で、道路の適正な維持管理の状況を測る指標	2件(2016年)	0件

現状と課題

- 2012(平成24)年に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機として、道路インフラの老朽化問題が注目されるようになり、全ての橋梁などで5年に1度、国が定める統一的な基準に基づく点検が義務化されるなど、道路管理者による適切な維持管理が求められています。
- 本市が管理する橋梁は、2016(平成28)年度末時点で826橋、主な橋梁として119橋を管理しています。主な橋梁のうち、架設後50年を経過するものが25%(29橋)を占めており、20年後の2036年には72%(85橋)に増加する見込みであることから、「橋梁長寿命化修繕計画」や「橋梁個別施設計画」に基づき、毎年度3橋を目標に予防的な修繕を実施しています。
- これまでに、井田中ノ才線や調月三和線の新設道路の整備や丸85号線の白岩橋改修、那賀打田線の紀の川インターチェンジ付近の歩道整備など、市民の安全性・機能性の向上につながる市道や橋梁の整備・改修に取り組んできました。現在は、東国分赤尾線や上野庁舎前線などの改良工事を重点的に実施しています。
- 一方、地域の生活道路の改修状況については、毎年度、地元自治会から要望があった件数の20%程度にとどまっている状況です。
- 府県間道路の整備に関しては、物流や観光の活性化に加えて、災害時の代替路確保など、県全体にも大きな整備効果をもたらす京奈和関空連絡道路の早期実現を目指し、京奈和関空連絡道路建設促進期成同盟会を中心とした取組を推進しています。

主な課題

- 道路や橋梁の老朽化対策が必要です。
- 市民の安全性や機能性の向上につながる生活道路の計画的な整備が必要です。
- 府県間道路の整備や幹線道路の機能強化が必要です。

目指す姿

道路や橋梁の適正な維持管理により、安全性・機能性が高まり、市民が快適で安全に利用できるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 橋梁の適正な維持管理

- 安全で安心して通行できるよう適正な維持管理を行うとともに、「橋梁個別施設計画」に基づき、優先度の高い橋梁から計画的に修繕を進めます。
- 橋梁修繕については、将来的な財政負担の軽減と道路交通の安全性を確保するため、従来の対症療法型※1の維持管理から予防保全型※2の維持管理に転換します。

方針② 市道の整備・充実

- 整備箇所の選択と集中により、効率的・効果的な市道整備を進めるための指針となる「道路整備計画」を策定し、計画的に市道を整備します。
- 自治会からの生活道路の改修要望に対応できるよう、効果的な方法を検討した上で事業を推進します。
- 通学路を中心に歩行者の安全確保対策を推進します。

方針③ 高速道路、国・県道の整備促進

- 市民や地域、地元企業の理解・協力を得ながら、県や関係団体と連携し、国への働きかけを行うなど、京奈和関空連絡道路の早期実現に向けた取組を推進します。
- 県道泉佐野打田線の4車線化を推進するとともに、県道泉佐野岩出線の南伸についても関係機関と連携し推進します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○道路をきれいに保ちます。 ○道路の危険箇所の通報を行います。
地域（みんなでできること）	○道路清掃（ボランティア）に協力します。 ○道路整備への理解と協力を行います。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○道路清掃（ボランティア）に協力します。 ○道路の適正な利用に努めます。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	橋梁長寿命化修繕計画	2014年度～
	橋梁個別施設計画	2016年度～ 2025年度

京奈和関空連絡道路整備促進活動

橋梁点検

用語説明

※1 対症療法型
状況に応じて対応すること。ここでは、施設などに損傷が発生してから対応すること。

※2 予防保全型
定期的な点検で早期に損傷を発見し、事故や大規模補修などに至る前の軽微な段階で補修し、長く使うこと。

関係課 地域創生課

4-1-3 公共交通ネットワークの充実

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
公共交通に満足している市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、公共交通の整備、利用促進による成果を測る指標	24.9%	30.0%
地域巡回バスの年間利用者数	地域巡回バスの利用状況と利用促進による成果を測る指標	39,891人(2016年)	41,000人
紀の川コミュニティバスの年間利用者数	紀の川コミュニティバスの利用状況と利用促進による成果を測る指標	33,473人(2016年)	34,000人
粉河熊取線の年間利用者数	粉河熊取線(路線バス)の利用状況と利用促進による成果を測る指標	68,968人(2016年)	70,000人

現状と課題

- 2013(平成25)年に「交通政策基本法」の制定、2014(平成26)年に「交通政策基本計画」が策定され、交通に関する国の施策の基本理念などが示され、地方公共団体はその理念に基づき地域に応じた交通政策を展開しています。また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が2014(平成26)年に改正され、地方公共団体を中心として、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を行う「地域公共交通網形成計画」の策定が推進されています。
- 2017(平成29)年度の市民意識調査結果によると、公共交通は移動手段として重要と捉えられているにも関わらず、満足率が低い(24.9%)状況です。
- 本市の地域巡回バスの路線は、公立那賀病院へのアクセス向上や市役所本庁舎を拠点とした路線変更により、利用需要に即した路線を設定しています。
- バス路線は、利用状況や地域の要望に応じてバス停を配置し、公共交通空白地域の解消を図ってきましたが、全体的には利用者数が減少傾向です。
- 2017(平成29)年3月31日に、和歌山バス那賀(株)が運行する路線バス「橋本線」が廃止されました。人口減少などにより利用者の減少が続く中、「公共交通は乗らないと無くなる」という時代が到来しています。
- 2016(平成28)年4月1日から、デマンド型乗合タクシー※1の試行運行を開始し、山間部における公共交通空白地域の解消に向けた取組を進めています。

主な課題

- 持続可能な公共交通ネットワークの再構築と利便性の向上が必要です。
- 公共交通の利用促進につながるさらなる啓発や取組が必要です。

用語説明

※1 デマンド型乗合タクシー
バスの運行が困難な地域に対し、タクシー車両などを使用して予約型で運行する公共交通。事前の予約者登録と利用時の予約が必要で、乗合で運行する。

目指す姿

鉄道やバスなどの公共交通を有機的に結びつけることで、市民が利用しやすい公共交通ネットワークが構築・維持されているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 公共交通の維持・確保・充実

- 交通事業者や国・県と連携して「地域公共交通網形成計画」を策定し、多様な主体が利用しやすい公共交通の方向性を示します。
- 「地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通の路線を再検討し、利便性の高い公共交通ネットワークの再構築を進めます。
- バス路線ごとの利用実態を把握し、利用実態に応じたバス路線の提供を検討します。
- 県と和歌山市と共同で和歌山電鐵貴志川線の安全運行を確保するため、設備に対する支援を行います。

方針② 公共交通の利用促進・啓発

- 公共交通への関心を高め、利用促進につなげるため、市民に公共交通の現状などについて分かりやすい情報発信を行います。
- バスと鉄道を一体的に利用できるように、交通系ICカード※2の導入をはじめとした乗り継ぎ環境の整備や支援を検討します。
- 地域の拠点となる駅へのアクセス向上を図るため、駐輪場など駅周辺の環境整備を進めます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○定期的に公共交通を利用します。
地域（みんなでできること）	○公共交通利用に関する機運を高めます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○鉄道・路線バスなどの利用環境を整備します。 ○利便性の向上や周知・誘客方法を検討します。

地域巡回バス

公共交通ネットワークの再構築に向けた市民への情報発信（地域公共交通活性化シンポジウム）

用語説明

※2 交通系ICカード
あらかじめ運賃を入金（チャージ）することができ、公共交通などの利用時に現金収受が不要となるカード。

関係課 生活環境課

4-2-1 快適な生活環境の維持

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
狂犬病予防注射の接種率	飼い犬登録されている犬のうち、狂犬病予防接種済みの犬の割合で、生活衛生対策の取組状況を測る指標	58.0%(2016年)	70.0%
公害苦情件数	市に寄せられた公害に関する苦情件数で、生活環境対策の取組状況を測る指標	80件(2016年)	60件
空き地管理指導に対する対処率	空き地の適正管理の指導を行った件数のうち、適切に改善された件数の割合で、生活環境対策の取組の成果を測る指標	82.0%(2016年)	90.0%
市の生活環境の維持・保全に関する取組に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、生活環境の維持、保全の取組の成果を測る指標	31.3%	40.0%

現状と課題

- 地球温暖化や大気汚染などの環境問題が深刻化している中、本市においても「環境保全条例」に基づき、市民が健康で文化的な生活が営めるよう、良好な環境の保全に努めています。
- 地域の水路一斉清掃など、市民が主体となって地域美化清掃活動に取り組んでいますが、地域コミュニティの希薄化などにより、参加者の減少が懸念されています。
- 空き地の指導管理をはじめ、環境に対するさまざまな不適正行為に対して、状況に配慮した対応を行っています。特に、不法投棄のパトロールや啓発を強化していますが、ゴミの有料化などによる処理費用の増加により、不法投棄は後を絶たない状況です。
- 火葬場・斎場の運営については、五色台聖苑への市全域加入の移行が円滑に行われた結果、老朽化した施設の整理統合によって効率化・合理化が図られています。
- 太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギー事業を巡っては、近年、安全や環境、景観への悪影響といった問題が全国的に表面化しています。地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減が求められる中、県と連携して環境との調和を確保しながら事業の普及を図る必要があります。
- ペットの糞や鳴き声、野良猫の増加などに対する苦情・相談が多く寄せられています。ペットの諸問題については、飼い主のみならず動物に関わる全ての人が協力して取り組んでいく必要があります。

主な課題

- 市民や地域・事業者の環境保全や環境美化へのさらなる理解と意識の高揚が必要です。
- 周辺環境に悪影響を及ぼしている空き地の適正管理を促す必要があります。
- 不法投棄を未然に防止・抑制する取組のさらなる強化が必要です。
- 地球温暖化対策や低炭素社会※1の実現に向けた取組の推進が必要です。

用語説明

※1 低炭素社会
限りある化石燃料資源への依存度を低減させ、二酸化炭素の排出を大幅に削減する社会

目指す姿

環境に配慮した暮らしや事業活動により、快適で良好な生活環境が維持されているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 環境保全の推進

- 市民の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、「環境保全条例」に基づく規制・指導などを徹底し、環境に配慮したまちづくりを推進します。
- 「環境基本計画」を策定し、良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

方針② 美しいまちづくりの推進

- 地域の水路の一斉清掃など市民自らが取り組む地域美化清掃活動を支援し、市民協働による美化清掃活動がより活発になるよう啓発します。
- 増加傾向にある適切に管理されていない空き地について、生活環境の悪化につながる前の対策を推進します。
- 不法投棄に関しては、警察・県・他市町村・地域との連携を強化するとともに、監視カメラを増設するなど防止対策を強化します。

方針③ 生活衛生の向上

- 獣医師会や動物愛護センターなど関係団体と連携し、狂犬病予防注射の必要性を周知するなどペットの飼い主の社会的責務について啓発を行うとともに、県が実施する地域猫対策※2を推進します。
- 地元飲料水供給施設※3の適切な維持管理に対する支援を引き続き行います。
- 市営墓地の適正な維持管理を行います。

方針④ 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策をはじめ、環境負荷の低減に向け、各種団体・事業者などと連携し、環境教育・学習を積極的に推進します。
- 市役所においても、地球温暖化対策をはじめ緑化活動や再生資源の回収活動など、良好な環境の保全に関する活動に取り組みます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○環境に配慮した生活を心掛けます。 ○美化清掃活動に参加します。
地域（みんなでできること）	○美化清掃活動に取り組みます。 ○生活環境のさまざまな問題に対して、できる限り地域内で問題解決するよう努めます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○環境保全活動や美化清掃活動に参加・協力します。 ○公害防止関係法令などを遵守し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	地球温暖化対策実行計画	2018年度～ 2022年度

用語説明

※2 地域猫対策
野良猫に不妊去勢手術を施すとともに、給餌・給水、排泄物の適正な処理を地域住民・ボランティア・行政が協働で行う活動

※3 地元飲料水供給施設
給水人口が100人以下で、簡易な滅菌装置を備えた飲料水を供給する施設

関係課 生活環境課

4-2-2 ごみや資源物の効率的な収集・処理……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
1人1日当たりのごみ排出量	市民1人1日当たりのごみ排出量で、ごみ減量化の取組の成果を測る指標	650g (2016年)	624g
ごみ資源化率	ごみ排出量のうち、資源化されたごみの量の割合で、ごみの資源化への取組状況を測る指標	11.0% (2016年)	13.0%
ごみ処理・資源化対策を満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、ごみ処理・資源化対策の取組の成果を測る指標	45.3%	50.0%

現状と課題

- 国では循環型社会※1の形成と推進に向けた法整備、計画の策定を進めており、本市においても2017(平成29)年7月からごみ処理料金の見直しを実施するなど、市民・事業者などの協力を得て、ごみの減量・資源化を着実に推進しています。
- 市民1人1日当たりのごみ排出量は、県平均より少ない状況ですが、2015(平成27)年度は623g、2016(平成28)年度は650gと増加傾向であるため、ごみの減量化に向けた市民意識の醸成が必要です。
- ごみ集積所の設置箇所数については、地域による差が大きく、ごみ収集業務の効率化を図るため、集約化に向けたさらなる取組の推進が必要です。
- 海南市、紀美野町と共同で設置した紀の海クリーンセンター(ごみ処理中間処理施設※2)が2016(平成28)年3月から稼動し、ごみ処理の効率化を図るとともに、余熱を有効利用した発電設備の効果から、環境にやさしい施設運営が可能になりました。

主な課題

- 減量化・資源化に対するさらなる市民の意識醸成が必要です。
- ごみ集積所の集約化など、さらなる収集業務の効率化を図る必要があります。
- 高齢者などのごみ出し困難家庭への配慮・対応を検討していく必要があります。
- 紀の海クリーンセンター(ごみ処理中間処理施設)の適切な運営が必要です。

用語説明

※1 循環型社会
環境への負荷の低減を目指し、天然資源の採取・消費を極力削減し、可能な限り有効に活用することにより、廃棄されるものを最小限に抑えた社会

※2 ごみ処理中間処理施設
廃棄物の性状に応じて焼却、破砕・選別、圧縮・成形、中和、脱水などを行い、廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化する施設

目指す姿

ごみの排出量が減少し、資源が循環して利用されている環境にやさしいまちを目指します。

主な取組方針

方針① ごみの減量化・資源化の促進

- ごみの分別方法やごみの出し方について、市のホームページや広報紙、出前講座などで啓発・周知することで、ごみの減量化・資源化に対する市民の意識の向上を図ります。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）の減量化・再資源化を徹底するなど、事業者への意識の向上を図ります。

方針② より効率的なごみ収集体制の構築

- ごみ収集の効率化を図るため、自治会単位で集積場所の集約化の必要性について周知します。
- ごみ集積所を集約化した場合、高齢化の進展により単身世帯でごみ出しが困難となる家庭が増える可能性があるため、その対応を検討し、新たな収集体制の構築に取り組みます。

方針③ ごみの適正処理の推進

- 海南市、紀美野町と連携し、紀の海クリーンセンターの適正な運営に取り組みます。
- 収集から最終処分までのごみの適正処理を行います。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○ごみの分別や減量に努めます。
地域（みんなでできること）	○ごみ出しが困難な家庭への支援を行います。 ○ごみ集積所の集約化に協力します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○ごみの分別や減量化、適正処理に努めます。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	一般廃棄物処理基本計画	2006年度～ 2018年度

ごみの減量、資源化の促進（出前講座）

ごみ集積所の集約化

関係課 生活環境課 ／ 下水道課

4-2-3 適切な生活排水対策の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
整備済面積	公共下水道※1の整備済面積で、公共下水道の整備状況を測る指標	232ha（2016年）	310ha
公共下水道接続率	公共下水道の利用状況を測る指標	44.5%（2016年）	85.0%
汚水処理人口普及率（水洗化率）	総人口に占める公共下水道と農業集落排水施設※2の利用ができる区域内の人口とこれらの区域外の合併処理浄化槽※3による処理人口の割合で、汚水処理施設の普及状況を測る指標	60.8%（2016年）	70.0%
生活排水処理対策に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、生活排水処理対策の取組の成果を測る指標	29.5%	40.0%

現状と課題

- 県の汚水処理施設による生活排水対策は、汚水処理人口普及率が全国ワースト２位と著しく遅れています。本市においても公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽それぞれの特徴を生かした汚水処理施設を計画的に整備する必要があります。
- 県では、人口減少などの変化を踏まえて、各種汚水処理施設の整備を効率的かつ適正に進めるための構想である「全県域汚水適正処理構想」を2016（平成28）年度に見直しました。本市も本構想に基づき、人口減少を考慮するなど、地域の実情に応じた整備手法の選択が求められています。
- 公共下水道事業においては2004（平成16）年度から整備を開始し、全体計画1,526.62haのうち、事業認可区域406haを取得し、2016（平成28）年度末で232.1haの整備が完了しています。一方、接続戸数は、2016（平成28）年度末で供用開始済み2,533戸のうち1,127戸（44.5%）と伸び悩んでいる状況です。
- 下水道事業の経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上につなげるため、「地方公営企業法」を適用し、公営企業会計※4への移行を進めています。
- 合併処理浄化槽の普及促進を図るため、整備費に対する補助制度を創設しており、2006（平成18）年度から2016（平成28）年度までに2,617件の交付を行いました。また、2015（平成27）年度から単独処理浄化槽※5撤去に対する補助制度を創設し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。
- し尿を適正に収集・処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めています。

主な課題

- 人口減少や地域の実情に応じた効率的かつ効果的な汚水処理施設の整備を推進する必要があります。
- 下水道事業のより一層の経営健全化と未接続世帯の解消が必要です。
- し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽から公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推進し、水洗化率を高める必要があります。
- 浄化槽が本来持つ機能を十分に発揮し、水質保全が図れるよう、保守点検・清掃・法定検査などの維持管理の徹底を促す必要があります。
- 快適で衛生的な生活環境を創造する上で、生活排水対策の重要性を啓発する必要があります。

目指す姿

適切な生活排水対策を行い、良好な河川環境と快適で衛生的な生活環境が保全されているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 下水道の計画的な整備と施設の適正管理

- 汚水処理施設の重要性についての啓発をさらに進めるとともに、接続率の向上を図ります。
- 市民ニーズを踏まえて、限られた予算・財源の中で効率的かつ効果的に整備を進めます。また、土地利用計画との整合を図り、公共下水道事業の全体計画を見直し、効率的な汚水処理環境の整備を進めます。
- 経営状況の可視化を図るため、公営企業会計への移行を完了させるとともに、さらなる経営基盤の強化に取り組みます。
- 施設の計画的な更新や修繕を行い、適正な施設の維持管理を行います。

方針② 浄化槽の普及促進とし尿の適正処理

- 家庭の雑排水や工場排水が、河川などの環境に大きな影響を及ぼすことを啓発し、自然や生活環境の保全に対する市民・事業者の意識向上を図ります。
- 合併処理浄化槽の設置に要する費用に対して補助金を交付し、市民の負担を軽減することで、合併処理浄化槽の設置を推進し、水洗化率の向上を図ります。
- 水質保全センター、清掃業者と連携を図り、保守点検・清掃・法定検査の受検率を向上させ、正しい浄化槽の管理により、きれいな水を排水するよう指導・啓発します。
- し尿処理許可業者と連携し、汲み取り、浄化槽清掃の適正な実施を図ります。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	**○生活排水対策の必要性、重要性を認識します。** **○合併処理浄化槽や公共下水道などを積極的に利用します。**
地域（みんなでできること）	**○快適な水環境を保全します。** **○合併処理浄化槽や公共下水道などの整備に理解、協力をします。**
企業・NPO団体（事業者等でできること）	**○法令を遵守し、適切に下水道施設を使用します。** **○合併処理浄化槽や公共下水道などの整備に理解、協力をします。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	流域関連公共下水道全体計画	2011年度～ 2035年度
	下水道事業経営戦略（公共下水道事業・農業集落排水事業）	2017年度～ 2026年度
	一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）	2006年度～ 2018年度

用語説明

※1 公共下水道
主として市街地における汚水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。

※2 農業集落排水施設
おおむね対象戸数20戸以上、受益者1,000人以下の農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設のこと。本市では、貴志川町西山地区、桃山町善田地区農業集落排水処理施設がこれにあたる。

※3 合併処理浄化槽
台所、風呂などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のことで、単独浄化槽に比べて汚水の処理能力が高い。一般的に人家がまばらで集合処理することが困難な地域において戸別に設置される。

※4 公営企業会計
地方公共団体が経営する水道事業、病院事業などの公営企業に対する会計制度のこと。民間企業と同様の会計基準であり、経営・資産などの正確な把握により経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に資するもの。

※5 単独処理浄化槽
トイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理しない浄化槽のこと。汚水の処理能力が低いため水環境を守ることを目的に、平成12年に法律が改正され、単独処理浄化槽の新設は認められていない。

関係課 水道総務課 ／ 水道工務課

4-2-4 水道水の安定的な供給

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
配水池※1耐震化率	配水池のうち、高度な耐震化がなされている施設容量の割合で、配水池の耐震化の状況を測る指標	25.7%（2016年）	40.0%
有収率	年間総配水量に対する料金収入の対象となった水量の割合で、施設の稼動が収益につながっているかを測る指標	82.5%（2016年）	85.0%
企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模が経営に及ぼす影響を示す指標	716.8%（2016年）	559.0%
水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、水道の安定供給に対する取組の成果を測る指標	71.0%	80.0%

現状と課題

- 全国的に人口減少に伴う給水人口の減少や節水型社会の浸透により、水需要は減少傾向にあります。また、高度成長期に整備された水道施設の老朽化が問題となっています。
- 2015（平成27）年度の給水人口は61,186人、2016（平成28）年度には60,362人と減少しています。また、節水機器の普及も影響し、給水量の減少により年々給水収益が減少しています。
- 水道施設は老朽化が進行しており、更新計画に基づき、優先度が高いものから計画的に整備を行っています。
- 浄水施設※2や配水池の耐震化率は、全国平均や県平均と比較すると低い水準にあります。
- 2017（平成29）年度実施の市民意識調査によると「水道の安定供給に対して満足と感じている市民の割合」が71.0%で、市の全ての取組に対する評価の中で最も高い満足度となっており、水道水に対する安全性、安心度が高く評価されています。
- 事業運営を計画的に行うため、2016（平成28）年度に「第2次水道事業基本計画」を策定しました。また、規模が小さく経営基盤の弱い簡易水道事業※3を上水道事業に統合するとともに、水道料金の滞納整理、給水装置※4の開閉栓や窓口業務を民間事業者に業務委託することで経営の効率化やサービスの向上に努めてきました。

主な課題

- 老朽化した水道施設の計画的な更新が必要です。
- 大規模地震などの災害に備えて、施設の耐震化を進めることが必要です。
- 給水収益の減少が予想されるため、さらなる経営の効率化を図り、安定的な事業運営につなげることが必要です。
- 継続して給水が行えるよう、職員が持つ技術を継承する取組が必要です。

目指す姿

健全な事業運営により、市民誰もが安定的に安全な水道水を使用できるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 老朽化施設の計画的な更新

- 施設の重要度を考慮し、優先度が高い施設から計画的に更新を行います。また、優先度の低い施設においては、延命化を図りつつ施設の健全性の維持に努めます。
- 施設の更新には多額の費用を要するため、年度間における費用負担の平準化を図りながら更新を進めます。

方針② 重要施設の耐震化の推進

- 地震などの災害に備え、策定した耐震化計画に基づき、重要な水道施設の耐震化を進めます。
- 災害時に速やかな給水を行うため、配水池の耐震化に併せて水の流出を防ぐ緊急遮断弁※5の設置を進めます。

方針③ 水道事業の安定経営

- 施設整備にあたっては、国や県の交付金を活用するとともに、企業債の借り入れを抑制し、経営の健全化に努めます。
- 業務委託を活用し、民間活力を導入することで経営の効率化とサービスの向上を図ります。
- 将来にわたり水道事業を継続していくため、水道事業運営審議会において、事業計画に基づく適正な料金水準などを審議し、水道事業の安定経営に努めます。
- 業務マニュアルを整備し、技術継承に取り組み、効率的な人材育成を継続的に行います。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	**○水道料金を負担します。** **○給水装置を適正に維持管理します。**
地域（みんなでできること）	**○地域における水源の保全に協力します。**
企業・NPO団体（事業者等でできること）	**○水質汚濁を防止し、水環境の保全に努めます。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	水道事業基本計画	2017年度～
	水道事業ビジョン	2017年度～ 2026年度

用語説明

※1 配水池
浄水施設から送られた水道水を一時的に貯留し、需要量に応じて流出制御を行う施設。

※2 浄水施設
地下水や河川などから取水した水（原水）を、安心して飲むことができる水道水にするため処理する施設。

※3 簡易水道事業
給水人口が101人以上5,000人以下の水道事業であり、主として農山漁村を中心に整備された水道のこと。

※4 給水装置
需要者に水道水を供給するため、市の設置した配水管から分岐して設けられた給水管とこれに直結する給水用具。

※5 緊急遮断弁
配水池などの流出口に取り付け、緊急時に制御盤からの信号によって管と配水池を遮断し、水道水の流出を遮断する仕組みのこと。

関係課 生活環境課 ／ 農林振興課 ／ 農林整備課 ／ 道路河川課

4-3-1 豊かな自然環境の保全

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
豊かな自然が残っていると感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、自然環境の保全状況を測る指標	84.1%	現状値以上
人工林の間伐実施率	人工林面積に占める間伐実施面積の割合で、森林整備の状況を測る指標	34.0%（2016年）	45.0%
狩猟免許保有者数	狩猟免許の保有者数で、自然環境保全につながる鳥獣捕獲体制の状況を測る指標	240人	270人

現状と課題

- 2017（平成29）年度に実施した市民意識調査では、約8割の方が「豊かな自然が残っている」と感じており、本市の魅力である山林、農地、河川、ため池などで構成される美しい自然環境をいつまでも守り続けていく必要があります。
- 本市では、花いっぱい運動や休耕田の保全活動、河川清掃活動など市民・地域・団体・事業者が主体となった自然環境保全活動を推進しています。
- 農業が盛んな本市では、農産物の供給機能以外の自然環境の保全や良好な景観の形成など、農業の多面的な機能に配慮しながら「農村環境計画」に基づき、地域の自然環境の維持・保全・調和を図りながら農業農村整備を進めています。
- 水源かん養機能※1、保健休養機能※2、景観形成機能※3など多面的な機能を有する森林の保全を図るため、計画的に人工林の間伐対策を実施しています。また、企業参加の森づくりを推進しており、2017（平成29）年12月時点で4企業と森林保全管理協定を締結しています。
- 鳥獣被害の増加に対応するため、狩猟免許取得者への支援を実施しています。また、市が主体的に鳥獣被害防止対策に取り組むため、鳥獣被害対策実施隊を組織しています。
- 奈良県も含めた紀の川流域市町村で吉野川・紀の川流域協議会を組織し、地域の活性化に関する活動を展開しています。また、市民が安全に河川でふれあい楽しむことができる環境を整備し、ホタルなどの貴重な水生生物を守る環境づくりを支援することで、水辺の豊かな自然の保全に努めています。

主な課題

- 豊かな自然環境を保全し、将来に継承するための啓発や教育が必要です。
- 適切な自然環境の保全、整備が必要です。
- 自然とのふれあいや体験ができる環境の整備など、自然環境の有効活用が必要です。

用語説明

※1 水源かん養機能
森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きのこと。

※2 保健休養機能
農村の澄んだ空気、きれいな水、美しい緑、四季の変化などが、安心とやすらぎを与えることで心と体をリフレッシュさせる働きのこと。

※3 景観形成機能
四季を彩る美しい景色・景観が、その地域の住民や訪れる訪問者の美的感覚や心に訴えかけ、人の心をなごませる働きのこと。

目指す姿

清らかな河川や緑豊かな森林の保全、動植物の生態系の保護に努め、良好な自然環境が保たれたまちを目指します。

主な取組方針

方針① 自然環境保全につながる教育・啓発の推進

- 本市の豊かな自然を後世に引き継ぐため、市内外にその魅力を発信します。
- 小学校単位で実施している生き物調査など、学校教育による次代を担う子供たちへの環境保全意識の啓発活動を引き続き行います。
- 企業参加の森づくりの取組をさらに推進し、自然環境保全の重要性を積極的に啓発します。
- 関係機関と連携し、河川清掃活動やごみの持ち帰り活動などを積極的に推進し、自然環境保全への意識の高揚を図ります。

方針② 自然環境の保全・整備の推進

- 農業の多面的な機能に配慮し、地域の自然環境の維持・保全・調和を図りながら、引き続き農業農村整備を進めます。
- 「森林整備計画」に基づく人工林の間伐など適正な森林の整備を推進します。さらに林地台帳の整備、森林所有者の確定や境界の明確化、林業の担い手対策、木材の利活用推進など森林整備が円滑に行われる取組により、森林が持つ多面的機能の維持・増進を図ります。
- 国や県、関係機関と連携して市民が安全に水辺の自然とふれあうことができるよう、河川の保全・整備を推進します。

方針③ 自然とのふれあいの場の創出

- 関係機関と連携し、河川や森林などの環境を保全することで、ホタルやオニバス※4、キイシモツケ※5、リュウノヒゲモ※6などの希少な生物の保全に努めます。
- 河川や森林などが有する魅力をはじめ、交流施設を適切に管理することで発揮される機能を有効に活用し、市民や多くの来訪者を対象に自然とのふれあいの場を提供します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○自然環境を保全する意識を持ちます。 ○清掃活動などの自然保護活動に積極的に参加します。
地域（みんなでできること）	○自然環境を保全する意識を持ちます。 ○清掃活動などの自然保護活動に積極的に参加します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○自然環境を保全する意識を持ちます。 ○清掃活動などの自然保護活動に積極的に参加します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	農村環境計画	2009年度～
	鳥獣被害防止計画	2017年度～ 2019年度
	森林整備計画	2017年度～ 2027年度

用語説明

※4 オニバス
池や湖沼に生えて、大きな葉を水面に浮かべる1年草。池の改修や水質汚染などの影響で全国的にも激減。県では最も絶滅のおそれの高いものとして指定されている。

※5 キイシモツケ
和歌山県だけに分布する貴重な植物。龍門山に群生するキイシモツケは、県特産種で蛇紋岩地帯に好んで生育し、5月～6月ごろ、白い花を咲かせる。県の天然記念物にも指定されている。

※6 リュウノヒゲモ
流速のある水路に生育する沈水性の多年草。全国的な稀少種であり、近畿でも数か所にしか知られていない。本市粉河の荒見井水路改修にともなう環境配慮対策として保全対策がとられている。

第５章

健全で自立したまち ～ともに参加しよう～

5-1-1 人権が尊重された差別のない社会の実現・・・ 110,111

5-2-1 地域自治・地域コミュニティの充実 ・・・・ 112,113

5-2-2 地域の活性化と移住・定住環境の充実・・・・ 114,115

5-3-1 市政情報の発信と適正な情報管理 ・・・・・ 116,117

5-3-2 健全な財政運営の確立 ・・・・・・・・・・・ 118,119

5-3-3 将来を見据えた行政経営の推進・・・・・・・ 120,121

5-3-4 職員の育成と職場環境の充実・・・・・・・・ 122,123

関係課 人権施策推進課 ／ 教育総務課 ／ 生涯学習課

5-1-1 人権が尊重された差別のない社会の実現

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
人権映画会・講演会への参加延べ人数	市民の人権意識の高揚度を測る指標	729人	800人
人権施策の取組に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、人権施策の取組の成果を測る指標	37.1%	50.0%
いじめはどんなことがあってもいけないと考える児童・生徒の割合	全国学力・学習状況調査で「いけない」「どちらかといえば、いけない」と回答した小6児童・中3生徒の割合で、人権教育の成果を測るための指標	小6 97.3% 中3 94.5%	100.0%
女性は家庭を守るべきと考える市民の割合	市民意識調査で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合で、男女共同参画社会に対する理解度を測る指標	23.9%	12.0%

現状と課題

- 2016（平成28）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は国・県と連携し、部落差別の解消に向けた相談体制の充実を図り、必要な教育と啓発を行うよう努めることとされています。
- 従来の人権課題に加えて、インターネット上での人権侵害や職場のハラスメント※1、大規模災害時における人権問題など、環境や社会情勢の変化により人権課題が複雑化・多様化しています。
- 2014（平成26）年10月に実施した「人権に関する市民意識調査」において、「障害のある人の人権」「高齢者の人権」「インターネットや携帯電話を悪用した人権侵害」などの人権課題への関心が高くなっています。
- 2016（平成28）年3月に、さまざまな行政分野における人権課題の解消と人権施策を総合的に進めるための指針となる「人権施策基本方針」の改定を行い、この方針に基づいた取組を推進しています。
- 本市では、小・中学生を対象とした人権教育の授業実施や全教職員を対象とした人権教育研修会の開催など各学校における人権教育をはじめ、市民全般を対象とした「じんけん学習講座」の開催など人権教育に取り組んでいます。
- 2017（平成29）年度に「男女共同参画推進プラン」を改定し、男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいます。

主な課題

- 新たな法律の施行や改正に伴う人権尊重への取組の強化が必要です。
- 市民一人一人の人権意識のさらなる高揚を図る必要があります。
- 複雑化・多様化する人権課題への対策や相談体制の構築が必要です。
- 庁内各部署が主体的に取り組むだけでなく、関連各部署が連携して人権教育・啓発を推進する体制づくりが必要です。

用語説明

※1 職場のハラスメント
同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為。

目指す姿

一人一人が人権問題を自分自身の問題と受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々が問題意識を持ち、全ての人の人権が尊重された差別のないまちを目指します。

主な取組方針

方針① 人権啓発と相談体制の充実

- 家庭・学校・地域・職場など生涯を通じ、社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりを進めるため「人権施策基本方針」に基づき、施策を総合的に推進します。
- 人権擁護委員や関係機関との連携を図り、さまざまな人権課題に対応できる相談体制を整備します。
- 人権映画会や講演会などの機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るための取組を推進します。

方針② 人権教育の推進

- 就学前は、自然や動植物と触れ合うことでいのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったりするなど、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育んでいくことを基本とした人権教育を推進します。
- 小・中学校では、学校生活のあらゆる場を通して、個々の児童生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育や、コミュニケーション能力など人権に関わるスキル（技能）を身につける教育を推進します。
- 社会教育として、さまざまな学習機会を通して、市民一人一人が人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活で実現できるよう取組を推進します。

方針③ 男女共同参画社会の推進

- 「男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画や人権の啓発などを進めるとともに、働く場や家庭における男女共同参画や政策方針決定過程への女性の参画を推進します。
- 女性が自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるよう取り組みます。
- 女性に対する暴力行為を根絶するため、相談体制の充実や支援体制を強化します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○人権問題の理解や人権意識の高揚に努めます。 ○人権に関するイベントへ積極的に参加します。
地域（みんなでできること）	○人権に関するイベントへ積極的に参加します。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○職場研修などを実施し、人権意識の高揚に努めます。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	人権施策基本方針	2016年度～
	教育大綱	2018年度～ 2022年度
	生涯学習推進計画	2014年度～ 2018年度
	男女共同参画推進プラン	2018年度～ 2027年度

関係課 地域創生課 ／ 総務課

5-2-1 地域自治・地域コミュニティの充実……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
自治会加入率	全世帯のうち、自治会に加入している世帯の割合で、地域コミュニティの活性化の状況を測る指標	76.4%	80.0%
自治会やコミュニティ活動に参加した市民の割合	市民意識調査で「ここ1年で自治会やコミュニティの活動に参加した」と回答した市民の割合で、地域コミュニティへの関心度と活性化の状況を測る指標	51.3%	60.0%
花いっぱい運動への参加団体数	地域コミュニティ活動への支援に対する成果を測る指標	31団体	35団体
地域コミュニティの活性化に対して満足と感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、地域コミュニティの活性化に対する取組の成果を測る指標	32.1%	40.0%

現状と課題

- 自治会は最も身近な住民自治組織であり、地域の抱える問題や課題に対し、組織的に対応する力を有しています。防災・防犯、福祉や教育、環境といった多様な分野が抱える問題を解決するとともに、行政連絡業務や広報活動、日頃からの親睦や交流など自主的な活動を通し、地域づくりや地域運営を担っています。
- 近年、地域コミュニティを取り巻く社会情勢や環境も変化し、住民の価値観の多様化や地域に対する関心の希薄化など、自治会活動への参加を敬遠する世帯が増えています。本市においても、2006（平成18）年4月に87.3％であった自治会加入率は、2017（平成29）年4月には76.4%にまで減少し、今後もさらに低下することが懸念されます。
- そうした中、自治会への加入促進の取組として、市自治連絡協議会と連携し、自治会向けの「加入促進マニュアル」を作成するとともに、加入啓発チラシを作成し、転入者を中心とした啓発活動に取り組んでいます。
- 2017（平成29）年度実施の市民意識調査によると「ここ１年で自治会などコミュニティ活動に参加した市民」の割合は51.3%と約半数にとどまっているため、引き続き市民のコミュニティ活動への参加を促進する取組や支援が求められます。
- 市民活動団体やＮＰＯ※1の団体数は、運営資金確保の難しさや後継者不足などの問題もあり伸び悩んでいます。また、協働の観点から、市との連携による取組についても、今後、強化していく必要があります。

主な課題

- 自治会への加入促進をさらに強化する必要があります。
- 自治会での活動をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化が必要です。
- 市民活動団体などに対する活動支援や連携による取組の強化を図る必要があります。

用語説明

※1 ＮＰＯ
「Non-Profit Organization（非営利団体）」の略で、不特定多数の方の利益を増進することを目的にして、ボランティア活動や市民活動を行っている民間団体。

目指す姿

市民が地域の活動に積極的に参加し、市民相互の親睦を深めて信頼関係を築き、人と人との絆を強め、地域が元気で住みよいまちを目指します。

主な取組方針

方針① 自治会の活性化支援

- 広報紙やホームページへの掲載、転入者へのチラシ配布などにより、自治会加入の必要性を広く周知・啓発するとともに、市自治連絡協議会との連携を図り、自治会が取り組む加入促進策を支援します。また、アパートやマンションの建築主や開発事業者などの協力を得て加入促進に取り組みます。
- 自治会の活動拠点となる集会所の改修や備品の整備に対して支援します。

方針② 地域コミュニティ活動の推進・活性化

- 地域コミュニティ活動への市民参加を促すため、広報紙・ホームページなどでイベントや活動の内容を周知・啓発するとともに、活動の中心となる新たな人材の発掘や後継者の育成を支援します。
- 知識や経験、技能などを有する団体や個人などの情報を集約し、地域コミュニティ活動の活性化や自治会などが抱える地域課題の解決に向けて活用できる仕組みづくりを進めます。
- ＮＰＯをはじめとした市民活動団体などの活動を支援します。また、各団体間のネットワークづくりを推進するとともに、各団体と市との連携により取組を強化します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	**○自治会の必要性を理解し、自治会へ加入します。** **○積極的に地域コミュニティ活動に参加します。**
地域（みんなでできること）	**○地域コミュニティ活動を開催します。** **○地域で協力して課題解決に取り組みます。**
企業・NPO団体（事業者等でできること）	**○積極的に地域貢献活動に参画します。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	協働によるまちづくりの指針	2012年度～

自治会加入促進

関係課 地域創生課

5-2-2 地域の活性化と移住・定住環境の充実・・・・

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
近畿大学との連携事業数	市と近畿大学が連携して実施した事業や取組の件数で、地域活性化の取組の成果を測る指標	18件(2016年)	100件
わかやま空き家バンク※1への登録物件数	移住・定住環境の整備状況を測る指標	4件	40件
ワンストップ窓口を活用した移住相談件数	移住・定住への支援に対する成果を測る指標	—	150件
ふるさと納税による寄附件数	紀の川市への関心度と地域活性化の取組の成果を測る指標	3,731件(2016年)	4,000件

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行に歯止めを掛けるため、本市においても「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」「総合戦略」を策定し、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現を目指した取組を進めています。
- 本市には、近畿大学生物理工学部が立地し、地域の特性を生かし、豊かで活力ある地域社会の形成と発展、教育・研究の振興および人材育成を目的として、2016(平成28)年3月に包括連携に関する協定を締結し、大学が持つシーズ※2と地域のニーズの融合による地域活性化に資する事業を進めています。
- 移住に関しては、「わかやま空き家バンク」に市内の空き家情報を掲載し、家主と移住希望者のマッチングを行い、市外からの移住者が入居しています。また、県が指定する「移住推進市町村(地域)」に本市の4地域(鞆渕地域、奥安楽川地域、細野地域、麻生津地域)が加入し、県補助金を有効活用し、取組を進めています。さらに、地域おこし協力隊※3がフルーツ・ツーリズム推進へのサポートを中心とした地域活動に精力的に取り組んでいます。
- 出会いの場の創出や結婚新生活への支援など、少子化対策にとどまらず、本市への定住につながる取組を推進しています。
- 豊富な地域資源を生かした取組として、地域資源の核であるフルーツを返礼品の中心とした「ふるさと納税」を推進することで、地域の活性化に寄与しています。

主な課題

- 若者とともに地域を盛り上げるため、大学とのさらなる連携強化が必要です。
- 移住・定住促進のきっかけとなる取組のより一層の充実が必要です。
- 地域活性化のため返礼品を充実させるなど、ふるさと納税の充実が必要です。

用語説明

※1 わかやま空き家バンク
空き家を移住推進に活用し、和歌山県内への定住を促進するため、移住希望者にインターネットを活用して空き家の情報提供を行う仕組み。

※2 シーズ
研究開発や新規事業創出を推進していく上で必要となる発明(技術)や能力、人材、設備などのこと。

※3 地域おこし協力隊
人口減少や高齢化などに悩む地方自治体が都市住民を受け入れ、農林漁業の応援、住民の生活支援などの「地域協力活動」に従事してもらい、その地域への定住を図りながら、地域の充実・強化を目指す取組。

目指す姿

市民、地域、大学、事業者などの協力により、移住・定住につながる環境づくりを行い、活力ある地域を実現し、いきいきと暮らし続けることができるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 大学との連携推進

- 既に協定を締結している近畿大学や日本体育大学との連携を強化し、市と大学相互の特性を生かした両者のより一層の発展と活性化を図ります。さらに、新たな大学との連携を模索します。

方針② 移住・定住支援策の充実

- 本市に移住・定住を希望する方のニーズに応えることができるよう、市役所内の移住・定住相談窓口を充実させます。
- 県をはじめとした関係機関と協力し、「わかやま空き家バンク」の登録件数の増加に向けて、広報活動や情報収集を強化するとともに、移住・定住者の増加につながる支援策を推進します。
- 地域おこし協力隊員の活動を支援し、地域との交流を促進することで、地域の活性化と地域おこし協力隊員の定住・定着に結び付けます。
- さらなる定住促進のきっかけとなる取組の検討を進めます。

方針③ 出会いの場の創出支援

- 商工会や市内事業者などと連携し、継続的で効果的な若者の出会いの場を創出します。

方針④ ふるさと納税の推進

- 本市の豊富な地域資源を返礼品として活用し、自主財源確保にとどまらず、地域活性化につながる取組を促進します。

協働 ともに進めるために

個人 （1人でできること）	**○地域の活性化につながるイベントや活動に積極的に参加します。** **○地域での活躍を希望する人材の受入に協力します。**
地域 （みんなでできること）	**○地域での活躍を希望する人材の受入に協力します。**
企業・NPO団体 （事業者等でできること）	**○地域活性化につながる取組に協力します。** **○地域で活躍できる人材の育成に協力します。**

関連する個別計画	計画名	計画期間
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	2015年度～ 2019年度

移住フェアへの出展

市民公開講座（近畿大学との共催）

関係課 秘書広報課 ／ 地域創生課 ／ 総務課

5-3-1 市政情報の発信と適正な情報管理……

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2017年)	目標値(2022年)
ホームページ(トップページ)への年間アクセス数	市政情報や情報公開の充実度を測る指標	569,067件(2016年)	600,000件
行政の広報活動が充実していると感じている市民の割合	市民意識調査で「満足」「まあ満足」と回答した市民の割合で、広報活動の取組の成果を測る指標	33.2%	50.0%
市民の意見・要望が市政に反映されていると感じている市民の割合	市民意識調査で「よく反映されている」「ある程度反映されている」と回答した市民の割合で、広報活動の取組の成果を測る指標	22.9%	50.0%
地域ブランド調査による魅力度順位	(株)ブランド総合研究所が毎年実施する全国1,000の市町村を対象とした「地域ブランド調査」における魅力度ランキングの結果で、シティプロモーションの取組の成果を測る指標	652位(2016年)	200位以内

現状と課題

- 広報紙は、魅力ある紙面づくりに努めており、毎年、県広報コンクールで入賞するなど、その成果が評価されています。2017(平成29)年度実施の市民意識調査では、市政情報の入手方法については広報紙が82.5%と最も多く、市民にとっては身近な情報収集媒体となっています。しかし、広報活動が充実していると感じている市民の割合は33.2%にとどまっており、さらなる広報活動の充実が求められます。
- 市のホームページは、2014(平成26)年4月に全面的にリニューアルし、機能の充実や操作方法の向上を図りました。また、ＩＣＴ※1の急速な進展に対応するため、スマートフォンなどからの閲覧を可能にし、さらに、フェイスブック※2から市のホームページに誘導することで、年々アクセス数が増加しています。
- 全国的に、地域の魅力を市内外に発信するシティプロモーションに取り組む自治体が多くなっています。本市も2016(平成28)年度から報道機関への情報提供の強化や電車への広告掲出などの新たな情報発信に取り組むことで、報道機関の取材が増えるなど、市の露出度がアップしました。引き続き、市の認知度を高め、イメージアップにつながる効果的なＰＲの展開が必要です。
- 広聴活動に関しては、市民からのご意見・ご要望を、メールや電話、手紙などで受け付けており、市政運営へと反映させています。
- 情報公開の推進と個人情報の保護に関しては、関係条例に基づき適正な管理・運用に努めています。

主な課題

- 多種多様な情報ニーズに対応できる情報提供媒体のさらなる充実が必要です。
- 市が持つ多くの地域資源を活かした戦略的なＰＲ・情報発信が不足しています。
- 市民の意見を市政に反映させるために、広聴活動の充実が必要です。
- 情報公開・個人情報保護制度をさらに周知するとともに、開示請求事務の効率化と職員の能力向上が必要です。

用語説明

※1 ＩＣＴ
Information and Communication Technologyの略称。情報通信技術に関する総称。

※2 フェイスブック
インターネット上で人と人を双方向でつなぐソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の１つ。実名登録が基本であり、情報の発信源が明らかとなるため各自が発信に責任を持っているケースが多く、信用度が高いものが多いと言われている交流サイト。

※3 プロモーション
消費者に商品やサービスを認識させて、購買へと誘導する活動のこと。また、シティプロモーションとは、まちの取組やまちの良さを認識させ、移住・来訪してもらうことで、まちの価値を高める活動のこと。

目指す姿

市の施策やイベントなどに関する情報を多様な情報発信ツールの活用により広く市内外に提供し、必要な情報を必要なときに入手できるまちを目指します。

主な取組方針

方針① 広報活動の充実

- 発信する情報の質の向上を図るとともに、広報紙・ホームページを中心とした情報提供媒体の充実を図り、市民が市政に興味を持ち、参加いただけるような広報活動を推進します。

方針② シティプロモーションの推進

- フルーツなどの地域資源を活用し、市の認知度アップやイメージアップを図るための効果的な情報提供を推進します。
- 市役所各課が個別に実施しているプロモーション※3事業の連携や、市職員のプロモーション意識の向上を図ります。
- 市民・事業所・関係団体との連携を図り、一体となったシティプロモーションを推進します。
  また、市内外で主体的にプロモーション活動を実施する人材やプロモーション活動の中核となる人材の発掘に取り組みます。

方針③ 広聴活動の充実

- 市政懇談会の開催や市民意識調査の実施など、市民のさまざまな意見を集約し、今後の市政に反映できるよう広聴活動を充実します。

方針④ 情報公開の推進と個人情報の適正な管理

- 市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現するため、情報公開を総合的に推進します。
  また、個人情報の漏洩やプライバシーの侵害を防ぎ、個人情報の保護に努めます。
- 情報公開・個人情報保護制度の適正な運用を図るため、職員を育成します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○まちづくりに向けた提案や情報発信を行います。 ○情報公開・個人情報保護制度を理解します。
地域（みんなでできること）	○まちづくりに向けた提案や情報発信を行います。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○行政と協力し情報を発信します。 ○幅広いネットワークを活用して情報を共有します。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	シティプロモーション戦略	2017年度～ 2019年度

シティプロモーション
（トラベルガールズフェスタ2017への出展）

広報紙

関係課 財務課 ／ 税務課 ／ 収納対策課 ／ 会計課

5-3-2 健全な財政運営の確立

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
受益者負担比率	通常行っている行政活動に係る費用（経常行政コスト）に対する使用料、手数料などの収益（経常収益）の割合で、特定の行政サービスを利用した人の負担が適正な水準であるかを測る指標	4.0%（2016年）	4.5%
積立基金現在高比率	標準財政規模に対する基金残高の割合で、一定額の基金が確保されているかを測る指標	54.5%（2016年）	45.0%以上を確保
経常収支比率	市税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源総額のうち、人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に充当された一般財源額の割合で、市の財政構造の弾力性を測る指標	95.5%（2016年）	92.0%以下
市税収納率	市税の現年度分と過年度分を合わせた年度末の収納率で、自主財源の根幹である市税の収納状況を測る指標	94.7%（2016年）	95.0%

現状と課題

- 全国的に人口減少・少子高齢化の進行により、税収の減少や地域活力の低下が懸念されています。本市も例外ではなく、合併後、将来を見据えた財政健全化策として、財政計画に基づく計画的な行政経営を目指し、地域間のバランスを維持しながら、必要な事業には積極的な投資を行ってきました。
- 本市では、財政状況について市民の理解を得るために、広報紙やホームページを活用して、財政計画や運営状況に対する情報公開を進めています。2016（平成28）年度決算からは、統一的な基準による地方公会計制度※1での財務書類を作成することで、より詳細なコスト分析や他団体比較が可能となり、市の財政運営への活用が期待されます。
- 市税などの滞納整理対策の強化に取り組んでおり、特に、現年課税分の収納率を伸ばすことにより市税全体の収納率を年々向上させています。自主財源のさらなる確保のため、今後は市税以外の各種債権の滞納整理対策を強化していくことが必要です。
- 和歌山地方税回収機構※2に職員を派遣し、職員のレベルアップや広域的な取組による徴収強化を推進してきました。また、インターネット公売※3などの取組による徴収強化を実施し、一定の成果を挙げています。
- 年間の資金繰りを予測し、計画的な資金の運用に取り組んでいます。また、定期預金を行うことで、安全かつ確実な管理・運用を行っています。

主な課題

- 基金の取崩しに依存しない、収支が均衡した財政運営が必要です。
- 市民への的確で分かりやすい財政状況の公表に取り組む必要があります。
- 市税をはじめとした自主財源の確保に向け積極的に取り組む必要があります。
- 使用料・手数料などの受益者負担の適正化を図る必要があります。

用語説明

※1 統一的な基準による地方公会計制度
企業会計的要素である発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した地方公共団体で行われる会計制度。

※2 和歌山地方税回収機構
県内市町村では単独で処理困難な滞納案件の移管を受け、専門的徴収手法を駆使し、共同処理する組織。

※3 インターネット公売
市税滞納処分の一環として行う捜索によって差し押さえた財産を、インターネット上で公売し、その売却代金を滞納市税に充てること。

目指す姿

持続可能で健全な財政運営を市民と行政がともに考え、実現しているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 財政計画に基づいた計画的な財政運営

- 基金の取崩しに依存しない収支均衡型の財政体質を構築するため、中長期を見通した財政計画に基づく堅実な財政運営を行います。
- 地方公会計制度による財務書類の分析結果など、財政状況の情報公開についても積極的に行うことで、市の財政運営に対して、市民の理解を得られるようにします。

方針② 歳入確保のための取組の推進

- 職員のさらなる知識の向上や事務の電子化の推進などにより、公正かつ適正な課税を推進します。
- 自主財源の根幹である税収確保の強化を図ります。
- 市税以外の各種債権（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・使用料・貸付金など）についても、徴収強化を図ります。
- 使用料・手数料を適切に設定し、受益者負担の適正化を図ります。
- クレジットカード決済やインターネットを活用したスマートフォンによる納付など、市民が納付しやすい環境の整備を行います。

方針③ 出納事務の充実と公金の適正な管理の推進

- 適正な予算執行のため、職員への会計処理における情報提供や指導・助言を行います。
- 迅速かつ効率的な会計事務を行います。
- 公金の安全かつ有利な管理・運用を行います。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○市の財政状況に興味・関心を持ちます。
地域（みんなでできること）	○市の財政状況に興味・関心を持ちます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○市の財政状況に興味・関心を持ちます。

関連する個別計画	計画名	計画期間
	財政計画	2018年度～ 2022年度

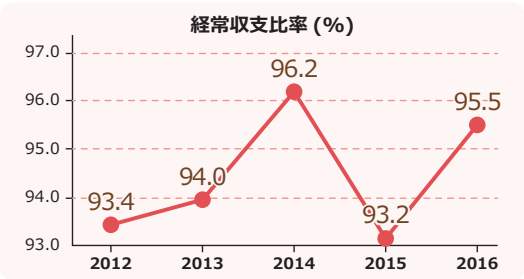

経常収支比率の推移

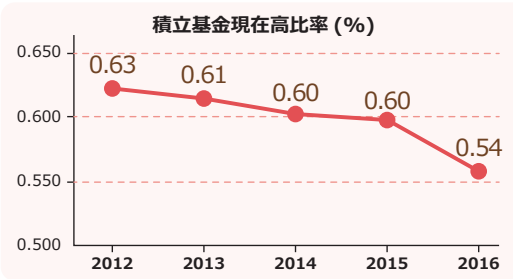

積立基金現在高比率の推移

関係課 企画経営課 ／ 公共施設マネジメント課 ／ 市民課

5-3-3 将来を見据えた行政経営の推進

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
成果指標達成率	第2次長期総合計画の前期基本計画で成果指標として掲げた指標数のうち、目標を達成した指標の割合で、効率的、効果的な行政運営が行われているかを測る指標	—	100.0%
マイナンバーカード※1交付率	マイナンバーカードを交付した市民の割合で、マイナンバー制度の普及状況と電子行政サービスの進捗状況を測る指標	6.6%（2016年）	25.0%
窓口サービスの満足度	市民意識調査で市役所（本庁・支所）を利用した際の全体的な感想として「満足」「やや満足」と回答した市民の割合で、窓口サービスの充実度を測る指標	64.8%	100.0%

現状と課題

- 全国的に少子高齢化が進行している中、本市においても例外ではなく、生産年齢人口の減少や老年人口の増加が予測されているため、このような人口構造の変化に対応した行政経営が求められています。また、地方分権改革の進展により、地方の「発意」と「多様性」を重視し、地方自治体への権限移譲や規制緩和などがより一層進められ、これまで以上に地方自治体が果たす役割は重要性を増しています。
- 本市では行政評価※2の取組を推進して、限りある人員・財源を、市民ニーズに沿った「重点化する分野」や「推進が必要な分野」に配分するなど、「選択と集中」による施策の展開を行っています。ところが、2017（平成29）年度実施の市民意識調査によると、市政運営に市民の意見が反映されていると感じている市民の割合は22.9%にとどまっており、市民満足度の向上につながる効率的で効果的な行政経営が求められています。
- 公共施設の老朽化や耐震化対策が全国的な課題となっており、本市においても、施設の老朽化による安全性の低下や日常的な修繕に係る費用の増大、大規模改修や建替え時期の集中などが今後予想されることから、「公共施設マネジメント計画」に基づき、計画的な公共施設の更新や総量縮減に努めています。

主な課題

- 高度化・多様化する行政課題に対応した質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することが必要です。
- 公共施設などの保有量の見直しや有効活用の具体策を検討することが必要です。

用語説明

※1 マイナンバーカード
プラスチック製のICチップ付きカードで券面に「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー（個人番号）」と本人の顔写真などが表示され、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスに利用できる。

※2 行政評価
行政活動の目的を明確にしながら、成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物などを総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み。

※3 ＰＤＣＡサイクル
計画（Plan）→ 実行（Do）→ 検証（Check）→ 改善（Action）の頭文字をそろえたもので計画を確実に実行し、次の計画に活用するプロセスのこと。

※4 連携中枢都市圏
人口規模、経済規模など中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること。

目指す姿

将来を見据えた行政経営を行うことで、成果とコストを意識した効率的で質の高い行政サービスが行われているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 効率的・効果的な行政サービスの提供

- 市民意識調査により市民ニーズを把握し、市政に市民の声を反映させるよう努めます。
- ＰＤＣＡサイクル[※3]による行政評価に基づき、限りある経営資源を有効に活用し、事業の選択と重点化による計画的な行政経営を推進します。
- 行政と民間との役割分担を見極めながら、今後、民間委託や民営化をさらに推進するなど民間活力をより積極的・効果的に活用します。
- 利用者の利便性を高めるため、行政サービスのＩＣＴ化の推進に向けて、庁内の推進体制強化に取り組みます。また、今後、個人番号（マイナンバー）カードを活用した効率的・効果的な行政サービスの提供に取り組みます。
- 広域的で効率的な行政サービスを提供するため、和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町と「連携中枢都市圏[※4]」の形成を検討します。

方針② 行財政改革の着実な推進

- 「行財政改革大綱」「行財政改革推進計画」に基づき、社会情勢や市民ニーズの多様化を踏まえ、簡素で効率的な行政サービスを提供します。

方針③ 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設の現状と今後の方向性について、市民の理解を深めるため啓発を行います。
- 各地域単位での人口推計に基づき、公共施設の「再配置計画」を策定し、存続させる施設については、「長寿命化・更新計画」を策定します。
- 公有財産の適正な管理により充実した行政サービスを提供します。

方針④ 市民窓口サービスの充実

- 証明書発行をはじめとした窓口サービスの充実を図ります。
- 市民の暮らしに関する悩みやトラブルに関する相談体制を充実させます。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。 ○社会状況に応じた市民と行政の役割について理解を深めます。
地域（みんなでできること）	○行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。 ○社会状況に応じた地域と行政の役割について理解を深めます。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○行政活動や地域でのまちづくりに関心を持ちます。 ○社会状況に応じた事業者と行政の役割について理解を深めます。

	計画名	計画期間
関連する個別計画	那賀5町新市建設計画	2004年度～ 2020年度
	行財政改革大綱	2018年度～ 2022年度
	公共施設マネジメント計画	2016年度～ 2055年度

関係課 人事課 ／ 企画経営課

5-3-4 職員の育成と職場環境の充実

成果指標

指標名	指標の説明	現状値（2017年）	目標値（2022年）
専門研修延べ参加者数	研修協議会などの公的機関が主催する専門研修に参加した年間の延べ職員数で、職員能力の向上と意識改革の度合いを測る指標	106人（2016年）	120人
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	全職員に対する女性管理職員の割合で、女性が活躍する職場環境づくりの進捗状況を測る指標	24.4%	30.0%
仕事にやりがいを感じている職員の割合	人事異動における自己申告書で、やりがいが「十分ある」「少しある」と回答した職員の割合で、職場環境の充実度を測る指標	60.1%	100.0%

現状と課題

- 業務が複雑化・専門化する中、職員に対する研修、特にスペシャリスト養成のための専門研修や職階に応じた階層別研修を実施することで、行政経営の考えに基づき、成果とコストを意識した、効率的で質の高い行政サービスの提供に資する人材の育成に取り組んでいます。
- 2016（平成28）年度から人事評価制度を導入し、能力や業績に基づく人事管理を進め、職員の育成や適切な処遇、管理監督者の指導力の向上につなげることで、組織の活性化に取り組んでいます。
- 女性職員の登用を目標設定し、女性の活躍推進に取り組んでいます。
- 新規採用職員を対象とした研修を充実させ、2017（平成29）年度からはメンター制度※1を導入するなど、若手職員のキャリア※2形成に取り組んでいます。
- 年金支給開始年齢の段階的引上げに伴う再任用・再雇用職員や臨時・非常勤職員の活用拡大に取り組んでいます。
- ワーク・ライフ・バランスの調和を図るために、業務の見直しなどによる長時間労働の削減に努めています。しかし、依然として部署によっては長時間労働が慢性的に発生しており、部署間の業務量の平準化やさらなる業務見直しが必要となっています。

主な課題

- 職員の資質と能力の向上につながる効果的な取組が必要です。
- 職員の業務に対するモチベーション※3の向上と職員の意識改革が必要です。
- 職員がいきいきと働くことができるよう、多様な働き方に応じた職場環境の整備が必要です。
- 部署間の業務量の平準化を図るとともに、長時間労働削減のさらなる取組が必要です。

用語説明

※1 メンター制度
豊富な知識と経験を有した先輩職員（メンター）が後輩職員（メンティ）に対して行う個別支援活動で、キャリア（経歴、職歴）形成上の課題解決を援助して個人の成長を支え、職場内での悩みや問題解決をサポートする制度。

※2 キャリア
経歴、経験、発展、さらには関連した職務の連鎖のこと。

※3 モチベーション
人が行動を起こす際の動機付けや目的意識。

目指す姿

職員の採用・研修・評価が適正に行われ、いきいきと働くことができる職場づくりと、充実した市民サービスが行われているまちを目指します。

主な取組方針

方針① 戦略的な人材育成の推進

- 研修計画を策定し、計画に基づく研修体制を構築します。また、「人材育成体系基本計画」に基づく研修を実施し、職員一人一人の能力を向上させることで組織全体のレベルアップを図ります。
- 人事評価の結果を活用し、職員の自発的な研修参加につなげ、業務に必要な知識や能力の習得を促します。

方針② 人材の確保と適正な配置による組織力の向上

- 公務員としての資質を備えた人材を確保し、さまざまな業務を体験させることで業務遂行能力を高め、職員の育成と適正な配置を実現します。
- 長期総合計画の目標実現に向けて、効率的・効果的かつ機動的な組織を編成します。
- 職員の業務量を把握し、業務量に応じた人員配置による業務量の平準化を図ります。
- 業務改善や臨時・非常勤職員の機動的な配置、業務の外部委託を推進し、業務の効率化を進めます。

方針③ 良好な職場環境の整備・充実

- より働きやすい職場環境を構築するため、職員の勤務条件や福利厚生制度などを整備します。
- 良好な職場環境づくりの重要性を職員一人一人が認識し、互いの立場を理解し、認め合う意識を醸成します。
- 長時間労働の削減や生産性の高い労働を目指す「働き方改革」を推進します。

協働 ともに進めるために

個人（1人でできること）	○職員の接遇に関心を持ちます。
地域（みんなでできること）	○職員の成長・活躍をサポートします。
企業・NPO団体（事業者等でできること）	○職員の成長・活躍をサポートします。

	計画名	計画期間
関連する個別計画	人材育成基本方針	-
	人材育成体系基本計画	2018年度～
	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画	2016年度～ 2020年度
	次世代育成支援特定事業主行動計画	2015年度～ 2024年度

新規採用者提案型研修

新規採用者全体研修

資料編

策定体制図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
紀の川市長期総合計画審議会条例 ・・・・・・・・・・・・ 127
紀の川市長期総合計画審議会委員名簿 ・・・・・・・・・ 128
紀の川市長期総合計画本部設置要綱 ・・・・・・・・・・ 129
紀の川市長期総合計画本部委員名簿・・・・・・・・・・・ 130
策定の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
諮問・答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
アンケート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
市民ワールドカフェ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
市民ワークショップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
紀の川市プロフィール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140

策定体制図

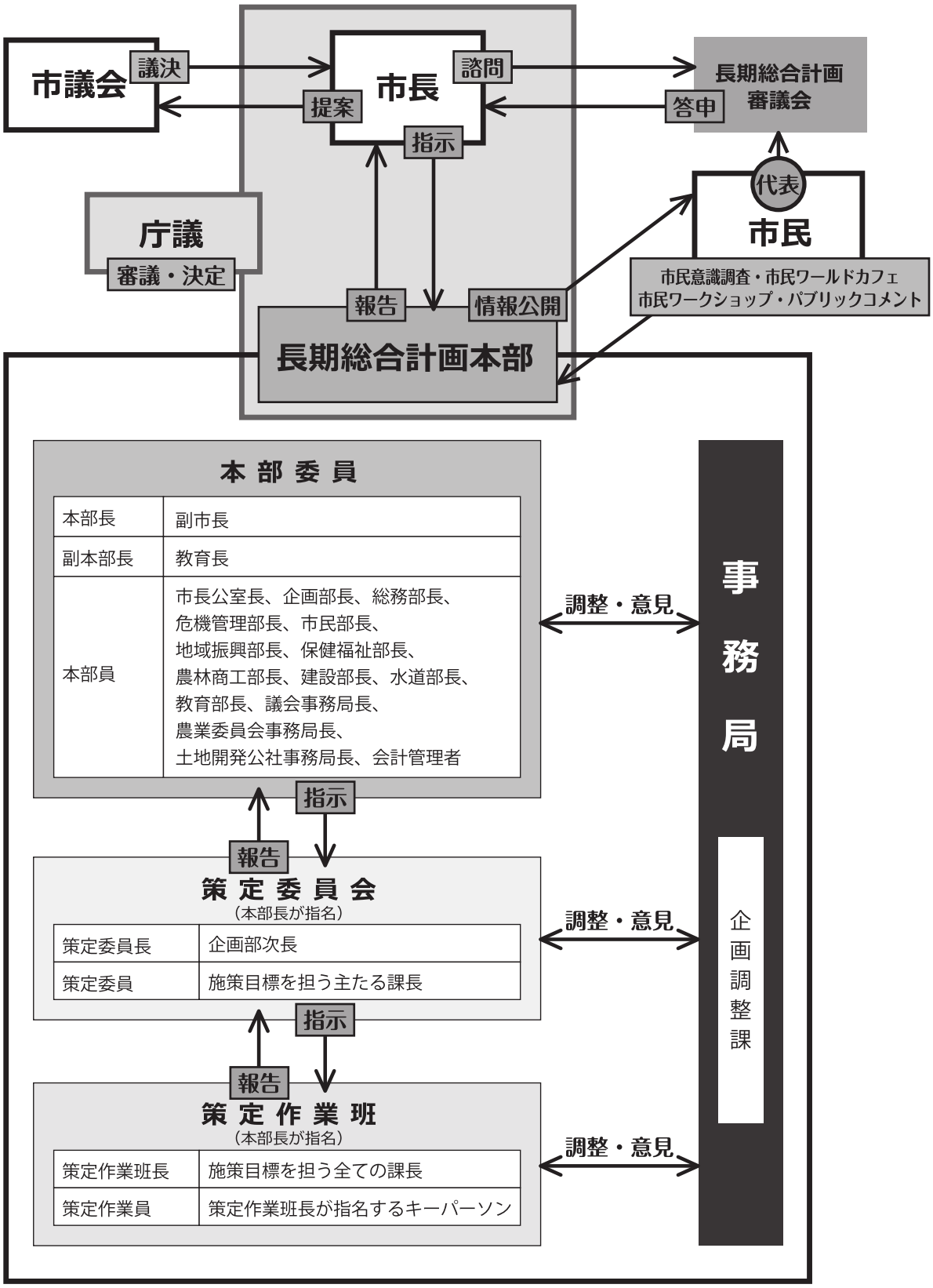
市議会
議決
提案
市長
諮問
指示
長期総合計画審議会
答申
代表
市民
市民意識調査・市民ワールドカフェ
市民ワークショップ・パブリックコメント
庁議
審議・決定
報告
情報公開
長期総合計画本部
本部委員
本部長
副市長
副本部長
教育長
本部員
市長公室長、企画部長、総務部長、
危機管理部長、市民部長、
地域振興部長、保健福祉部長、
農林商工部長、建設部長、水道部長、
教育部長、議会事務局長、
農業委員会事務局長、
土地開発公社事務局長、会計管理者
調整・意見
事務局
指示
報告
策定委員会
（本部長が指名）
策定委員長
企画部次長
策定委員
施策目標を担う主たる課長
調整・意見
企画調整課
指示
報告
策定作業班
（本部長が指名）
策定作業班長
施策目標を担う全ての課長
策定作業員
策定作業班長が指名するキーパーソン
調整・意見

資料編

紀の川市長期総合計画審議会条例

紀の川市長期総合計画審議会条例

平成17年11月7日
条例第28号

（設置）

第１条　本市に、紀の川市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、紀の川市長期総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第３条　審議会は、委員３０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　住民代表

（３）　公共的団体代表

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、諮問事項の審議が終了し、答申をもって満了する。

２　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

紀の川市長期総合計画審議会委員名簿

紀の川市長期総合計画審議会委員

（順不同、敬称略）

職名		氏名	備考
公募委員		今木 大二	
公募委員		井口 和彦	副会長
公募委員		楠見 郁夫	
公募委員		西川 武志	
公募委員		中川 皓次	
打田区長会	会長	横山 定雄	
粉河区長会	会長	柑本 智司	
那賀区長会	会長	岡本 龍輝	
桃山区長会	会長	植田 紳一	
貴志川区長会	会長	田村 勝實	
近畿大学生物理工学部　地域交流センター	センター長	仁藤 伸昌	会長
近畿大学生物理工学部　教養・基礎教育部門	教授	渡部 容子	
紀の川市農業委員会	会長	西川 泰弘	
紀の川市立地企業連絡協議会	会長	野村 壮吾	
紀の川市環境保全対策審議会	委員	尾崎 加代子	
紀の川市消防団	団長	井尻 智久	
紀の川市老人クラブ連合会	会長	阪中 進	
紀の川市身体障害者連盟	会長	泉中 條子	
紀の川市人権委員会	会長	小倉 敏男	
紀の川市商工会	会長	高田 亮平	
紀の里農業協同組合	代表理事組合長	吉田 哲男	
紀の川市女性会議	会長	小﨑 幸代	
紀の川市観光協会	会長	城口 豊	
紀の川市小中学校校長会	会長	東 哲	
紀の川市都市計画審議会	会長	赤坂 好哉	

役職等の異動により途中で退任された委員

（順不同、敬称略）

職名		氏名	備考
打田区長会	会長	和田 博昭	
粉河区長会	会長	中本 智幸	
那賀区長会	会長	宇野 耕作	
桃山区長会	会長	戸中 勇	
貴志川区長会	会長	山田 守彦	
紀の里農業協同組合	代表理事組合長	山田 泰行	
紀の川市女性会議	会長	右梅 八世	
紀の川市小中学校校長会	会長	小林 彰	

○紀の川市長期総合計画本部設置要綱

平成17年11月7日
訓令第29号

（設置）

第１条　紀の川市長期総合計画（以下「計画」という。）を策定するため、紀の川市長期総合計画本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　本部は、市の基本構想及び基本計画を策定するために必要な企画調査、調整、研究及び資料の収集を行うものとする。

（組織）

第３条　本部の委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

２　本部長は副市長を、副本部長は教育長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

２　本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長が本部長の職務を代理する。

（会議）

第５条　本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

２　本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（策定委員会及び策定作業班）

第６条　本部の運営を円滑かつ効率的に行うため、本部に策定委員会（以下「委員会」という。）及び策定作業班（以下「作業班」という。）を置く。

２　委員会は、本部長の指名する策定委員長及び策定委員をもって組織する。

３　委員会の会議は、策定委員長が招集し、その議長となる。

４　策定委員長は、委員会で調査及び検討した事項を、本部長に報告するものとする。

５　作業班は、本部長の指名する策定作業班長及び策定作業員をもって組織する。

６　策定作業班長は、作業班で調査及び検討した事項を、策定委員長に報告するものとする。

７　策定作業員は、所管作業班に係る資料等の収集、調査及び研究をする。

（事務局）

第７条　本部の事務局は、企画部企画調整課において処理する。

（その他）

第８条　この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表（第３条関係）

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	市長公室長、企画部長、総務部長、危機管理部長、市民部長、地域振興部長、保健福祉部長、農林商工部長、建設部長、水道部長、教育部長、議会事務局長、農業委員会事務局長、土地開発公社事務局長及び会計管理者

紀の川市長期総合計画本部委員名簿（本部、策定委員会、策定作業班）

本 部			（敬称略）
役割	氏名	役職	備考
本部長	林 信良	副市長	
副本部長	貴志 康弘	教育長	
本部員	榎本 守	議会事務局長	
本部員	西川 直宏	市長公室長	
本部員	森本 浩行	企画部長	策定委員長兼務
本部員	宮楠 誠司	土地開発公社事務局長	策定作業班長兼務
本部員	金岡 哲弘	総務部長	
本部員	中浴 哲夫	危機管理部長	
本部員	尾上 之生	市民部長	
本部員	吉川 博造	地域振興部長	
本部員	上村 敏治	保健福祉部長	
本部員	神德 政幸	農林商工部長	
本部員	前田 泰宏	建設部長	
本部員	溝上 卓史	水道部長	
本部員	浅野 德彦	会計管理者	
本部員	稲垣 幸治	教育部長	
本部員	中野 朋哉	農業委員会事務局長	

策 定 委 員 会			（敬称略）
役割	氏名	役職	備考
策定委員長	森本 浩行	企画部長（兼次長）	
策定委員	角 佳英	企画調整課長	策定作業班長兼務
策定委員	西 博行	人事課長	策定作業班長兼務
策定委員	釜坂 佳典	次長（危機管理課長）	策定作業班長兼務
策定委員	田村 善之	次長（環境衛生課長）	策定作業班長兼務
策定委員	吉本 年史	地域振興課長	策定作業班長兼務
策定委員	硲石 繁幸	次長（社会福祉課長）	策定作業班長兼務
策定委員	木村 昌嗣	農業林業振興課長	策定作業班長兼務
策定委員	湯川 晃司	次長（建設総務課長）	策定作業班長兼務
策定委員	藤井 丈士	教育総務課長	策定作業班長兼務

策 定 作 業 班			（敬称略）
役割	氏名	役職	備考
班長	柏木 健司	次長（議事調査課長）	
班長	森岡 悟	秘書課長	
班長	津田 具幸	次長（広報広聴課長）	
班長	角 佳英	企画調整課長	

策定作業班			（敬称略）
役割	氏名	役職	備考
班長	杉本 太	財政課長	
班長	宮楠 誠司	企画部部付部長兼次長兼企業立地推進課長	
班長	西 真宏	情報推進課長	
班長	山野 浩伸	次長（総務課長）	
班長	西 博行	人事課長	
班長	今城 崇光	次長（管財課長）	
班長	神﨑 恒好	市民税課長	
班長	芝田 修	次長（税務長・収税課長）	
班長	釜坂 佳典	次長（危機管理課長）	
班長	乾 浩二	消防防災課長	
班長	木村 幸司	市民課長	
班長	前川 永治	次長（国保年金課長）	
班長	藤永 史彦	次長（人権啓発推進課長）	
班長	田村 善之	次長（環境衛生課長）	
班長	古市 晃一	廃棄物対策課長	
班長	吉本 年史	地域振興課長	
班長	硲石 繁幸	次長（社会福祉課長）	
班長	若林 伸彦	障害福祉課長	
班長	嶋田 雅文	子育て支援課長	
班長	橋本 好秀	次長（高齢介護課長）	
班長	中谷 秀美	次長（健康推進課長）	
班長	木村 昌嗣	農業林業振興課長	
班長	西田 吉雄	農地課長	
班長	室谷 信司	商工観光課長	
班長	湯川 晃司	次長（建設総務課長）	
班長	直田 武真	住宅管理課長	
班長	井ノ上 益秀	都市計画課長	
班長	山東 邦彦	次長（下水道課長）	
班長	弓場 正己	道路河川課長	
班長	壷井 隆元	地籍調査課長	
班長	栗本 宗彦	水道総務課長	
班長	加山 与志也	水道工務課長	
班長	田村 浩美	会計課長	
班長	藤井 丈士	教育総務課長	
班長	谷口 永司	学校教育課長	
班長	上中 和利	生涯学習課長	
班長	松井 孝作	生涯スポーツ課長	
策定作業員	片山 享慈	議事調査課主幹	
策定作業員	溝上 周美	秘書課課長補佐	

策定作業班			（敬称略）
役割	氏名	役職	備考
策定作業員	峰田 妃芙美	広報広聴課課長補佐	
策定作業員	馬場 雅義	企画調整課係長	
策定作業員	面川 洋一郎	財政課課長補佐	
策定作業員	藤田 啓仁	企業立地推進課主幹	
策定作業員	山本 江司	情報推進課主幹	
策定作業員	大村 和徳	総務課課長補佐	
策定作業員	中川 雅伸	人事課主幹	
策定作業員	團栗 圭佑	管財課主事	
策定作業員	西浦 好信	市民税課主幹	
策定作業員	稲垣 千香	収税課主幹	
策定作業員	中村 健	危機管理課主幹	
策定作業員	岩橋 千明	消防防災課主幹	
策定作業員	坂口 千歳	市民課主幹	
策定作業員	畠口 郁弘	国保年金課課長補佐	
策定作業員	永井 紀男	人権啓発推進課主幹	
策定作業員	高橋 秀寿	環境衛生課課長補佐	
策定作業員	阪口 浩司	廃棄物対策課課長補佐	
策定作業員	小浦 正之	地域振興課主幹	
策定作業員	北田 智久	社会福祉課課長補佐	
策定作業員	林 国和	障害福祉課主幹	
策定作業員	宮本 麻里	子育て支援課課長補佐	
策定作業員	児玉 靖尚	高齢介護課主幹	
策定作業員	坂本 文博	健康推進課主幹	
策定作業員	脇谷 卓也	農業林業振興課主幹	
策定作業員	谷福 靖司	農地課主幹	
策定作業員	南條 青志	商工観光課課長補佐	
策定作業員	堀川 恭延	建設総務課主幹	
策定作業員	平代 多佳生	住宅管理課主幹	
策定作業員	窪原 拓馬	都市計画課係長	
策定作業員	筒井 勝己	下水道課主幹	
策定作業員	西村 健司	道路河川課係長	
策定作業員	奥田 善章	地籍調査課主幹	
策定作業員	速水 雅明	水道総務課主幹	
策定作業員	中谷 健一	水道工務課主幹	
策定作業員	西岡 恵津子	会計課課長補佐	
策定作業員	楠部 昌洋	教育総務課主幹	
策定作業員	坂口 将基	学校教育課課長補佐	
策定作業員	山中 邦弘	生涯学習課主幹	
策定作業員	熊城 崇	生涯スポーツ課主幹	

策定の経緯

平成28年度

日付	内容	備考
平成28年5月27日	新たな長期総合計画の策定と行政経営システムの構築に係るキックオフ説明会を開催	職員294名出席
平成28年6月21日	第1回　「紀の川市若手職員ワークショップ」を開催 （第2次紀の川市長期総合計画策定に伴う市民意識調査項目設定に係る課題抽出）	採用後5年以内の職員21名出席
平成28年6月27日	第1回　「紀の川市職員（策定作業班）ワークショップ」を開催 （市民意識調査の実施に向けた現況把握のためのアンケート項目を作成）	各課キーパーソン（策定作業員）34名出席
平成28年8月1日	第1回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成28年8月5日	平成28年度「紀の川市市民意識調査」を実施	詳細はP137をご参照ください。
平成28年8月22日	第1回　紀の川市長期総合計画審議会を開催	
平成28年10月14日	平成28年度「紀の川市小・中学生まちづくりアンケート」を実施	詳細はP136をご参照ください。
平成28年10月17日	第2回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成28年10月19日	第2回　紀の川市長期総合計画審議会を開催	
平成28年10月24日	第2回　「紀の川市若手職員ワークショップ【ワールドカフェ】」を開催 （市の将来像など上位目標設定に関するアイデアの抽出）	採用後10年以内の職員51名出席
平成28年10月26日	第2次紀の川市長期総合計画策定に係る「現行計画の検証作業説明会」を開催 （第2回　「紀の川市職員（策定作業班）ワークショップ」と位置づけ開催）	策定作業班　74名出席
平成28年11月27日	【紀の川市ワールドカフェ】を開催 （「市の強み・魅力」、「市の将来像」について、たくさんのご意見やアイデア、キーワードをいただきました。）	詳細はP138をご参照ください。 96名出席（近大生8名、一般88名）
平成28年12月13日	平成28年第4回市議会定例会総務文教常任委員会において「第2次紀の川市長期総合計画策定方針及び経過説明について」報告	
平成28年12月16日	第3回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成28年12月22日	平成28年第4回市議会定例会議会全員協議会において「第2次紀の川市長期総合計画策定方針及び経過説明について」報告	
平成28年12月26日	第3回　紀の川市長期総合計画審議会を開催	
平成29年2月17日	第4回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成29年2月27日	第4回　紀の川市長期総合計画審議会 （第1回　紀の川市長期総合計画審議会「分科会」）を開催	
平成29年3月12日	【第1回　紀の川市ワークショップ】を開催 （「市の将来像」について、アイデア出し・整理・文章化まで実施いただき、多くのご意見をいただきました。）	詳細はP139をご参照ください。 62名出席（高校生16名、一般46名）
平成29年3月23日	第3回　「紀の川市職員（策定作業班）ワークショップ」の開催 （市民ワークショップで抽出されたフレーズを活用した「将来像」（案）の作成、市を取り巻く環境の整理）	各課キーパーソン（策定作業員）26名出席

平成29年度

日付	内容	備考
平成29年5月1日	第5回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成29年5月9日	第5回　紀の川市長期総合計画審議会 （第2回　紀の川市長期総合計画審議会「分科会」）を開催	
平成29年5月28日	【第2回　紀の川市ワークショップ】を開催 （5分野の「まちづくりの目標」について、アイデア出し・整理・文章化まで実施し、多くのご意見をいただきました。）	詳細はP139をご参照ください。 44名出席（内訳：高校生7名、一般37名）
平成29年5月31日	第4回　「紀の川市職員（策定作業班）ワークショップ」の開催 （市民ワークショップで抽出されたフレーズを活用した、5分野の「まちづくりの目標」（案）の作成）	各課キーパーソン（策定作業員）27名出席
平成29年6月5日	第6回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成29年6月13日	第6回　紀の川市長期総合計画審議会を開催	
平成29年6月16日	第7回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成29年6月23日	第2次紀の川市長期総合計画　「序論及び基本構想」（案）について、市民の皆さまの意見を募集するため「パブリックコメント」を実施	実施期間：6月23日～7月14日
平成29年6月27日	平成29年第2回市議会定例会総務文教常任委員会において「第2次紀の川市長期総合計画基本構想（案）及び策定経過について」報告	
平成29年7月7日	平成29年第2回市議会定例会議会全員協議会において「第2次紀の川市長期総合計画基本構想（案）及び策定経過について」報告	
平成29年7月14日	第8回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成29年7月26日	第7回　紀の川市長期総合計画審議会を開催	
平成29年8月1日	第156回庁議において「第2次紀の川市長期総合計画基本構想の制定について」審議、決定	
平成29年9月23日	【第3回　紀の川市ワークショップ】を開催 （「基本計画」部分の各分野において、市民や地域、団体・事業者として「私たちにできること」をテーマに話し合っていただきました。）	詳細はP139をご参照ください。 50名出席（内訳：高校生15名、一般35名）
平成29年9月28日	平成29年第3回市議会定例会において「第2次紀の川市長期総合計画基本構想の制定について」議決	
平成29年10月6日	平成29年度「紀の川市市民意識調査」を実施	詳細はP137をご参照ください。
平成29年11月15日	第9回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成29年11月22日	第8回　紀の川市長期総合計画審議会を開催	
平成29年12月12日 平成29年12月14日	第3回　紀の川市長期総合計画審議会「分科会」を開催	
平成30年1月29日	第10回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成30年2月6日	第9回　紀の川市長期総合計画審議会を開催	
平成30年2月8日	第2次紀の川市長期総合計画　「基本計画」（案）について、市民の皆さまの意見を募集するため「パブリックコメント」を実施	実施期間：2月8日～2月26日
平成30年3月2日	第11回　紀の川市長期総合計画本部会議を開催	
平成30年3月5日	第10回　紀の川市長期総合計画審議会を開催	
平成30年3月6日	平成30年第1回市議会定例会総務文教常任委員会において「第2次紀の川市長期総合計画基本計画（案）について」報告	
平成30年3月8日	第11回　紀の川市長期総合計画審議会を開催（市長への答申）	
平成30年3月14日	第165回庁議において「第2次紀の川市長期総合計画基本計画の策定について」審議、決定	
平成30年3月27日	平成30年第1回市議会定例会議会全員協議会において「第2次紀の川市長期総合計画基本計画について」報告	

諮問・答申

諮問

28紀企画発第144001号
平成28年8月22日

紀の川市長期総合計画審議会
会長　仁藤　伸昌　　様

紀の川市長　中村　慎司

第２次紀の川市長期総合計画の策定について（諮問）

紀の川市長期総合計画審議会条例（平成17 年紀の川市条例第28号）第2条の規定に基づき、第２次紀の川市長期総合計画の策定に関する下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 第2次紀の川市長期総合計画基本構想について
2. 第2次紀の川市長期総合計画基本計画（前期基本計画）について

答申

平成30年3月8日

紀の川市長　中村　慎司　様

紀の川市長期総合計画審議会
会長　仁藤　伸昌

第２次紀の川市長期総合計画の策定について（答申）

平成28年8月22日付け28紀企画発第144001号で諮問のありました第2次紀の川市長期総合計画の策定について、当審議会において、10回の会議と施策単位で合計9回の分科会を開催し、慎重な審議の結果、適切であると認め、下記の意見を付して答申いたします。

なお、本計画の策定については、小中学生を含む市民意識調査や高校生及び大学生の参画による市民ワークショップ等を開催し、市の将来を担う若者の意見も反映されています。

今後、本計画の推進にあたっては、十分に意見を尊重いただくとともに、市の将来像である「人が行き交い　自然の恵みあふれる　住みよいまち」の実現に向けて、市長のリーダーシップのもと全庁体制により、最善の努力をされるよう要望いたします。

記

1. 長期総合計画は、まちづくりの最も基本となる指針であり、本計画に掲げる将来像を実現するため、多くの市民に周知し、計画の共有に取り組まれたい。
   また、社会情勢の変化や複雑・多様化する行政課題に対応するためにも、市民や地域、事業者等と行政が一体となった、協働によるまちづくりを推進されたい。
2. 人口減少を抑制し、地域活力を維持するためにも、市民の交流を促し、地域力の向上を図りつつ、定住人口や交流人口の増加につながるよう、本市の豊富な地域資源を活用し、市のイメージアップや郷土愛の醸成につながる施策展開を図られたい。
3. 本計画の進行管理については、行政評価制度を活用し、市民に分かりやすい成果重視の評価により、的確に推進されたい。
   また、財政状況等を考慮し、施策・事業の選択と集中を図ることにより、効率的な市政運営に努められたい。

小・中学生まちづくりアンケート結果

第２次紀の川市長期総合計画の策定方針では、市民ニーズを計画内容へ反映させることに重点を置いています。その取組の１つとして、紀の川市の将来を担う小・中学生の意見を聴取するため、市内の公立小・中学生に対してアンケートを実施しました。分析結果の詳細は紀の川市ホームページをご覧ください。

①調査の概要

調査期間	**平成28年10月**
調査方法	**公立小中学校に配布し、記入後に回収**
調査対象	**紀の川市内の公立小中学校のうち** **小学校6年生515人、中学校2年生525人、合計1,040人を対象に実施**
有効回答者数	**1,006人（回収率96.7%）** ［内訳］小学生510人（回収率 99.0%）中学生496人（回収率 94.5%）

②質問内容

設問	概要	説明
問1	**性別**	**性別について聞いています。**
問2	**居住地**	**住んでいる地域について聞いています。**
問3	**住みよさ**	**紀の川市の住みよさを聞いています。**
問4	**紀の川市への愛着**	**紀の川市への愛着を聞いています。**
問5	**地域の自慢**	**他のまちの人に自慢できる地域資源のことを聞いています。**
問6	**将来の定住志向**	**将来、紀の川市に住むことに対しての考えを聞いています。**
問7	**将来関わりたいこと**	**将来関わりたい仕事や活動について聞いています。**
問8	**将来の理想のまち**	**理想のまちのキーワードについて聞いています。**
問9	**市長になったら**	**自分自身が市長になったら取り組んでみたいことについて聞いています。**

③調査結果（抜粋）

問3　**住みよさ（全体結果）**

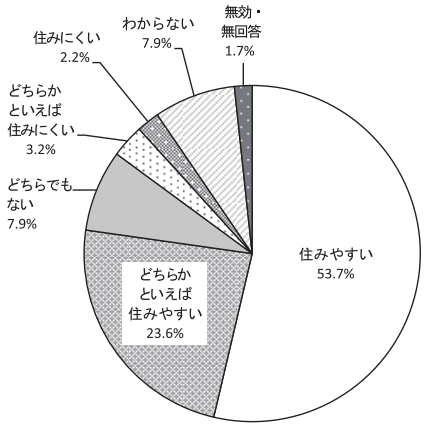

問4　**紀の川市への愛着（全体結果）**

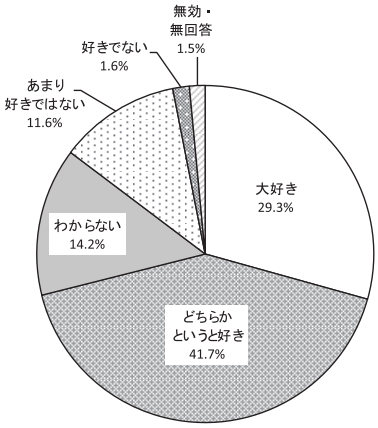

問8　**大人になったとき、紀の川市がどんな「まち」になっていたら良いか（全体結果）**

紀の川市の将来像に関して、記述いただいた内容を次の6分類に分けると「自然豊かなまち」を望む意見が最も多く24.8%、「美しいふるさとらしさを感じられるまち」が21.0%、「安全・安心なまち」が20.4%と続いています。

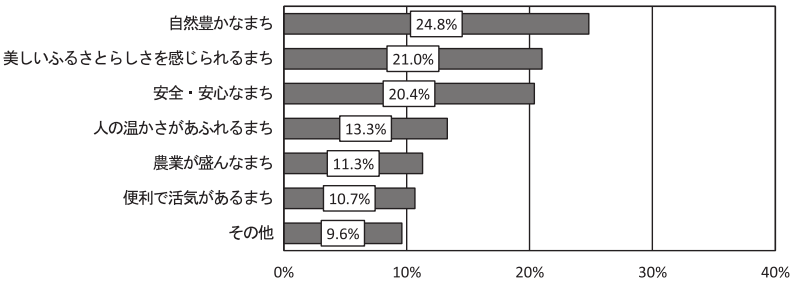

※複数に当てはまる場合はそれぞれの分類に含めているため、合計は100%とならない

市民意識調査結果

第１次紀の川市長期総合計画の検証、振り返りを目的として、市民の施策に対する重要度・満足度や施策の取組の浸透状況を把握する市民意識調査を2016（平成28）年度に実施しました。さらに、第２次紀の川市長期総合計画における各基本施策の方向性の検討や重点的に実施すべき基本施策の把握等のため、2017（平成29）年度にも市民意識調査を実施しました。分析結果の詳細は紀の川市ホームページをご覧ください。

		2016（平成28）年度　市民意識調査	2017（平成29）年度　市民意識調査
①調査の概要	調査期間	**7月27日（水）～8月22日（月）** ※7月27日を対象者の抽出基準日としました。 ※締め切り後、一定期間回収を行いました。	**10月7日（土）～10月25日（水）** ※10月2日を対象者の抽出基準日としました。 ※締め切り後、一定期間回収を行いました。
	調査方法	**郵送配布・回収**	**郵送配布・回収**
	調査対象	**市内在住の18歳以上75歳未満の市民2,500人**	**市内在住の18歳以上75歳未満の市民1,500人**
	有効回答者数	**931人（回収率37.2%）**	**577人（回収率38.5%）**
②質問内容	問1	**住みよさ・定住志向**	**住みよさ・定住志向**
	問2	**施策の重要度**	**施策の満足度**
	問3	**施策の満足度**	**施策の重要度**
	問4	**日常生活での取り組み※**	**日常生活での取り組み※**
	問5	**人口減少対策の方向性**	**回答者の属性**
	問6	**回答者の属性**	**ー**

※協働・市民交流の状況、防災・防犯に対する取り組み状況など、市民の方々の生活実態、行動実態を聞いています。

③調査結果　2017（平成29）年度 市民意識調査における問2・問3　施策の満足度・重要度

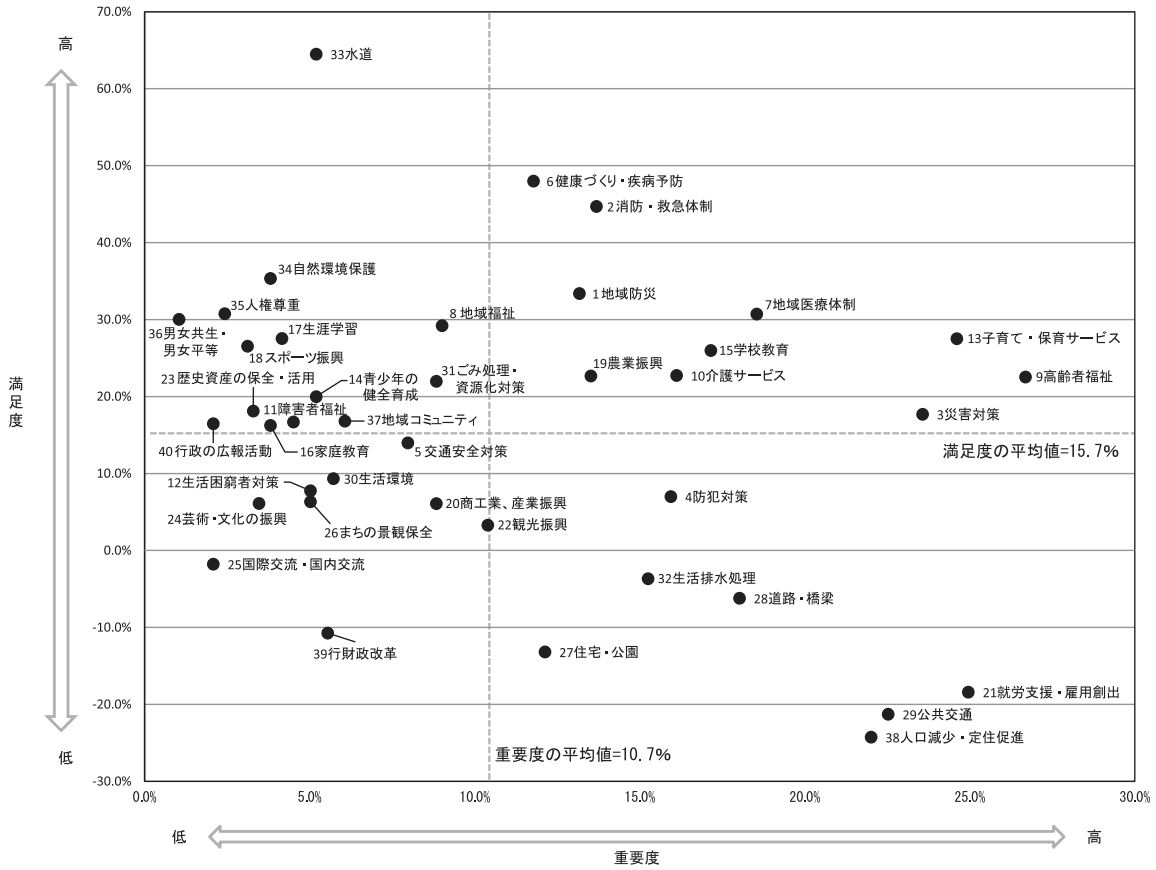

資料編

市民ワールドカフェ

市民の皆さまからご意見をいただく機会の第1弾として、カフェのようなリラックスした雰囲気の中で「紀の川市の強み・魅力」から始まり、「10年後の紀の川市の姿」について、語り合っていただきました。司会は近畿大学生物理工学部の学生のお二人が担当し、とても和やかな雰囲気で話し合いが進みました。参加者アンケートからも「楽しめた」という回答が94%であったことからも、とても有意義な話し合いとなりました。

開催日程				
	□日程	2016(平成28)年11月27日(日)	□ねらい	・日頃のまちづくりに関する市民の意向を把握する
	□場所	紀の川市役所本庁舎 7階ラウンジ		・新たな総合計画の策定にあたり、市民の描くまちの将来像を把握する
	□対象者	公募(市民および市内在勤・在学者)		
	□参加人数	96人		

第1ラウンド　「紀の川市ってどんなまち？」　このまちの魅力を書き出そう！

第2ラウンド　「紀の川市の理想の未来像」将来どんなまちになっていて欲しいか？

第2ラウンドで多かった意見ベスト5

①農業が盛んなまち
②交通が充実したまち
③働く場所があるまち
④協力し合うまち
⑤若者が暮らし、活躍できるまち

第3ラウンド　紀の川市の理想の未来像実現のため「私たちにできること」

第3ラウンドで多かった意見ベスト5

①コミュニティづくり
～地域の人とコミュニケーションをとる　など

②ボランティア等
～地元で地域のためにボランティア活動等に参加する　など

③情報発信
～「紀の川市フルーツ王国」をみんなに浸透させる　など

④農業活性化
～農作物のブランド化をすすめる　など

⑤地域イベント参加
～地域の会合、イベント等に積極的に参加する　など

振り返り　第１～３ラウンドまでの振り返り、意見表明

※市民ワールドカフェの詳細や結果については、紀の川市ホームページをご覧ください。

市民ワークショップ

第2次紀の川市長期総合計画の策定にあたり、アンケート調査だけでは把握できない、市民の皆さまの考え方やご意見を計画書に反映するため、以下の日程で3回の市民ワークショップを開催しました。各回でたくさんの高校生の参加をいただき、活気あふれるワークショップとなりました。

ワークショップ各回の概要

第1回 ワークショップ
2017(平成29)年
3月12日(日)

紀の川市の将来像を検討しました

紀の川市が未来に向けて取り組むべきことを検討(第1ラウンド)し、市の強みを分析(第2ラウンド)したあと、未来のまちの姿についてアイデア出し(第3ラウンド)を行いました。その後、アイデアを比較検討しながら整理(第4ラウンド)し、文章化を行い発表しました。

第2回 ワークショップ
2017(平成29)年
5月28日(日)

5つの政策目標(まちづくりの目標)を検討しました

5つの政策分野における今後10年で優先的に取り組むべきこと(第1ラウンド)、政策分野ごとの10年後のまちの姿(第2ラウンド)、政策分野ごとの市民・行政の役割(第3ラウンド)についてアイデア出しを行った後、政策分野ごとのまちづくりの目標や市民の役割を整理し、発表しました。

第3回 ワークショップ
2017(平成29)年
9月23日(土)

基本施策単位で市民、地域などの役割分担を検討しました

各基本施策における役割分担(市民、地域・自治区、団体、事業者それぞれの役割)を考え(第1～第3ラウンド)、参加者自身が取り組みたいことを検討し(第4ラウンド)、発表しました。

※市民ワークショップの各回の詳細や結果については、紀の川市ホームページをご覧ください。

紀の川市民憲章

紀の川市民憲章

平成 18 年 11 月 1 日　議決

紀の川市は、紀の川の清流と豊かな自然にはぐくまれたまちです。

私たちは、先人が築いてくれた歴史・文化を尊び、新しい時代にあった暮らしと文化を創造するとともに、活気に満ちた紀の川市の実現をめざして、この憲章を定めます。

一　ふるさとを愛し、教養を高め、新しい文化をつくります。
一　人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を広めます。
一　働くことに喜びを感じ、生きがいと希望に満ちた未来をひらきます。
一　趣味やスポーツを楽しみ、健康で、明るい家庭をつくります。
一　感謝と奉仕の気持ちを大切にします。

紀の川市章

紀の川市の「紀」の文字をシンボライズし、自然の豊かさに包まれた快適な都市をデザイン。市を象徴する「紀の川」の流れや、澄んだ空をイメージしたブルーを基調に、中心から交流の輪が広がる様子を描いています。

紀の川市の木・花・鳥

市の木
きんもくせい

市の花
もも

市の鳥
うぐいす

平成18年11月1日議決

紀の川市歌

保岡直樹　作詞
青木　進　作曲

1．
清き流れは 大地をひらき
四季を彩る 幸を呼ぶ
心やすらぐ 水みどり
憩う人の和 夢かよう
自然の恵みに 感謝して
いのち育む 紀の川市

2．
春はうぐいす 奏でる野山
胸にそよ風 澄みわたる
空の青さに よろこびの
枝を広げる 桃の花
笑顔と希望に 満ちあふれ
ともに伸びゆく 紀の川市

3．
光る歴史に 華咲く文化
金木犀も かおり立つ
力あわせて いきいきと
築くふるさと 新時代
豊かな創造 たゆみなく
あすへ飛翔く 紀の川市

平成28年3月25日議決

第２次紀の川市長期総合計画

発行者　紀の川市
〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地
電　話　0736-77-2511（代表）
編　集　紀の川市　企画調整課（平成30年4月から企画経営課となります）
ホームページアドレス　http://www.city.kinokawa.lg.jp/

住いも甘いも
紀の川市

第２次紀の川市 長期総合計画

～人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち～